

令和6年舟形町議会
第1回定例会会議録

舟形町議会

令和6年舟形町議会第1回定例会会議録

招集年月日 令和6年2月29日

招集の場所 舟形町議会議場

開 会 3月5日 午前10時

応招議員（10名）

1番 伊藤 廣 好 6番 石 山 和 春

2番 叶 内 昌 樹 7番 奥 山 謙 三

3番 荒 澤 広 光 8番 八 畝 太

4番 伊 藤 欽 一 9番 佐 藤 広 幸

5番 小 国 浩 文 10番 斎 藤 好 彦

不応招議員（なし）

令和6年3月5日（火曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第1日目）

令和6年舟形町議会第1回定例会第1日目

令和6年3月5日火曜日

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 焜 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
副 町 長 鏡 裕 之	農業委員会会長	叶内 栄 一
会計管理者 伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長 沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長 鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長 沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長 伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志
地域整備課長 伊藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議員派遣の報告
- 日程第5 本期受理の陳情

陳情第1号 農産物直売所（産直まんさく）の存続についての陳情

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

日程第7 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時07分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから令和6年第1回定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長が指名いたします。1番伊藤廣好議員、6番石山和春議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

議長 日程第2 会期の決定について議題といたします。

会期の発言は、伊藤議会運営委員長よりお願いをいたします。

4番 それでは私から、去る令和6年2月27日に開催されました議会運営委員会において、令和6年第1回定例会の会期について協議をいたしましたので、ご報告いたします。

令和6年第1回舟形町議会定例会の会期は、本日3月5日から13日までの9日間とすることに決定しましたので、ご報告を申し上げます。

議長 お諮りいたします。本定例会の会期は、伊藤議会運営委員長報告のとおり、3月5日から13日までの9日間と決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、会期は本日から13日までの9日間とすることに決定をいたしました。

日程第3 諸般の報告

議長 日程第3 諸般の報告については、議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第4 議員派遣の報告

議長 日程第4 議員派遣の報告については議案書掲載のとおりです。朗読は省略いたします。

日程第5 本期受理の陳情

議長 日程第5 本期受理の陳情を議題といたします。

陳情第1号 農産物直売所(産直まんさく)の存続についての陳情について議題といたします。

陳情第1号については、議会事務局長が朗読、説明をいたします。

議会事務局長（朗読、説明省略）

議長 陳情第1号の審査につきましては、会議規則第94条の規定により、産業振興常任委員会に付託いたします。

日程第6 町長挨拶並びに行政報告

議長 日程第6 町長挨拶並びに行政報告をお受けいたします。

町長 おはようございます。

本日は、令和6年第1回舟形町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には、時節柄、何かとお忙しい中ご出席賜りまして、誠にありがとうございます。

今回、町議会定例会に提案しております議案説明に先立ち、私の3期目の町政運営の所信の一端を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたく存じます。

改めまして、2月4日執行の舟形町長選挙において当選させていただき、そして2月26日に第19代町長に就任いたしました森富広でございます。3度目の町長選挙は、異例で不思議な選挙となりまして、投票率は、残念ながら69.14%と低いものでありましたが、有効投票数における得票率は、約89%を獲得し、町民の皆様から2期8年の町政運営について、一定の評価を得たものと受け止めております。しかし、おごることなく謙虚に、3期目の新たな4年間も8年前立候補したときと変わらない熱い思いで、お年寄りや子供たち、そして、ここに住んでいる人のために一生懸命働く所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きご指導、ご鞭撻賜りますようお願いを申し上げます。

私のまちづくりの目標は、3期目も引き続き「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」であります。8年前、そして4年前も申し上げましたが、私が考える舟形町の地方創生の原点は、平成の大合併の中、平成16年に1市1町の合併を進める行政と議会に対し、町民が、県内初の住民投票で舟形町として「自立」することを決断したことであります。「自立」は、自ら律する「自律」でもあり、財政状況が厳しい中でも、町民みんなで考え、知恵を出し、決して奪い合うことなく、情報を共有しながら取捨選択し、共に汗を流して助け合うことこそ地方創生の姿そのものであり、「オールふながた」、「ワンチーム」のまちづくりだと考えます。そのようなまちづくりのために、引き続き「舟形の元気をつくります」、「ずうーっと舟形に住んでもらえるようにします」、「オール舟形で町づくりをします」の3つの柱でまちづくりを進めてまいります。

1つ目の「舟形の元気をつくります」は、農業や商工業のやる気を支援して元気にします。そのため、売れるブランド米づくり、圃場整備、園芸農業を推進し、さらに農業に就職する若者、生涯現役農業など、多様な農業者支援をしてまいります。

また、4月に開学する東北農林専門職大学の教職員、学生の受入れを通して、新たな農業の振興に努めてまいります。さらには、商工業者への支援も十分に協議をしながら、商工業者のやる気をしっかりと支援していきます。さらには、町の豊かな自然環境を生かして、関係人口の拡大を推進してまいります。

2つ目の「ずーっと舟形に住んでもらえるようにします」は、お年寄りに優しい環境づくりと健康長寿日本一をめざし、引き続き雪の苦労軽減、元気100歳プロジェクトを推進してまいります。

次に、若者移住定住の促進のため、おかえり孫プロジェクトやワクワクワーク、民間アパート建設支援を継続・強化して実施してまいります。

また、町の未来を担う子供たちのために、未満児も含めて保育料を完全無料化、高校生までの医療費の無料化を継続してまいります。

また、日本一のおいしい給食食育事業のさらなる推進、縄文の女神をはじめとする縄文文化教育などや情報発信にも努めてまいります。

また、国土強靱化地域計画の下に、防災・減災事業に取り組み、災害等にも強い安全安心な強靱な町をつくってまいります。

3つ目の「オール舟形でまちづくりをします」は、各町内会の「地区びじょん」や「地域運営組織」の組織化を目指しながら、町民の皆様と町民主体の町づくりを推進します。さらには、国が進めるデジタル田園都市国家構想の下、AIやロボティクスなどを活用して、人口が減少しても住んでいる人が誇れる「先進的少数社会」や、「にぎやかな過疎地域」をつくってまいります。

以上が、基本施策の大要ですが、舟形町第7次総合発展計画の下で、第7次総合発展計画の目指すまちの将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり、わくわく未来ふながた」の創造に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤、7つの基本目標の達成を目指して、一体となって取り組んでまいります。

令和6年度の施政方針については、令和6年度当初予算の内示会で説明申し上げましたとおり、第7次総合発展計画の短期アクションプランの最終年となるため、7つの基本目標の実現に向けて、「100歳元気プロジェクト」、「少子化対策・子ども育成プロジェクト」、「定住・移住プロジェクト」、「デジタルファーストプロジェクト」を確実に実行してまいります。

重ねて申し上げますが、3期目の新たな4年間も「住んでいる人が誇れるまち、豊かな舟形」を目指し、お年寄りや子供たち、そして、ここに住んでいる人のために一生懸命働いてまいりますので、議員各位をはじめ町民の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう心からお願いを申し上げ、3期目の町政運営に臨む所信表明とさせていただきます。

次に、12月定例町議会以降の主な行事について行政報告を申し上げます。

(1) 縄文の女神ミュージアムに係る県知事要望について

12月15日金曜日、鏡副町長、伊藤教育長と共に山形県庁へ赴き、「縄文の女神」の舟形町への帰還に関する県知事要望を行いました。当日は、平山副知事より対応していただき、「国宝縄文の女神を展示・収蔵するための施設を県として舟形町に整備すること」と、「それが困難な場合には、町として施設を整備する構想もあるので、所有権の移転など、県として所要の対応及び協力を行うこと」の2点を要望し、町の考えをしっかりと伝えたところであります。

町の熱い思いが県に届き、国宝縄文の女神が、出土地である舟形町へ帰ってくるができるよう、引き続き取り組んでまいります。

(2) 舟形町消防安全祈願祭出初め式について

1月7日日曜日、中央公民館において、斎藤町議会議長、伊藤県議会議員、鈴木駐在所長、阿部消防委員長、最上広域消防本部南支署の方々のご列席の下、舟形町消防安全祈願祭を実施し、今年1年の無事故・無火災を祈願しました。

また、続いての消防出初め式では、能登半島地震で亡くなられた方への黙禱の後、加藤消防団長の訓示があり、町民の生命・財産を守るため、引き続き消防活動・予防活動に努めるよう決意を新たにしておりました。

(3) 能登半島地震に対する応援職員派遣について

令和6年1月1日（元旦）の夕方4時10分に発生した「能登半島地震」について、県と市町村合同で、被災地である新潟県へ応援職員の派遣を行いました。舟形町からは、派遣初日の1月14日から19日まで、危機管理室職員の笹主事を派遣し、新潟市内の液状化による住家の被害認定調査業務に従事してきました。新潟市内では、1万2,000戸を超える被害調査が行われ、山形県のほか、秋田県からも職員が派遣され、調査が行われました。

また、支援物資については、石川県に対し、飲料水、ブルーシート、毛布などを送れるよう準備していたところですが、県の備蓄品を優先し、現地に輸送している状況であります。今後も被災地支援について、町として支援できるところはしっかり支援しながら、当町の災害にもしっかりと備えてまいります。

(4) 社会福祉法人舟和会との地域福祉活動の支援に関する連携協定締結について

1月25日木曜日、舟形町と社会福祉法人舟和会との「地域福祉活動の支援に関する連携協定」を締結しました。舟和会については、昭和49年に県立の総合コロニー誘致活動を通じて盛り上がった社会福祉に対する意識の高揚を背景に、当時の澤内甚一郎町長が先頭に立って法人設立に尽力し、東北初となる身体障害者療護施設光生園を開設し、また、初代理事長に就任するなど、深い関係性を保ちながら、これまで町の福祉事業に連携して取り組んでまいりましたが、法人設立からおよそ半世紀が経過する中、協力関係を再確認するため、今回の協定締結となりました。連携協定は、「ゆいの家」の委託事業、認知症カフェの運営と認知症

サポーターの育成、児童生徒のキャリア教育など、町の地域福祉活動の推進に向けて、5項目の連携事項を定め、相互に役割を分担しながら協力していく内容となっております。

(5) 令和5年度第1回舟形町総合戦略推進会議について

2月22日木曜日、町中央公民館3階ホールにおいて、令和5年度舟形町総合戦略推進会議を開催しました。住民代表をはじめ、産業界・行政機関・教育機関・金融機関・労働団体・メディアなどの委員から、目標設定をしたKPIの達成状況について、意見、質問をいただき、施策の成果及び効果について検証を行いました。会議では、悪七幸喜舟形町営農相談所顧問が会長に選出され、全体的に「おおむね達成できている」と評価をいただくとともに、デジタル田園都市国家構想交付金の積極的な活用について、高く評価をいただきました。

町総合戦略は、町第7次総合発展計画の短期アクションプランを兼ねております。来年度は、短期アクションプランの最終年度となることから、本会議での検証も参考にしながら、次期短期アクションプラン策定に取り組んでまいります。

(6) 書かないスマート窓口のサービス開始について

3月1日金曜日から、住民係の窓口において、来庁者が、マイナンバーカードや運転免許証などの提示と電子署名だけで証明書発行手続や住民異動手続が可能となる、「書かないスマート窓口」のサービスを開始しました。このサービスは、デジタルに不慣れな方が、自治体の窓口に来られた際も、デジタル技術を活用することで職員の負担を軽減しつつ、住民サービスの向上、マイナンバーカードのメリットを享受できる取組となります。こうした取組は、デジタル庁が推進している「自治体窓口DX」として、全国の自治体でも同様のサービスが展開されておりますが、最上管内では初の取組となります。

本事業は、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したもので、今年度は、デジタル実装タイプで「書かないスマート窓口」のほかに、「積雪深モニタリングシステム」、「デマンド型乗り合いタクシー予約システム」、「公開型GIS」、地方創生推進タイプでは、稚鮎の放流やカワウによる被害軽減を目的とした、「漁村と内水面漁業地域の創生事業」、地方創生拠点整備タイプでは、若者のUIJターンと農林業への就農を目指した、「東北農林専門職大学アパートの建設」の全6事業に取り組みました。中でも「東北農林専門職大学アパートの建設」については、内閣府から優良事例として全国に紹介されました。

以上6件について、行政報告を申し上げます。

さて、本定例会に提案します案件は、令和5年度舟形町一般会計、特別会計等補正予算について7件、承認案件について2件、条例の設定について7件、条例の制定について17件、町道路線の認定について1件、舟形町過疎地域自立促進計画の変更について1件、太折辺地に係る総合整備計画の変更について1件、令和6年度舟形町一般会計、特別会計等予算について6件、以上42件についてご提案申し上げますので、慎重審議の上、満場一致をもちまして

ご決議賜りますようよろしくお願いを申し上げます、挨拶とさせていただきます。

なお、12月定例町議会以降の主要行事につきましては、次に記載のとおりですので、説明は省略させていただきます、挨拶並びに行政報告とさせていただきます。

日程第7 一般質問

議長 日程第7、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。1番伊藤廣好議員。

1番 改めまして、おはようございます。

初めに、2月4日執行の舟形町長選挙において3期目の当選を果たし、第19代舟形町長に就任されました森富広町長に改めてお祝いを申し上げます。

質問の前に、能登半島地震により犠牲となられた方々、被災された方々に心からお悔やみとお見舞いを申し上げ、一日も早い復旧、復興をお祈りいたします。

質問主題、「町の減災・防災対策を問う」

令和6年1月1日、午後4時10分に、石川県能登地方を震源とし、最大震度7を観測した地震が発生しました。北海道から九州の広い範囲で揺れ、北陸地方では、多くの建物の倒壊や大規模災害が相次ぎました。特に石川県では大きな余震が続き、2月1日現在で240名の貴い命が失われ、避難者は1万4,431人、住宅被害は4万6,294棟など、壊滅的被害となり、激甚災害に指定されました。

当町においては、東日本大震災の教訓、町で発生した豪雨災害などを踏まえ、有事に備え、福祉避難所や防災センターなどの整備をはじめ、これまで様々な訓練、備蓄、協定など、ハード・ソフト両面で減災、防災の取組をされてきたと思います。このたびの「令和6年能登半島地震」を新たな教訓と課題に対し、町の減災・防災対策を今後どのように取り組むのか、お伺いいたします。

町長 それでは、1番伊藤廣好議員の「町の減災・防災対策を問う」についてのご質問にお答えします。

まず初めに、このたびの能登半島地震で亡くなられた方々に対し、心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々にも心よりお見舞いを申し上げ、一日も早い生活の再建をお祈りいたします。

さて、当町は、新庄盆地断層帯に属する活断層帯として、舟形断層、沖の原断層、長者原断層の3つの断層帯の上に位置しており、2024年1月15日、文部科学省地震調査研究推進本部の公表によりますと、30年以内に地震が発生する確率は5%以下で、最大震度は6強と想定されております。確率3%以上の断層帯は、全国的にも最も確率の高い断層帯として位置づけられております。このことから、当町でもいつ地震が起こってもおかしくない状況にあると考えております。地震のような突発災害に対しては、発生前は、災害時にできるだけ被

害を出さないよう備える防災対策、発災後には、被害を最小にとどめる減災対策が必要となってきますので、被害をできる限り減らすためには、町では、以下の3点を基本目標として定め、事業を進めています。

1つ目は、災害に強いまちづくりとして、災害の拠点となる防災センター、福祉避難所の建設、町公共施設の耐震化のほか、寺下排水対策などを行ってまいりました。

また、住民に対し、ハザードマップを配布し、要望に応じ、説明会を開き、地区内の危険な箇所を認識してもらい、家屋の安全対策、家具の転倒落下防止、防火対策などを講じるよう啓発しております。

2つ目は、災害に強い人づくりを進めています。大規模地震発生初期には、公的な支援が届くまで時間がかかるため、「公助」による活動だけでは住民の命を守ることは困難であることから、「自助」、「共助」の取組を推進しております。毎年、地元消防団と町内会が連携した非常招集訓練の開催や各町内会と自主防災組織による避難訓練の実施、昨年9月には、舟形本町地区合同の避難訓練、10月には、自主防災組織の育成支援として、防災減災をテーマに講演会を行ったほか、防災士の資格取得補助事業を行い、地域防災のリーダーとなる資格取得者を毎年増やしております。

3つ目は、災害に強い体制づくりとして、昨年度、防災計画の見直しを行うとともに、初動体制マニュアル、受援計画の作成も行いました。

また、今回の能登地震でも連携して自治体職員の被災地派遣や支援物資の供給を行っているとおり、国、県及び市町村との迅速な情報伝達体制の強化、町と各機関との災害に関する協定の締結及び協定に基づく訓練の開催、防災行政無線をはじめとする通信機器の向上を図り、通信各社による災害・避難情報の提供体制の試験などを随時行ってきました。今後とも当町の減災・防災対策については、このような事業を継続していきながら、対策強化につながる必要なものを整備し、自助、共助、公助の強化に努めてまいります。

1番 答弁ありがとうございます。このたびの能登地震は、冬期間の地震で、課題が多くありますけれども、特に言われている点については、厳しい寒さへの対応、それから2つ目として、上下水道が使えなくなったための飲料水やトイレの確保、3点目が、避難場所の衛生管理の悪化などが挙げられております。

再質問ですが、まず、職員の登庁訓練についてでありますけれども、輪島市では、孤立集落が多く、全職員約280名おられるんだそうですけれども、そのうち災害発生時の元日に登庁できた職員は約50人、18%の到着だったそうです。町は、先ほど町長から、初動体制マニュアルを作成しているとの答弁ですが、職員の登庁訓練は、どのような訓練をされているのか、まず伺いたいと思います。

町長 それにつきましては、町の防災訓練の中で、職員が登庁する訓練で、連絡、さらには到着

時間までの時間等を把握しながら、そういった訓練を毎年1回実施しております。

1番 その時間帯は、日中ですか。夜間でしょうか。

町長 日中であります。

1番 今後については、想定しながら訓練をしてほしいなどちょっと思います。

先ほどの答弁で、町の地域防災計画の見直しを行ったというようなことでありますけれども、主な見直しの内容についてお願いしたいと思います。

町長 職員の登庁に関する防災訓練というのは、今現在やはり前もってこの日に防災訓練を実施しますというような計画訓練であります。それでは、やはり実際の状況がつかめないということもございまして、首長に対する防災意識の研修会の中でも非計画の非常時に近い、そういった訓練が必要だということでも言われておりますので、町としても夜間であったり早朝であったり、そういった訓練というものも必要なのかなと思っているところであります。このことについては、まずしっかりと危機管理室と対応しながら、できるだけ実情に沿ったといえますか、実際に起こった場合の初動体制がどうなるかということも把握していかなければいけないと考えております。

防災計画の変更等については、国、県の指導の下で行われておりますが、その主な内容等につきましては、住民税務課長から答弁をさせていただきたいと思っております。

住民税務課長 地域防災計画につきましては、令和4年度中に見直しを行っております。町長が申し上げたとおり、国、県の指導ということもあります。さらに最近のデジタル化の推進によりまして、大雨特別警報の発表や避難勧告の廃止があつて、避難指示が優先になったとか、そういうもろもろの社会情勢の変化並びに役場の組織の見直しもありましたので、その辺、あとは前回から協定締結関係をもろもろ各機関としておりますので、その辺の状況などを加味して、国、気象庁、県などの指示も得ながら修正を行った次第でございます。

1番 次に、上下水道の確保についてでありますけれども、被災地では、水と住まいの確保が最優先と言われておりまして、能登地方では、水道管が至るところで壊れ、修理が追いつかない、それから給水車は、道路が寸断されて行けない、現場に行けないというような報道もありました。上下水道が被害を受け、住民は、飲料水、それから洗濯、風呂、トイレが使えず、大変困惑している様子が報道されております。石川県内では、2月末の現在でも約1万8,800世帯余りが、いまだ断水の状況が続いております。

そこで、町の上下水道管の老朽化しているところもあると思っておりますが、その辺の管の更新、その辺については、どういう状況であるか、お尋ねしたいと思います。

町長 下水道管については、平成元年度から着手してきているものが多いので、管の漏水、老朽化ということはないと思っております。

ただ、やはり下水道に関しては、地震等で、断層等でずれてしまいますと、それに対応でき

るといふことではありませぬので、いづれ使えなくなるだろつと思つておりますし、各処理施設についでも非常用発電機はあるものの、一定時間の停電になつた場合に処理上の機能的にはストップし、言葉は悪いんですが、入つてきたものをそのまま垂れ流すといふ形になるかと思ひます。

水道についでも、当初石綿管等の配管が布設がなされておつたんですが、そういったものについでの更新は終わつておりますので、その点についでの老朽管といふことはいはないかと思ひますが、ただ、ジョイント部分を接合する耐震性があるものかといふことについでは、その耐震性がどこまで担保されているかといふと、はっきりとはわかりませぬけれども、ジョイント部分の耐震性を保つた管の延長といふものは、あまり多くないと思つております。

1番 下水道は、ある程度、令和元年度から整備といふことで、そう心配ないのではないかといふような感じですが、上下水道の配管についでは、老朽化している面もあるのではないかといふ、そういう老朽化管の事前点検といひますか、修理といふような形は、今どういふ方法が取られているんでしょうか。

町長 その点検方法についでは、地域整備課長より答弁をさせていただきたいと思ひます。

地域整備課長 老朽管の点検といふよりは、地域整備課の水道担当でやっているものにつきましては、漏水箇所の補修をメインとしてやっております。

老朽管についでは、先ほど町長が言つたとおりで、ほとんどないと認識をしておりまして、厚生労働省の指針につきましては、水道管につきましては、40年から60年が実用年数だといふことで把握しておりますので、まずは漏水箇所の補修といふ形をメインにやっているところでございます。

1番 そうすると、水道管の老朽化の管の更新とか、そういうのはしなくても大丈夫だといふことなんでしょうか。

町長 その件についでも地域整備課長より答弁をさせていただきます。

地域整備課長 水道管につきましては、老朽化といふよりも先ほど町長申し上げたとおり、耐震性についではなんですけれども、耐震性につきましては、総延長7万メートルに対して、4万6,000メートルが耐震性を有しているといふことで、耐震率が65%ほどあります。残りにつきましては、企業会計、現在起債償還のピークを迎えているところで、会計的にかなり苦しい状況であります。

また、令和6年度から、水道事業が厚生労働省から国土交通省へ所管替えしておりますので、その動向、起債の償還の動向、所管替えによる動向を注視しながら、更新についでは、進めてまいりたいと考えております。

以上です。

1番 長野県内では、水道の老朽管の対応として、人工衛星を使って漏水エリアを見つけて点検

して、早期の修繕をしているという、そういう報道もあります。そして、それらが、発見率が約3倍というか、大変効率が高いという情報もありますし、また、群馬県の前橋市においても水道の漏水調査を人工衛星とAIを使いましてリスクを5段階に分類して、緊急性の高いところから修理をしているということで、これらについても点検時間の5分の1短縮とか、費用も6割から7割軽減できているという、そういう報道がありましたので、予算的な、特別会計の予算確保は、いろいろ大変だと思いますけれども、そういう面もひとつ計画的に導入を検討してはどうかと思ったところであります。

次に、井戸水の有効活用についてですけれども、飲料水となれば保健所の検査とか、そういうものも必要になるとは思います。それ以外の洗濯とか、いろんな面で井戸水も活用できる面が多くあると思います。井戸がある世帯も町内にも数多くあると思いますので、その辺を災害時に利用できるような体制といたしますか、事前登録をしまして、そして各町内の自主防災組織や町内会でその辺を把握して、有事の場合にはそれらを使わせてもらうような、そういうことが有効的ではないかと思いますが、その点はどう思われますか。

町長 衛星を使った水道管の点検については、令和6年度のデジ田交付金の中で取り組もうという、一つの検討項目に挙がっておりましたが、非常に制度がよくないというようなことがあります。それでしたら、うちのような、先ほど地域整備課長からもありましたが、7万メートルという程度の水道管の中であれば、そこまでする必要はないだろうということと、やはり石綿管からダクタイト管に変更してきているということもありますので、老朽管としての位置づけとしては、比較的低いだろうと。

ただ、やはり電蝕等で漏水する場合がございますし、何らかのことで、事案で漏水する場合もあるので、そういったところに関しましては、その状況に応じて対応するほうがいいのではないかと。ということで、デジ田交付金による衛星の管理、監視システムといたしますか、そういったものについては、取り組まないということにしたところであります。

また、井戸水に関しましては、能登半島の地震においても非常に有効であると思いますし、そういったところが使えればと思います。下水道集落排水については、井戸水を使用している場合については、基本的に1か月3,000円だったかな。幾らかの使用料を上乗せしていただいているというところもございますので、ある程度の井戸水を使用している方のデータ的にはあるものと思いますし、また、現在の井戸水についてもほとんど電気を使ったポンプアップということが主流でありますので、停電になったときにそれが使えないというところもありますので、避難所等にも昔の手押し式の井戸というものも必要であれば、ある程度設置しておく必要もあるのかなというところで考えております。

いずれにしても使えるものは有効に使っていくということでありまして、優秀な浄水器等もありまして、滅菌、殺菌ができて飲み水にも使えるようなものもあるようでございます。

ので、そういったところも使えるようなことであれば、井戸水の活用というのも実際の話としましては、災害時には、有効的ではあると認識をしております。

1番 ぜひその辺も検討していただきたいと思います。

次に、燃料の確保についてですけれども、これまで発生している大地震は、冬期間に多く発生しております。阪神淡路大震災が1月17日、それから東日本大震災は3月11日、今回の能登半島地震は元日ということで、冬期間に起きておりまして、灯油などの暖房の燃料、ガソリンなどについては、町でも供給協定がされていると思いますが、その辺、内容をお聞きしたいと思います。

町長 やはり舟形町で一番地震の際に恐れるものについては、1つは、能登半島では、瓦の屋根が多くて、屋根に重いものが乗っている状況なので、家屋の倒壊が多いというような話もありました。

舟形町においては、瓦屋根というのは少ないんですが、その同じような状況には、冬期間、屋根に雪が積もった場合には、瓦屋根よりも重い状況になるということが言われておりますので、まず、基本的に町の最大の災害になるのは、冬期間の降雪という時期にそういった地震が起きた場合ということでありまして、そういったところを基に、燃料の供給協定については、国、県、それぞれで行っていますし、町単独でそれをといるところではないかとは思いますが、町で協定を結んでいるものがあるとすれば、住民税務課長より答弁をさせていただきたいと思います。

住民税務課長 燃料につきましては、今町長が申し上げたとおりでございます。町での協定締結の主なものとしますと、やはり電気供給についての電力さんとの応急的な協定、あとはNTTさん等がライフライン的にはございます。あとは町内といえ、町の建設業協会さんとの災害協定を基にして、その辺のライフラインの確保をしていく協定を締結しております。

1番 そうすると、燃料の協定はできないということ。

町長 町内にある佐藤良蔵商店、農協さんとのそういった協定というものについては、優先的に提供していただけるということなんですが、そこに大本である灯油であったりガソリン等が供給されないという場合に、その場合は、県並びに国での支援という形になりますので、単独での町ということで、特にそこが優遇されることではないかと思っております。

1番 次に、先ほど町長からあったんですが、能登地震では、瓦の屋根が多いということもありまして、死者の9割近くが家屋の倒壊で圧死、あるいは窒息死ということになったようです。国の耐震化基準が導入されていない昭和55年以前に建てられた住宅が、被害の拡大になった可能性があるというような指摘もございますけれども、新聞報道によりますと、山形県は、住宅の耐震化率が83.3%、うち戸建てが79.1%というようなことになっているという報道がありました。2030年度目標で、それを90%にしたいという報道されておりましたけれども、

町の住宅の耐震化率というのは、どれぐらいになっているのでしょうか。

町長 耐震化率については、地域整備課長より答弁をさせていただきます。

地域整備課長 耐震化率につきましては、舟形町建築物耐震改修促進計画、平成28年4月策定したものですけれども、それによりますと、平成27年度で住宅数1,713戸、うち耐震性ありが1,008戸で、耐震化率は58.8%と推計しております。

1番 58.8%というのは、平成27年のデータなんですけれども、それらを引き上げていく計画はあるのでしょうか。

町長 議員の質問にもございました昭和55年以前に建てられた住宅等については、現在の耐震化の基準、建築基準法という基準に達していないというところがあるんですが、それらに対する耐震化工事というものについても、私、担当をしている頃にやったんですが、耐震化工事をするためには、耐震診断というものが事前に行われなければならないくて、1級建築士の方々が、その住宅にお伺いして、柱とか、壁の状況等をつぶさに見て回らなければならないこともございまして、何件かは実施されたんですが、住宅の中の全ての部屋を見るものですから、なかなか部屋を見られたくないことで進まないことが現実的にはあります。

したがって、県では、例えば耐震化というよりは、防災ベッド、寝ている際に倒れてきても空間が保たれるような防災ベッドとか、ある一定の場所にだけちょっと、全体は崩れるんですが、その場所だけは、全て倒壊されることなく保護される一室があるとか、そういうところで変えているようでございます。

今年、県でも補助率が20%だったんですが、80%まで上げることで、先日も常井建設部長さんが来られたんですが、補助上限が30万円ということで、80%に上げて30万円ではちょっと厳しいのではないかと。県費30万円ですかという話をしたら、事業費で30万円ということでありまして、その中では、半分市町村が出すことでありますので、なかなかこれでは普及しないのではないかとということで申し上げたところです。いずれにしましても県でも能登半島地震を契機に、耐震化に対する考え方が変わってきておりますので、町としましても県と連携しながら、できるだけ倒壊による圧死であったりというものが起きないように努めてまいりたいと思います。

1番 分かりました。次に、ボランティアの受入れ体制の整備でありますけれども、被災地では、復旧以外としてもやっぱりボランティアが入ることによって精神的な支え、希望、それから励ましなど、そういう役割もあると言われておりますので、町は、災害時になった場合ですけれども、ボランティアの受入れ体制をどう考えているのか、お尋ねしたいと思います。

町長 ちょっと話はあれなんです、世田谷区との関係もございまして、北海道の胆振東部地震で被災されました厚真町の宮坂町長さんとお知り合いになることができて、最初は3年前かな、4年前ぐらいに、職員と社会福祉協議会の職員を送りまして研修をさせております。

厚真町につきましては、やはり大規模な地震であったために、多くの方が亡くなられ、そして、そこに対する職員と、それから多くのボランティアが来られるところで、受援体制の大切さということで厚真町の宮坂町長さんがおっしゃっていましたので、研修に行かせました。やはり職員については、ボランティア以外の警察、自衛隊、県、道内の市町村の方々等々の協力の受援体制を構築するのが精いっぱい、ボランティアについては、社会福祉協議会で行われたこともございまして、先ほど言ったとおり、社会福祉協議会の職員も同行させました。昨年も厚真町に職員を出しております。そこには、先ほども言いました社会福祉協議会の職員も同行させておりまして、社会福祉協議会でしっかりボランティアの受付をできるようにという、ボランティアセンターの立ち上げというものについて、勉強してきていただいているところであります。その点については、社会福祉協議会としてしっかりやっけていけるように、これからもそういう体制づくりを進めていきたいと思っております。

1番 分かりました。最後に、防災教育ですけれども、中山町では、県内でも地震の頻度が高いと表示される町ですけれども、子供たちの防災教育に力を入れて、災害時に役立つ安全な場所、危険な場所を確認している、そういうことがあります、大変大事なことだと思います。舟形町では、そういう防災教育はされているのかをお聞きしたいと思います。簡潔にお願いします。

町長 その件については、教育課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

教育課長 舟形町の教育機関、または保育所におきましても防災教育は、年1回以上行っているところであります。

以上です。

1番 災害に強い安全安心なまちづくりは、森町長の公約の一つでもありますので、今後とも町民が安心して安全に暮らせるようにさらなる取組をお願いして、私の一般質問を終わりたいと思っております。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、伊藤廣好議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、3番荒澤広光議員。

3番 それでは、私から一般質問をさせていただきます。

初めに、新年、元旦の穏やかな夕方、能登半島地震でお亡くなりになった方、また、被災した方々にお悔やみとお見舞いを申し上げます。

それでは、さきの通告書に従い、一般質問を行いますが、添付資料として、山形県内各市町村の平均寿命ランキングの資料、舟形町がん検診受診率の実績も添付しておりますので、参考にいただければと思います。

質問の主題「がん検診受診率・現状と課題は」

舟形町では、「いつまでも元気で笑顔があふれるまち」を健康福祉の基本目標とし、「健康寿

命の延伸」を基本施策として、5つの具体的な施策に取り組んでおります。当町の死因の第1位はがんであることから、平均寿命とがん検診受診率について質問いたします。

山形県で公表している令和2年度現在の山形県男性の平均寿命は81.39歳で、舟形町の平均寿命は80歳と、35市町村中34位。一方、女性の県平均寿命は87.38歳で、舟形町は86.5歳で、32位と県平均。全国平均を男女ともに下回っております。

町では、健康づくりに関する事業として、ワンコインがん検診、人間ドック等拡充検診の助成を行っておりますが、過去5年間のがん検診受診率実績を振り返ってみますと、大腸がん検診が54.5%、肺がん検診は67.9%と、目標の52%を達成しておりますが、胃がん検診は34.2%、乳がん検診は42.3%、子宮頸がん検診は24.9%と目標値を大きく下回っているのが現状であります。これらの検診率を向上させる必要があると思いますが、具体的な方策を考えているのか、お聞きいたします。

また、医療機関で個人検診を受ける方にも、申請を行うことなく、ワンコインで検診ができる方策は考えていないのか、お聞きいたします。

検診後、精密検査対象者に受診勧奨をどのように行っているのか。

また、令和4年度検診申込書に未記入の方が、国保の方で194人、国保以外の方で760人、合計で954人と対象者全体の43.1%の方が、未記入の実態です。この方々への対応は、どのように行っているのか、お聞きいたします。

令和6年度は、第7次舟形町総合発展計画短期アクションプランの最終年度の年です。これからも町民の皆さんが、病気の予防・早期発見・早期治療を行い、大切な家族といつまでも健康に暮らしていただけるように、保健福祉サービスのさらなる周知、フォローが必要だと思っておりますが、町長の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、3番荒澤広光議員の「がん検診受診率・現状と課題は」についてのご質問にお答えします。

日本では、1981年に「悪性新生物」、いわゆる「がん」が死亡原因の第1位となり、現在まで続いております。当町においても町民の死亡原因として「がん」が最も多かったことから、受診による早期発見、早期治療につなげるため、少ない負担で受診できるように、令和元年度から500円で受診できる「ワンコインがん検診」に取り組みました。「ワンコインがん検診」は、基本構想における短期アクションプランの中の「100歳元気プロジェクト」の事業として位置づけており、健康寿命の延伸を実現するため、令和6年度までの目標として、「がん検診」の平均受診率52%を掲げております。

さて、先頃発表された山形県保健福祉統計年鑑によると、令和3年度における当町の死亡原因は、「がん」が22人で第1位でした。これまでも、死亡原因の1位となることが多かったのが「がん」ですが、舟形町の死亡者数に占めるがんの割合を見ていくと、平成27年度が

26.4%、平成28年度が26.1%、平成29年度が25%、平成30年度が24.4%でした。その後、ワンコインがん検診がスタートした令和元年度は22.1%、令和2年度は19.6%、令和3年度は22%となっております。「がん検診」事業による効果とは言い切れませんが、事業を開始した令和元年度の前後で、「がん」による死亡者の割合が2ポイント程度低くなっております。

一方で、近年、死亡原因として「老衰」が多くなっております。平成30年度には、「がん」と並んで1位となり、令和2年度には、「がん」を抑えて1位、令和3年度も「がん」に続いて2位となっております。医療の進歩はあるのかもしれませんが、「がん検診」の推進が、「がん」の発見や治療につながり、「老衰」のように高齢、超高齢で亡くなる方が増えているんだとしたら、この事業の意義は、大きいと考えられます。

さて、「がん検診」の受診率を向上させる方策についてのご質問ですが、まず、受診率の目標値としている52%については、がん検診の種類によって対象者数にばらつきが出ることから、全体の平均としております。令和5年度末の平均受診率の見込みとしては48.6%で、目標に3.4ポイント届いておりません。しかし、前年度比では4.4ポイント増、コロナ禍前で、子宮頸がん、乳がん検診を実施した平成30年度と比較すると4ポイント増となっております。受診率は伸びていると言えます。個別の「がん検診」で見た場合、荒澤議員ご指摘のとおり、胃がん検診、子宮頸がん検診、乳がん検診の受診率が低くなっております。このうち胃がん検診については、バリウム検査が苦手という声もあり、受診率が低い原因の一つと捉えています。また、子宮頸がん検診においては、受診対象者が20歳以上と若いことから、若年層の病気に対する知識不足が、受診率の低下につながっているのかもしれませんが。子宮頸がん検診については、特に受診率の低い若年層への啓発を図るため、来年度から20歳と25歳の方に無料クーポン券を発行することにより、受診意識の高揚につなげていく考えであります。

次に、全ての医療機関で「ワンコインがん検診」を適用することはできないかという質問についてです。

検診センター以外の医療機関で「ワンコインがん検診」を行うには、医療機関ごとに委託契約を結ぶ必要がありますが、現状、医療機関側にとっては手間がかかる割にメリットがないと判断されることから、契約に至るのは難しいと考えております。

続いて、検診後に精密検査対象となった方への対応についてですが、がん検診の場合、対象者が精密検査を受けると町に通知が来ることになっており、受診状況が分かります。町に通知がない方については未受診ですので、精密検査を受けるように町から手紙で通知し、それでも受診が確認できない人には、電話をして早期に精密検査を受けるよう指導しております。精密検査を受けないと早期発見、早期治療のチャンスを逃すことになりかねませんので、大切な取組と捉えております。

最後に、町が行っている検診についてのアンケートに未回答の方への対応ですが、国民健康

保険の被保険者以外の区分については、対象者として社会保険の被保険者の方が多数です。社会保険の被保険者については、基本的に会社で受診するので、町の検診の申込みには回答しなくても支障がないと考えている方も多くいるようでもあります。アンケート依頼時の文書や広報お知らせ版でも、町の検診を受けない方も提出していただくよう記載し、周知しているのですが、未回答や未提出の方が多いたが現状であります。

また、国民健康保険の被保険者の区分における未回答者については、施設入所や入院されている方、介護度が高いなどで記入されていない方もいらっしゃいますが、それ以外の方については、調査に何年間も回答いただけない方や今年たまたま回答がなかった方など、未回答者にも様々なパターンがありますので、それぞれのタイプに合った文面の受診勧奨通知を専門の業者に依頼して送付しているところであります。

「健康寿命の延伸」は、町の重要な基本政策と考えております。今回質問にあった「がん検診」をはじめ各種の検診事業については、町民から助成内容について十分理解していただき、活用していただけるよう、引き続き周知に努めるとともに、積極的な保健指導を通して生活習慣病の予防についても取組を推進してまいります。

3番 どうもありがとうございました。添付資料の1を見ていただきたいと思います。添付資料の1の2020年度の平均寿命は、男性の全国平均が81.49歳、山形県平均が81.39歳で、舟形町は、ちょうど80歳となっております。4年前の同じようなデータの2016年度版と比較してみますと、舟形町は0.2歳平均寿命が落ちております。一方、女性の全国平均は87.6歳です。山形県平均が87.38歳、舟形町は86.5歳で、これも2016年度のデータと比較してみますと、0.6歳延びているのが現状です。特に男性に関しましては、当町は80.2歳で、2016年度は、市町村別ランキングでは8位というところにおりましたけれども、2020年度は34位まで落ち込み、他市町村の平均寿命が延びている見方になると思います。他市町村の検診受診率等々は把握しておりませんが、特定健診、がん検診の受診率と私は相関があるのではないかなと推察しておりますが、町長の見解をお聞きしたいと思います。

町長 高齢化率でいくと県内の町村の中で4番目に高く、高齢者が多い町にはなっているんですが、やはりこのデータを取るときは算定方式で、若い方が亡くなると、どうしても下がってしまうことがございます。また、やはり基本的に人口が少ないところが、その中でやっぱりポイントを下げの要因になっているか思いますので、議員がおっしゃる検診の受診率というものも少なからず影響していることがあるかと思いますが、やはり亡くなられた方の年齢が若いと、どうしても低くなってしまふことがあるのかなと思っております。

3番 町長の今答弁あったように、やはり若い方がなくなってしまうと、こういう数字に響いてくると思っております。

まず初めに、この短期アクションプランの中に書かれてあります特定健診の受診率65%、あ

るいはがん検診受診率52.0%という令和6年度末の目標値が設定されておりますけれども、この目標値は、国民健康保険の方を対象にした目標値なのか、お聞きしたいと思います。

町長 この目標設定値について、どの社会保険の方も含めた町全体なのか、国民健康保険だけなのか、すいません、ちょっと今のところ、分からない状況であります。

3番 やはりこの目標値は、あくまでもつくった当時だと思いますけれども、4年前ですか。4年前こういう目標値を設定したと思いますけれども、この目標値が、国民健康保険の方に限定なのか、その他の社会保険等々の保険者も該当するのか、その辺、はっきり明確にしておかなければ、この目標値は、どの対象者を多く受診させるのかというところが、明確になっていないと思います。この辺、もう少し教えていただければなと思います。

町長 その目標値設定については、基礎となるデータをもってその数値を設定したと思います。ただ、今現在ちょっとどういうデータに基づいてその数値を設定したかが、ちょっとその当時計画したデータを持ってきておりませんので、申し訳ございませんが、分からない状況であります。

3番 ちょっと目標値にこだわってしまいますが、先ほどの質問もしたんですけれども、国民健康保険の対象者の未記入者が194人います。これは国民健康保険の加入対象者、40歳以上ですけれども、この21.9%が未記入者という数字になります。国民健康保険以外の方、社会保険等々の方々の未記入者は、職場でするので書く必要がないという認識の方もいるかと思っておりますけれども、この方々が761人で57.4%おります。この未記入の方の合計ですけれども、40歳以上の検診の必要な方の43.1%、4割強が記入していない現状がありますので、ぜひこの目標を達成するためには、この人たちが本当に受診しているのか、していないのか、私は追跡する必要があると思っています。その辺はどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

町長 その点については、荒澤議員のおっしゃるとおり、私もやはり町民全体の健康を把握する必要があるだろうと思っておりますので、その中で、やはり検診を受けたかどうかというものについて、しっかりと把握する必要があるのかなと思います。

ただ、今現在の段階でいくと、アンケートということで記入をしてもらう方法を取っているものですから、そこに記入されないと未回収でということがありますので、受診したか、しないかというような確認方法についてのデータを取る方法についてもちょっと検討してまいりたいと思います。

3番 私自身も今現在国民健康保険です。以前は、社会保険ということで職場で検診を受けていましたが、町の間ドックを申し込むと、職場の社会保険から全額費用が戻ってくる制度もありまして、私は、町の間ドックを受けていた経過がありますので、ぜひ職場で様々な面で該当する、しないはあるにしても、やはりこの目標値に関しましては、特定健診もがん検

診も保険に限らず、全町民を対象にした目標値にしていかなければならないと思っていますので、その辺、よろしくお願ひしたいと思います。

次に、国民健康保険の方の特定健診受診率は、先ほどから話があつて、これも令和6年度末目標65%と設定しています。この数値ですけれども、ここ二、三年振り返つて見たとき、この受診率は、上昇傾向にあるのか、横なのか、下がっているのか、その辺、ざつくり分かれば教えていただければなと思います。

町長 その点については、健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 特定健診の受診率ですけれども、ざつくりいえば微増というような状況と把握しております。昨年度、国保の特定健診の受診率については57. 数%ということでしたが、今年度については、60%程度に上がっているという状況も、そういう状況になっているということでございます。

なお、すいません、先ほど来ご質問にございます検診の対象者の把握というところですが、設定当時の話については、ちょっと私も承知していない部分がございます。現在積算しております内容で申し上げますと、基本的には、国保の方については、町で把握できるので国保の方が多いんですけれども、この検診受診率の算定については、先ほど来荒澤議員のおっしゃったように未受診者の方で受けない、アンケートの結果、受けないと回答された方は除外してございまして、分からない方については、対象に入ってしまうというような計算方法になっていますので、どうしても分からないという方が多いと母数が多くなってしまつて、大きくなってしまつて数値が下がる傾向というのがあるようでございます。

以上です。

3番 次に、先ほど答弁の中で、舟形町では、がんで亡くなる方の割合が少し減つて、老衰で亡くなる方が、今1位だという答弁がありました。その中で、私もちょっと答弁書を見ながら分析してみたんですけれども、平成30年度のがんで亡くなる方が24.4%で、令和3年度が22%まで減つたので2%ほど減少した、がんで亡くなる方が2%減少したという答弁だつたと思います。これを少しですけれども、長いスパンで見ますと、ワンコインの始まる前、平成27年から平成30年度までの平均値、がんで亡くなる方が25.48%、ワンコインがん検診が始まってからの令和元年から令和3年度までが21.23%と4.23%低減しております。先ほど町長が比較した数字は、多分単年で比較して2%低減したという答弁だつたと思います。これは4.25%低減という数字は、この前後を比較してみますと、低減率で見ますと16.7%という大きい低減率だと私は思っています。少なからず、やはりこのワンコインを行うことによつて検診を受けた結果が、スタート当初ですけれども、出てきたのかなと思つております。やはりこういう見方で、長期的なスパンで受診率とがんで亡くなった方の割合を調査していけば、今後確実なデータがつかれると思います。この辺のデータ追跡を継続してお願ひしたい

と思いますけれども、考え方を教えていただきたいと思います。

町長 そのデータ等については、健康福祉課が担当しておりますので、健康福祉課長より答弁をさせていただきますと思います。

健康福祉課長 死亡原因のこの推移というものにつきましては、町でも県の出している統計に基づいて毎年調べております。今回答弁で申し上げたがんの死亡者の推移というものも当然そちらの中で把握したものでございますけれども、これについては、毎年県で出している年鑑に基づいて健康福祉課の中でもそれについて協議する場を毎年設けて、その内容を確認しながら、今の状況というものを今後の政策等に結びつけていけるように、今後も考えていきたいと考えているところでございます。

3番 やはり特に健康福祉課の皆さんが、こういう受診率とか、住民の皆さんにアンケート等々をお願いしているわけだと思います。そういう取組を行って、取組をした内容、あるいは結果、今言ったような結果を見える化して、職員の皆さんで共有して、自分のしてきた仕事が、成果が出ているのか、出ていないのか、見えるようにして、私は、職員の皆さんで情報を共有するのが大切だと思っておりますけれども、その辺の考え方を教えていただきたいと思います。

町長 荒澤議員のおっしゃるとおりでございます。職員は、一生懸命考えてすばらしい制度をつくるということで、制度をつくるだけでは駄目なんだと、これをしっかり健康の長寿に結びつけていかなければいけないということで受診制度をつくったので、申し込まないほうが悪いんだみたいな考え方では駄目だと思っております。しっかりとこういういい制度をつくったのであれば、町民の方から、できる限り多くの方から使ってもらえるような、そういう制度にしなければいけないと思っております。特にこの成果という部分については、何の事業でも評価が必要だと思っておりますので、やっぱりその評価基準になるものと思っております。そういった意味で、こういったデータを活用しながらやっていくことが大切だと思っておりますので、健康福祉課の皆さんにもしっかりとそういったデータを把握しながら情報を共有して、もっとよりよい制度、もっとよりよく、多くの方から受診してもらえる制度に制度を変えていくためにも必要だと思っております。

3番 やはり自分のやった仕事、あるいは部下の皆さんがやった仕事の評価というところが、一番大事だと思います。私も以前、評価する側、される側にいたんですけども、ちょっと私は、目標値をあまり高く置き過ぎて、評価が悪くなってしまって、ボーナスが30万円ほど下げられた苦い経験もありますので、ぜひその辺は、大事にしていきたいなと思います。

次に、先ほどから出ていますががん検診の目標値ですけれども、全体の目標値52%という数値でした。これはそれぞれの、例えば大腸がん、胃がん等々の個別の目標値をつくって事業を進めたほうが、私は進めやすいのかなと思っておりますけれども、その辺、教えていただければ

ばなと思います。

町長 その進め方等についても様々やはり課題があるのかなと思います。まして先ほど答弁でも申し上げましたとおり、各検診によって受診率が低いものと高いものもございますので、そういった意味で、新たなそういった目標を設定することについては、理にかなっていると思います。後期の短期アクションプラン等については、それぞれの検診ごとに目標を設定したほうが、より現実的なのではないかと思いますので、ぜひそのようにさせていただければと思います。

3番 ぜひ目標達成しやすいような目標設定にさせていただければなと私は思っております。

先ほど来から特に受診率の低い子宮頸がん検診の向上を目的に、来年度から20歳と25歳の方に無料クーポン券を配布するとありましたけれども、子宮頸がん検診は、20歳以上が対象年齢で、偶数年が該当という対象になっていたと思います。この25歳というのは、ちょっともう一回確認。年齢について、25歳でいいのか、もう一回ちょっと確認をお願いしたいと思いますけれども。

町長 その件については、健康福祉課長より答弁をさせていただきます。

健康福祉課長 この無料クーポン券の年代につきましては、20歳から21歳になる年齢、それから25歳から26歳になる年齢ということで、偶数年齢というところとの整合性という部分では、違うように感じられるかもしれませんが、こちらは接種率を上げるために偶数年齢等にかかわらず、この年代の方に重点的に接種する目的で設定した事業でございます。

3番 この無料クーポン券ですけれども、具体的にどういう券、仕組みなのか、教えていただきたいと思います。

町長 その件についても健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 無料クーポン券につきましては、実際にそのクーポン券という紙のクーポン券を作りまして、対象者の方に配布するという形になります。やはり受診を勧めるだけでは、行ってもいなくても別に損したり得したりという感覚がないので、やっぱり無料クーポンがあると、実際に持っているこれを使わないと損だというような意識を持っていただくために配りまして、それを使うことによってお得感とか、そういうものを使っていきたいと思っております。

3番 ぜひせっかくの無料クーポン券ですので、どなたが使っていないのか、どなたが使ったのか、その辺、公表はしなくてもいいですので、自分たちで把握できるようにぜひしていただきたいものだなと思います。

最後ですけれども、町独自で腹部超音波検査4,950円、あとは心筋疲労度検査1,870円、甲状腺機能検査2,310円、合計9,130円かかるところを個人負担1,000円で受けられるという大変いい検診があって、私も受けています。この検診の受診率ですけれども、ここ二、三年振り返

ってみて、これもどういう推移で動いているのか、教えていただきたいと思います。

町長 その件につきましても健康福祉課長より答弁をさせていただきたいと思います。

健康福祉課長 この3項目セット検診につきましては、人間ドックを受ける方が、やはりこのお得感からか、ほとんど込みで受けていただけるようになってきております。

受診率というところは、ちょっと現状、具体的な数字は分かりませんが、こちらは皆さんに活用していただけていると感じているところです。

3番 ぜひやはり自分たちでやった事業等々が、数字で結果が見えるように、これからもずっと継続してこの受診率向上に向けて粘り強く取り組んでいただきたいと思います。

これで私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、荒澤広光議員の一般質問を終結いたします。

ここで午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

引き続き一般質問をお受けいたします。5番小国浩文議員。

5番 それでは、私から、通告書に従い一般質問させていただきます。

2月4日の町長選当選、町長、当選おめでとうございませう。また4年間、一生懸命町民のために頑張っていたいただきたいと思います。

また、1月1日の能登半島地震、被災された方、亡くなられた方にお悔やみを申し上げます。

それでは、私からは、2つについて質問をさせていただきます。

まず初めに、「町内のATM対応は」

舟形町内のきらやか銀行や農協のATMが、廃止になるという説明や貼り紙などが行われ、きらやか銀行は3月31日で廃止、農協は7月1日に旧長沢支所・旧堀内支所跡地など3か所のATMがなくなるようですが、ATMを利用されている町民が、心配されているようです。若者や、特に高齢者は年金の引落としや通帳への記帳などができなくなり、大変なことになると予想されます。移動手段が限られている高齢者への町の対応は、どのように考えているのか伺います。

次に、「水田活用交付金見直し問題は」

水田活用直接支払交付金で5年水張りルールの問題が起きましたが、当町の農家などに不利益が発生し、交付金の減額などが予想されます。町として、農家にどのような影響が出ると想定されているのか、伺います。

2つ目として、町では、農家の農業機械購入に対し、国や県、または町単独の支援など、多

くのメニューを用意していただいて、大変評価しているところであります。しかし、舟形町の農家の高齢化率を考えますと、主たる農業従事者が、病気など、農業を継続することが困難になった場合、補助金の返還請求問題などが起きないのか、伺います。

町長 それでは、5番小国浩文議員の「町内のATM対応は」についてのご質問にお答えします。

小国議員の質問にもありますように、町内におけるきらやか銀行及びもがみ中央農業協同組合の長沢地区と堀内地区にあるATMについては、今後廃止という状況になっております。きらやか銀行のATMの廃止に関する情報は、利用期限のほかに把握しておりませんが、もがみ中央農業協同組合においては、今年1月25日に長沢地区と堀内地区において説明会を開催しております。

そのような中で、先月28日には、富長、堀内の各連合町内会役員4名と町議会議員3名が役場を訪れ、もがみ中央農業協同組合のATMの存続について、町からも要望・支援を含め、もがみ中央農業協同組合と協議していただきたい旨の要望書を頂きました。この要望書の内容を受け、早速3月4日にもがみ中央農業協同組合本店において、押切安雄代表理事組合長とお会いし、ATMの存続についての要望を行ってきたところであります。

また、高齢者など、移動手段にお困りの方に対しては、デマンド型乗り合いタクシーの利用を周知してまいりたいと考えております。デマンド型乗り合いタクシーについては、3月1日から予約システムがスタートし、利用当日の1時間前までの予約が可能となり、4月1日からは、午前中の町内便が1便増便されるなど、利用性の向上が図られます。

町としては、今後もATMの存続に向けた要望を続けるとともに、デマンド型乗り合いタクシーの周知を行ってまいりたいと考えております。

次に、「水田活用交付金見直し問題は」についてのご質問にお答えします。

初めに、経営所得安定対策における水田活用の直接支払交付金に関する5年水張りルールについてであります。この交付金は、水田を活用して、飼料用米、麦、大豆などの作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的としております。令和3年12月に農林水産省は、令和4年度より、対象となる水田の要件を厳格化する方針を示しました。それは今後5年間、水張りをしない水田は、交付金の対象外となるというものです。もともとは、平成29年度における見直しで、「畦畔などの湛水設備のない農地」や「用水供給設備のない農地」などは、対象外とする基準が追加されておりました。しかし、これまでその基準が守られていない地域があったため、今回の見直しで、このルールが再徹底されております。具体的には、令和4年度から令和8年の5年間に、一度も水稲が作付されない水田は、令和9年度以降、交付対象としない方針が加えられたものであります。

さらに、令和4年秋には、水稲作付のルールが変更され、1か月以上湛水管理した場合は、

水張りを行ったと見なすと農林水産省が示しております。これらの決定事項については、当町では、令和4年3月の農政座談会から説明をしてきたところであります。

さて、小国議員のご質問にあります農家に対する同交付金の減額についてであります。当町においては、令和5年度実績で総額1億4,054万3,000円が交付されております。内訳については、飼料用米や加工用米、WC S用稲が8,089万7,000円と約57.6%を占めており、これら作物は、水張りを行っているため、減額の対象とはなりません。それ以外の園芸作物や飼料用作物、大豆、ソバについては、5,964万6,000円が交付されており、条件を満たさない場合、減額される可能性があります。

しかしながら、当町では、畦畔などの湛水設備、水路や揚水ポンプの用水供給設備の有無について把握していない状況であり、具体的な影響については、はかりかねる状況であります。当町としては、これまで、国会議員や農林水産省などに対し、交付対象水田を従前のおりとする事や現場の意見をよく聞いて決定する事をはじめとして、畑作物に対する交付金の充実、ユネスコ無形文化遺産に登録されている「和食」の保護・継承を目的とした、新たな交付金の創設など、食料安全保障の観点からも、再生産が可能で、農業者が意欲を持って営農活動に取り組める措置を講じられる事を要望してまいりました。今後については、対象外となる水田の把握に努め、その対策について、県、JA、土地改良区などと連携を図りながら検討してまいりたいと考えております。

続いて、農業機械導入補助事業における補助金の返還についてであります。補助事業で機械を導入した農業者が、病気などで営農の継続ができなくなった場合の対応については、基本的には、導入機械の耐用年数の経過前に、事業の目的に合った利用がされなくなったときには、補助金返還に該当すると思われれます。しかしながら、事業によって異なっておりますので、主なパターンを紹介いたします。

1つ目は、事業実施主体が、農業者個人である場合には、その後継者が事業を引き継ぐことが基本であります。それができずに営農の継続ができなくなった場合は、返還の可能性がります。

2つ目は、事業実施主体が、生産組合などの任意組合や法人の場合は、その機械を使用していた農業者が、営農を継続できなくなっても団体として機械を導入しているため、その団体が引き続き目的に合った使用をしていれば、補助金返還に該当しないと思われれます。

いずれにしても、事業によって、補助金返還の条件が異なっていることから、導入機械の状況やルールなどを確認しないと判断できないため、一概には言えないと考えております。

また、もしそのような事案が発生した場合は、事業の担当者に相談していただきたいと考えております。

5番 それでは、私から再質問させていただきます。

ATMの関係なんですけれども、3月4日にもがみ中央農協組合本店において、組合長に要望書を提出したとあります。何か話を聞くと、町長自ら行っていただけたような話を聞きましたけれども、間違いございませんでしょうか。

町長 私と伊藤廣好議員、荒澤広光議員、奥山謙三議員の4人で行ってまいりました。

5番 それはやっぱり町民に対して大変ありがたいことだなと私も思っております。やっぱりトップ自らが行くということは、この問題が大変、やっぱり今高齢者の方々の中で話になっていると思いますので、そういう行動は、高く評価したいと私も思っております。

次に、高齢者が、通帳に記帳するに当たって、やはり免許返納とか、いろんな面で足がなかなかないというのが現状だと思います。その中で、デマンド型乗り合いタクシーを十分に活用するということが書かれておりますけれども、それだけで大丈夫なんでしょうか。

町長 きらやか銀行の件については、よくちょっと分からないところもあるんですが、昨日の押切組合長との要望会の中では、農協さんとしては、長沢、そして堀内地区についても近傍に郵便局があつて、郵便局も使えるところで、それも100メートル以内ぐらいのところにあるような状況なので、さほど影響はないのではないかという見立てでございました。言われてみれば、距離的なものについては、そのようなものかもしれませんが、各富田連合町内会、堀内連合町内会の要望を受けた際については、郵便局と、それからATMそのものの営業時間であったり利用方法等があつて、なかなか使いづらいという話もありましたけれども、まずはその代替金融機関で対応していただきたいことの農協さんの言い分でございました。

5番 分かりました。ただ、やっぱりATMがなくなるということは、今人口減少で過疎化が進んでいる中で、過疎が過疎を生むような状況になるのではないのかなと私も危惧しております。そういう面で、堀内郵便局に私も行って見てきました。けれども、やっぱり階段と急勾配の坂で、やっぱり高齢者がそこに行くのが大変なのかなという思いがありましたので、町長の地元でもありますけれども、スロープをもう少し緩やかなスロープにするという考えはないんでしょうか。

町長 町の所有物であればそういったことも可能かと思うのですが、やはり町のものではございませんので、そういったスロープ等をお願いしたいという旨を伝えることしかできない状況であります。

5番 高齢者のことを考えれば、何らかの手助け、手立てが必要なのかなと。町で要望を上げていただけるというのであれば、また、それしかないのかなとの思いもありますので、ここはぜひ取り組んでいただきたいという思いでおります。

それでは、次に、水張りルールについて再質問させていただきます。

政府においては、農業基本法、農政の憲法と言われるようなものをこのたび国会で改正されたように報道されておりました。農政の基本方針を定める食料・農業・農村基本法が25年

ぶりに見直されたようですが、まさに今農業の転換期に来ているのではないのかなという思いでおります。

そのような中で、答弁書にもありますけれども、水田フル活用の推進、食料自給率・自給力の向上を図ることを目的するというので、水張りルールが設けられたわけです。私が心配しているのは、食料の自給率を向上するに当たって、水張りができない場合は、もう農地を放棄するような農家が出てこないのかなという思いで、質問をさせてもらっておるわけです。やはりソバを植えることもなかなか厳しい、水も入れないというような状況になってきた場合に、そういうものを懸念しておるわけですが、その心配はないのでしょうか。

町長 水田活用交付金の関係については、もう既に法律として定められているところがございます。町としても3年前から、農林水産省の木村さんという担当室長に実情をお話ししながら、ぜひ、まず現状をよく見ていただきたいのと、ソバというものに取り組んでいることの中で、有害鳥獣が入らなく、里とかの優良農地に入らないように守っているのもソバの一つの役割だというお話もさせていただきながら、そういった意味とさらに農地を守っているというご指摘のとおりのごことも申し上げました。さらには世界遺産に登録されている和食というものの中でそばという部分があるんですが、ソバの大半は、ロシアとか、ウクライナからの輸入に頼られているところもございまして、和食を守る意味でも新たな交付金が必要ではないかということをお願いしております。

しかしながら、今回の国会で閣議決定されました食料・農業・農村基本法については、社会情勢、世界の社会情勢、そして、天候温暖化等の状況によりまして、食料の安全保障という部分の中で、大きく取扱いを変えておるところであります。やはり自給率を上げる目的が、非常に大きな国家のテーマとなってきていることの中では、非常に水田活用交付金の取扱いについて、微妙なところもあるところではあるんですが、法律上の制度でいけば、水田に対してフル活用するのであれば、交付金ということで来るわけですが、もう畑地化されているもの等については、水田ではないだろうという財務省の言い分も十分分かるわけございまして、そうした場合にやはり農水省サイドにつきましては、ぜひ新たな交付金をつくっていただきたい、畑地化というものの中で新たな交付金というものをつくっていただきたいことを申し上げているところであります。

小国議員の言われる心配については、そのとおりであります。まずは水田活用交付金そのものというよりは、新たな制度をつくっていただいて、そういったソバであったり畑地化されている農地を守っていくことが必要ではないかと思っております。

5番 まさに町長言うとおりの、やっぱりそう簡単な問題ではないと私も思います。そのような中でも畑地化に、まず、令和8年度で水田活用交付金が返還されるわけですので、その中において、やっぱりそういう水田を畑地化にすると手を挙げれば5年間、まだ先延ばしできると

農水副大臣の鈴木憲和先生からもお話を伺いましたけれども、そういう、どうしても駄目なときには、畑地化に手を挙げるといふ考えはないのでしょうか。

町長 畑地化に手を挙げたとしても、畑地化に対するその補助要件というのがございますので、単体でそこで畑地化しましたからということで交付金が来るわけではございませんので、先ほど言いましたとおり、そういった条件不利地等に多いソバの作付とかがあるわけですが、そういったものについては、先ほど言った世界遺産に登録されている和食というものを観点に、ソバの刈取り組合とか、そういったものについて対応していければなと思っております。

ただ、水路近く、用水路近くの圃場の中で、アスパラとかを育てている農家等については、盤を壊して畑地化しております。その関係で、やはりそれを水田に戻すことは、不可能と思われまます。そういった中で、特別に水田活用交付金ではなく、畑地化の何らかの補助金ということにするのであれば、先ほども言ったとおり、交付金の新たな制度をつくっていただいとということか、町で単独で支援をしていくことになるかと思いますが、ただ、それにしても限度がありますので、できるだけ国の制度として、水田の食料需給率が毎年8万トンずつ下がっているという、米の需給率が下がっている状況の中で、畑地化を進めている、園芸作物に転換しているということに対しての補助金というものもぜひつくっていただければと思っております。

5番 なかなか大変な、難しいというのが、よく分かりましたけれども、そのような中でも、今度は、国では農業法人などに食糧不足、日本の食料自給率は38%しかないわけでありましたが、実際、本当に海外から食料が入ってこないということになった場合に、一番危惧されるのは、やっぱり田舎の農家ではなくて、東京の、例えばあちらの方々が一番餓死する危険性があるということラジオ番組で、昨日のラジオ、朝のラジオ番組で聞きましたけれども、まさにそのとおりだなと。38%しかなくても田舎で作っている人たちは、やっぱり自分の家族のための1年間の食糧は確保するわけです。その残ったものが、作っていないところに行くわけですので、そういう中で国が、今度は農業法人などに増産、食料の自給率向上のために増産をするように、そういう報道もありました。そうすると、法人がもし国の命令に従わないときには、罰則規定が設けられたようで、法人にはあるんでしょうけれども、個人にもそれが当てはまるのか、それは私、ちょっと認識がないので、その辺、分かればお願いします。

町長 ちょっと罰則規定については、法律がまだ成立しておりませんが、食料・農業・農村基本法の改正とともに閣議決定されたものが、食料供給困難事態対策法という法律と食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律案と3つ閣議決定されております。要は食料・農業・農村基本法については、基本的に農業の憲法的なところでありまして、世界的な温暖化であったり、一方で食糧需給率が落ちていたり、もしくは米の需給率が下がってきている状況を全体的に見直

すところの中でも、食料の安全保障という観点から、そういったものを改正したわけですが、その食料供給困難事態対策法という法律が、多分罰則規定になるかとは思いますが、要は事前に地球温暖化の中で、この地域で干ばつになりそうだ、何かが、例えば小麦であったり小麦が取れなさそうだといったときには、国で、大々的に小麦を植えてくださいよ、もしくは小麦を保管しているところの保管率を上げてくださいよというような、そういったことができるような法律になっているようです。

これともう一つ、3つ目が、農業振興地域における農地をしっかりと確保していきましょうという法律の3本立てになっているようです。やはり農地を確保しながら、時代、状況に応じて、その食料の生産するものであったり輸入するものの需給と供給のバランスをしっかりと守ることというものが大きな食料・農業・農村基本法でいう食料の安全保障という部分につながってくることで、3つの法律を改正することだと思いますので、まずは罰則がどこになるのか分かりませんが、一応個人に小麦を生産してくださいとか、急に大豆を生産してくださいといっても無理だと思うので、大まかな団体で、要は大きな団体にそれをお願いしたときの罰則規定があるものと、ちょっと私見ではございますが、考えるところです。

5番 ありがとうございます。法人に対しては20万円の過料ということの報道もありましたので、その辺は、後で出てくると思いますので、よろしくをお願いします。

また、耕作放棄地についてですけれども、ソバだけではなくて、山形県でも子実用トウモロコシの利用拡大ということで、今年、天童市で飼料庫と鶏舎を新築というような報道もありましたけれども、舟形町では、まだ、子実用トウモロコシの栽培というのは行っていないわけでしょうか。

町長 すみません。ちょっと表現が分からないんですが……。〔「子実用トウモロコシ」の声あり〕その件は、農業振興課長に答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

子実用トウモロコシにつきましては、令和5年産までの栽培状況では、全く取組はございません。しかしながら、令和6年から一部そういう動きが出てまいりまして、作付がなされるかもしれない状況でございます。

5番 令和6年から若干作付が始まるかもしれないということで、でも、これをやれば当然収穫するに当たっては機械がないと、やっぱり手で刈るというわけにもいかないでしょうから、大きくなればの話でしょうけれども、まず、こういうことにもやっぱり食糧安定の観点からも必要になってくるのではないかなと。まして、農業大学校で女性の生徒が、この子実用のトウモロコシで、牛の飼育に5割で、同じくらいの成果が出たということで表彰されているという報道もありましたので、やっぱりソバだけではなく、これからはやっぱりこういう水の要らない、ソバも水が要らないわけですけれども、そういう水の要らなくてもできるよう

なものをもっともっと活用していかなければならないと私は考えておりますけれども、その辺については、どのようにお考えでしょうか。

町長 子実用トウモロコシを栽培したときにどれだけの交付金が入ってくるかというところも一つあるのかなど。それから、出荷するそのものの販売高というところが、やっぱり農家としては大きな問題なのかなと思います。ソバでありましたら、1反歩2万円という交付金が入るわけでございますので、そういったところを、今後子実用トウモロコシを導入する際に、どういう補助金、交付金等があつて、もしくはない場合にとって、販売するときどれだけの売価になるかということについて、そこら辺が、農家が取り組むか、取り組まないかということになるのかなと思います。

補足がありましたら、農業振興課長よりお願いしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの子実用トウモロコシの栽培した場合の交付金額になりますが、飼料作物に該当しまして、例えば今現在、水田活用直接支払交付金の中で対象になる場合については、飼料作物の3万5,000円と、あとは耕畜連携助成という部分が該当するかと思います。今現在は、そういう状況ではございますが、例えば水田活用の直接支払交付金が対象にならなくなった場合については、畑作物関係の交付金があるんですが、いろいろと条件がございまして、その程度、4万円とか、そういう程度は該当になるとは思いますが、詳細をちょっと詰めてみないと分からない状況であります。

5番 やっぱりいろいろメニューはあるわけですので、やっぱりその中で舟形町にとって、やれるものはやっぱり投資として、どんどんこれから導入していかなければならないと私は感じております。

それでは、最後に、農業機械の補助金についてお伺いします。

これは大変難しい、いろんなメニューがあるのも私もお聞きして、大変だなという思いでおります。その中で、答弁書にありますけれども、もしそのような事案が発生した場合は、担当に相談してくださいということです。やはり補助金をもらうだけではなくて、補助金をもらうに当たってのいろんな制約があるわけですので、返還請求も含めてなんですけれども、そういうものが農家にとってマイナスにならないように、こういうふうに戻還請求が出るおそれもあるから、それをちゃんと踏まえてやってくださいよという、そういう啓蒙活動とかをやっていただきたいという思いを申し上げて、私の一般質問を終わります。

議長 以上をもちまして、小国浩文議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、4番伊藤欽一議員。

4番 それでは、質問に先立ちまして、今年1月1日に発生しました令和6年能登半島地震でお亡くなりになりました方に心からお悔やみを申し上げたいと思います。そして、被災された多くの皆様にお見舞いを申し上げます。一日も早い復旧、復興を願うばかりでございます。

また、2月4日に投開票されました舟形町長選挙で3選を果たしました森町長に心からお祝いを申し上げたいと思います。どうもおめでとうございます。

それでは、通告しております2点について質問をいたします。

初めに、第1点目であります。「新たな交流の取組を」について質問をいたします。

今年4月に開学する東北農林専門職大学に入学する学生用（1棟10戸）、教職員向け（1棟8戸）のアパート建築を郡内でいち早く着手したことで、学生10名と教職員8名の入居が決定したことは、近年の人口減少の中に、町にとっても大変喜ばしく、交流人口の増加や移住・定住を推進する上でも、大いに寄与できるものと思います。今後の展望について、町長の思いをお伺いします。

学生や教職員の出身も様々と思います。また、学長もアパートに住まわれると聞いており、居住される皆さんの考え方や知識は、町にとって将来の財産になり得るものであると思います。ぜひ町民の皆さんとの交流を図り、充実した生活が送られることを望みます。今後は、ご家族を含み、多くの皆さんの来町も期待され、交流人口の増加にもつながることから、適切な対策を講ずることが必要と思われるが、考えを伺います。

また、町長当選後に、3期目の決意について山形新聞の取材に答えていましたが、町長が考えている「空き家を活用したサロンをつくる」についての活用などの考え方を伺います。舟形町内の企業には、県内外から多くの若者も勤務しています。また、外国からの就労者も町内企業にいます。外国の方と接するのは、働いている方たちがほとんどであり、一町民として接する機会はあまりありません。町民が現地の言葉と触れ、外国の方は、日本語に触れながらコミュニケーションを取り、交流する機会を設けるなど、これからは地方でも国際交流が必要になると思われることから、交流について、新たな考えで対策を検討してはいかがか、町長の考えを伺います。

2点目であります。「検査料金の負担軽減の拡充を」

ニッセイ基礎研究所が公表した令和5年全国将来推計人口値を用いた全国認知症推計（全国版）によりますと、65歳以上の高齢者層がピークとなる2040年には、46.3%が認知症の可能性を予測しています。平成29年版高齢者白書や内閣府、厚生労働省等で公表されている認知症高齢者の推定は、2012年に462万人、2025年に675万人から730万人、およそ5人に1人が認知症になると予測しています。認知症は、程度にもよりますが、家族はもとより、住民を含め、多くの方々に多大な影響を及ぼします。そういったリスクを少しでも軽減できるように、早期発見が重要になります。また、最近突然死が多くなっているようにも思われます。予防のため、将来の発症リスクを予想することも重要に思います。最上検診センターのオプション項目に、軽度認知障害のリスク検査、脳梗塞・心筋梗塞発症リスク検査がありますが、認知症の検査は1万9,800円、脳梗塞の検査料金は1万3,200円と、かなりの高額であることか

ら、個人負担の軽減を考えてはどうか、伺います。

以上です。よろしく申し上げます。

町長 それでは、4番伊藤欽一議員の「新たな交流の取組を」についてのご質問にお答えします。

今年4月に開学する東北農林専門職大学の教職員及び学生用のアパート建設は、当町にとって移住定住や若者の就農への大きなチャンスと捉え、最上地域でも一番早く着手し、教職員用8戸、学生用10戸については、予約が満室の状況となっております。国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用したこの取組は、地方創生拠点整備タイプにおける全国の優良事例の一つとして、内閣官房及び内閣府の「デジタル田園都市国家構想交付金 地方創生拠点整備タイプ採択事例集」に掲載されております。

初めに、伊藤議員ご質問の教職員や学生との交流については、アパートと大学の往復だけにとどまることがないように、町民との交流により、町民は町のよさを再認する機会として、教職員及び学生からは、当町への興味や愛着を深めてもらうことが大切であり、さらには交流・関係人口の増にもつなげたいと考えております。現時点においては、町を知ってもらうためのツアーや町内におけるアルバイトのあっせん、若鮎まつりなど、町のイベントへの参加などを計画しております。また、研修会や講演会等へもご案内するなどして、お互いの理解や知見を深めてまいりたいと考えております。

教職員及び学生が、舟形町に来てよかった、将来は舟形町に住みたい、就農したい、または人生において第2の故郷として応援したいと思ってもらえるように取り組んでまいりたいと考えます。

次に、空き家を活用した交流サロンについては、国土交通省の空き家対策総合支援事業を活用し、町民と教職員及び学生の交流やコワーキングスペースなど、誰もが気軽に利用できる憩いの場の創出を目指しております。

最後に、町内にお住まいの外国人との交流については、先日、外国人の就労を受入れている舟形マッシュルームの長澤社長とお会いし、外国の方と町民による交流会についてのお考えをお聞きしたところ、まずは交流会やサロンという形ではなく、町のイベントや行事に自由に参加いただくといった形のほうがよいとお話をいただきました。町としましても自由な参加の中でお互いが楽しみ、理解を深めていけるよう環境づくりを目指してまいりたいと考えます。

次に、「検査料金の負担軽減の拡充を」についての質問にお答えします。

最上検診センターでは、令和4年度から人間ドックの追加検査項目として、軽度認知障害のリスクを判定する「MC Iスクリーニング」と脳梗塞・心筋梗塞発症のリスクを評価する「ロックスイндеックス」というメニューがあります。最上検診センターにこれまでの検査実績を確認したところ、「MC Iスクリーニング」を行った方は、令和4年度が53人、うち舟

形町の方は5人、令和5年度が27人、うち舟形町の方は3人、「ロックスイндеックス」を行った方は、令和4年度が192人、うち舟形町の方が40人、令和5年度は145人、うち舟形町の方は16人ということでした。検査を受けた方の約15%が舟形町の方という結果から、町民の将来的な健康や病気への関心は、高いように思われます。

町においては、健康寿命の延伸を実現していくため、特定健診等の受診率を上げて、生活習慣病の予防につなげていく狙いがあります。認知症も脳梗塞や心筋梗塞も生活習慣病から起因することが多い病気です。認知症は、発症の二、三十年前から生活習慣が大きく影響すると言われていいますので、若いうちから定期的に検査を受けておくことにより、自身の変化に早い段階で気づくことができます。健康な方でも高齢になるにつれて、認知症や軽度認知障害のリスクは自然と高まりますので、「MC I スクリーニング」により、リスクが大きいことが分かれば、生活習慣を変える動機になり、それは認知症の予防対策になります。また、「ロックスイндеックス」は、今までの血液検査や画像検診で捉え切れなかった血管の状態を知ることで、動脈硬化に起因する脳梗塞・心筋梗塞の将来リスクを評価する検査なので、予防への意識づけとなり、こちらも生活習慣の見直しにつながることを期待されます。いずれの検査についても生活習慣病予防への動機づけとして、どの程度効果が見込めるか情報収集を行うとともに、専門家等の意見も聞きながら検討してまいりたいと思います。

4番 それでは、新たな交流の取組について再質問させていただきます。

デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生拠点整備タイプ採択事例集に掲載されたことは、3月1日の執行部からの議案の説明の中で報告されました。北海道の浦河町、福島県伊達市、岩手県紫波町と舟形町が、この4つが載っているということで資料を頂きました。そんなことで、これ以外に事例集としてどのくらいあるのか、お聞きしたいなと思うところであります。

先ほど町長の行政報告の中で、舟形町は、優良事例として全国に紹介されたというようなことがありました。大変舟形町のPRにも寄与したこと、そして、この取組が評価されたこと、大変喜ばしいことだなと思っているところであります。この4つの事例のほか、もっと事例集があれば、お伺いします。

町長 私が知り得る状況の中では、最新版の事例集では、間接補助という、民間に補助する当町を含めて6件、あとPFIというような事例については4件、その他、道の駅関連とか、空き家移住関連など、82件ございます。

4番 そうした多くの報告の中で、やはりいち早くこういうものに取り組んだということは、大変評価できるなと思っているところであります。

教職員や学生から当町への興味、愛着を深めてもらうことが大切で、さらには交流関係人口の増にもつなげたいという考えで、町を知ってもらうためのツアーなども考えているようで

ありますけれども、どのようなことを想定しているのか、伺います。

町長 これについては、まず、取りあえず町の概要等をお知らせするとともに、名勝であったりお店であったりというものを紹介できればと思っております。

なお、具体的なことを、構想的なものが、まちづくり課であるかと思っておりますので、その点については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

まちづくり課長 町内を巡るツアーについてなんですが、町では課を横断しまして、農業振興課長をリーダーにしまして、専門職大学のプロジェクトチームを職員で構成しております。その中で、いろいろ学生さんに対する町を知ってもらうためのツアーなどが必要なんじゃないかといった意見を出し合っています。現在検討しているものについては、4月の、入学してすぐなんですが、まず、アパート周辺のお店、買物できるお店、食べられるお店、あとは今町長が申しあげましたように町の名所、そういったところをまずは知っていただきたいなというところで、バス、または自転車も持ってこられるんじゃないかということもいろいろうちらでは考えていますので、自転車で回れるのではないかとか、そういったところを町のツアーとしては、ちょっと考えているところです。

4番 以前にお伺いしたときに、舟形町に何かツアーガイド、何かそういった名称というか、方がいるように、ちょっと記憶しておりますけれども、例えばこういった町内の名所旧跡等を学生の皆さんにご紹介するようときには、そういったツアーガイドなんかも利用したらどうなのかなと考えたところですが、もしツアーガイドさんがいれば、どうなのかなと。これから学生さんを含め、新たにいろんな方が町内に訪れるようになると思います。その中で、ツアーガイドの育成というのも一つの観光というか、交流人口を増やすためにも必要なのかなとちょっと今答弁を見て考えたところでありまして、そのツアーガイドの活用に関しては、今後どのように考えていくのか、ちょっとお伺いしたいと思っております。

町長 4月上旬に行われる学生のツアーに関しましては、やはり生活に密着した部分のほうが多いのかなと思っております。そういった中でいくと、名勝とか、そっちの部分のいろいろ説明するというよりは、ここにこういう施設があるよというお知らせをしたほうがいいのかと思います。改めて、名所であったり、そういったものについては、何人か観光物産協会か町でちょっと指定しているのか分かりませんが、いらっしゃったかと思っておりますので、そういった方々を利用するというのは、次の機会でもよろしいのではないかと考えております。

なお、最上総合支所でも、舟形町だけではないんですが、学生向けに、これは舟形町の10人だけなんですが、1年生40人に対してバスツアーを計画しているようでございます。

4番 ありがとうございます。できれば入学した最初は、今町長答弁したように店とか、やっぱり周り、近所のほうが大切なのであり、ただ、やはりある程度月数が経てば、本当に舟形町の名所旧跡などもやっぱり各学生さんや教職員から知ってもらって、ほかにPRをしていた

できればということもありますので、そこら辺も将来的な考えの一つとして持っていただければなと思っていますところでもあります。

次に、若鮎まつりなどの町のイベントに参加も計画しているようでもありますけれども、ただ参加してくださいという呼びかけでは、なかなか心配なところがあると思います。そんなことで、参加を促すような、何かそういった手だてがあれば、こんなことを考えているよというのがあれば、お聞きしたいなと思います。

町長 さすがに来て早々、18歳ぐらいの若い人たちが、地域貢献であつたりとか、そういったのは、なかなかできないかと思ひますし、あまりにもちょっと重荷をしょわせてしまうと難しいところがありますので、基本的には、鮎まつりがこういうふうで開催されますよという雰囲気だけ、まず1年目は見ていただいてもいいのかなと思います。

ただ、希望があれば、イベントスタッフで町と職員と一緒にやってもらうことも可能ですし、出店者側にもスタッフとして参加していただくことも一つはあるのかなと思います。そういったアルバイト感覚であつたりという参加というのも一つあるのではないかと思いますので、気軽に来ていただけるようなことが大前提で、さらにもう少し欲をかけば、スタッフであつたり出店者側のスタッフということで参加していただけるといいのかなと。2年目以降については、それを踏まえて、実際にいろいろと参加していただけるようになっていただければと思っております。

4番 やはり18歳、二十歳前でこちらに来て、いきなりそんなイベントになかなか足が向きづらいのかなと。来れば、楽しむよりも最初やっぱり不安のほうが多いのかなということで、なるべくプレッシャーを与えないで楽しく交われるような、そういった方向で考えていただければいいのかなと思っていますところでもあります。

また、外国の方もやっぱり町のイベント、行事、先ほどマッシュの長澤社長さんのお話にあつたということで、やはりそういった外国の方々も町のイベントや行事に自由な形で参加してもらおうというのは、大変いいことだと思いますけれども、やっぱり今言ったみたいに、何か仕掛けがないと、なかなか大変なのかな。例えばマッシュの皆さんが、会社で若鮎まつりに何か1テントを借りてくるとか、何かそんなことがないと、なかなか外人の方だけでちょっと来てくださいというのもどうなのかなという。やっぱり人を参加させるというのは、非常に難しいところがあるので、そのところも併せて、どのようなことを考えられるか、ちょっとお伺いしたいなと思います。

町長 ちょっと私どもも外国人の方が、特にマッシュルームに働いている多分ミャンマー人の方かと思いますが、その方々が、どのような生活習慣であつたり、どういうことであれば参加していただけるかというのは分かりませんので、まずはマッシュルームさんと相談を申し上げながら、ただ、やはりこれも1年間という短い期間であるということも一つ長澤社長から

もありましたので、そうすると、思い出づくりということぐらいしかなくなってしまうというところもありまして、そういった意味も含めて、気軽に参加できるようなことだと思っております。

先ほども申し上げましたとおり、どのような形であればいいのか、そういったものについては、休みの日ということに限定されるということもありますので、マッシュルームともよくお話をさせていただいた上で、彼女たちが気軽に来ていただけるような取組にしていきたいと思っております。

4番 私も経壇原に田んぼ等、少しばかりのネギを作っております、彼女らとちょっと言葉を交わすまではいかないんですけども、お疲れさんとか、おはようとか、そういった気軽に声をかけてくれる女性の方もいますし、やはり千差万別で、なかなか声をかけて返ってこないという方もいます。やっぱりそこら辺、いろいろ大変だなと私も実感しているところでありまして、やはり気軽に声をかけてもらえる、向こうから声をかけてくれる方もいますし、非常にそういったところをうまく循環すれば、いい交流というか、今町長言った思い出づくりにもなるのかなと逆に思ったところでありまして。そこら辺の何か本当にちょっとしたきっかけだと思いますけれども、せつかく日本の舟形に来て、帰るときに何かいいものを持って帰っていただければと思っているところでありまして。そこからまた多くの交流が生まれるのかなと思ったところでありまして、そこら辺も今後一つの取組として、行政としてもいろいろな方向になるように考えていただければと思ったところでありまして。

交流というのは、私の持論ですけれども、人と人とのつながりが、私は交流だと思っています。そこから、やはり人と人のつながりからだんだん広がって、大きな輪になっていくのかなと私は考えているところでありまして。

そんなことで、学生、教職員から持たれる舟形町の第一印象、これがとても重要であるのかなと思っております。大学によると思いますが、多くの大学では、新入生が入学すると、新入生歓迎会やコンパ、そんなことを数多くやっているところがあると思います。ひとつその交流のきっかけづくりに学生や教職員の歓迎会などのようなものを町で開いてはどうかと、あそこのアパートの近辺でもいいので、何かそういった歓迎ムードをちょっとやったらどうかと思ったところでありまして、いかがでしょうか。

町長 伊藤議員のおっしゃることについて、私も同感でございます。今のところ、具体的な日には決まっておりませんし、どのような持ち方をすればいいかということについても当事者の学生君であったり、それから教職員の方々ともよく話をしながらではありますけれども、歓迎会を実施したい考え方をしております。

4番 ありがとうございます。ぜひ、やっていただきたいなと思います。非常に前向きな答弁で、私もほっとしたところでございます。

交流の取組に関してですけれども、ちょっと最後の1点というか、町長の3期目、森富広さんに聞くということで、山形新聞の取材を受けております。2月6日に出た新聞でございますけれども、次の4年で取り組みたい課題や政策はというようなことで、この中で、答弁にもありましたけれども、空き家を活用してサロンをつくり、町民と学生の直接的な交流の場を設けたいというようなことでありました。私もサロンというようなことで思い浮かんだのが、よく山形新聞の内陸版の下のほうにあしたの行事というところに、最上町の本城サロンというのが、よく出てまいります。本城サロンとは何なのかなということで、最上町でボウリングをちょっとしましたら、各町内でいろんなことをやっています。ほとんどこれは町内会ごとに行っているのかなと。舟形町で行っている100歳体操も最上町のこの中でいうと、このサロンに入っているような状況なんです。サロンとはこんなことかなとちょっと私、思ったんですけれども、ただ、これは今なかなか全部の町内会でやるというのは難しいと思いますけれども、このサロンに関して、町長が、誰もが気軽に利用できる集いの場の創設とありますけれども、このサロンができた場合、つくった場合です。造った場合の運営方法をどうするのかということ、最上町の場合だと、公民館とか、地域の公民館とか、そういうところでお茶飲み会とか、新年会とか、こけし玉制作とか、いろんなその町内会でやっています。町長の考えているこのサロンの運営方法に関してですけれども、例えば管理人を常駐させるのか、それとも空き家を利用して、そこに自由に出入りして利用していただくのか。このサロンの考え方は、どんな考え方なのかなと、ちょっとお聞きしたいなと思ったところでした。

町長 令和6年度の当初予算に計上しております農林専門職大学のアパート第2棟目でございますが、その用地買収の際に、空き家も一緒に購入したいと考えておまして、その空き家を利用して、国土交通省の補助金を使って、学生さんと教職員の皆さんと地元の方々が自由に使えるような、そういう交流の場、通いの場とお年寄りの場合にはいっていただけますけれども、そういう施設であればいいかと思っています。願わくば地域おこし協力隊のような方が、そこにもしくは住まわれていたり、活動の拠点としてそこにいらっしゃって、それをうまくコーディネートできたら非常にありがたいのかなとは思いますが、そこら辺は地域おこし協力隊の方と相談しながら、もしくは新たな地域おこし協力隊の方が来ないとできないかもしれませんが、いずれにしても県の平山副知事から、せっかく4年制大学が新庄市に開学するのであれば、しっかりと地元の学生なり先生方を地元で受け入れて交流できるようにならないと、それはせっかく造った意味がないと。米沢市については、山大の工学部をはじめ県の栄養大学等もございますが、どうも4年制の大学もありながら、米沢市民との交流が少ない。ある意味あまりよくない例の一つだということ言われておまして、ぜひ最上では、そういう交流関係をうまくつくってほしいという申入れもありましたので、町とし

まして自由に学生さんであったり先生方が、その空き家を利用した交流サロンで自分の好きなことができるような、そういう場所にしていきたいと思います。そこは学生君と先生方だけではなくて、地域の人たちもそこに自由に入っていけるような、そういう場がいいのではないかという思いで、地域おこし協力隊のような方々が、間に入っていただけると非常にいいという思いで発言をさせていただきました。

4番 今地域おこし協力隊ということで、その言葉が出なければ、私がしようかなと思って。一応やっぱり地域おこし協力隊を活用して、活用という言葉は悪いかもしれませんが、やはりそういった方々を中心と交流とを兼ねて、やはり一生懸命になってもらうのがいいのかなということで、今言ったように、新たに交流を専門にコーディネートできるような地域おこし協力隊を募集してもいいのかなと思ったところではありました。

それでは、続きまして、2点目の質問に入りたいと思います。

「検査料金の負担軽減の拡充を」ということで、非常に時間も少なくなっただけかもしれませんが、まずは認知症のリスクを判定するMC Iスクリーニング、脳梗塞、心筋梗塞発症リスクを評価するこの両検査が、令和4年度より令和5年度が減少している要因は、これは何なのかなとお聞きします。

町長 私では分からないので検診センターに問合せをしまして、検診センターによりますと、令和4年度からスタートしたこともあって、新しい興味を持った人が多かったのではないかと。そして、毎年続けて受けるようなものではないから、検診センターとしても下がることは想定をしておたというようなことであります。

4番 今答弁聞いて、なるほどなと思ったところでした。このMC Iスクリーニングの受診者とロックスインデックスの受診者、認知症と脳梗塞、これがこの受診者数を比較すると令和4年度が約27%、令和5年度が約18%と、なぜかMC Iスクリーニングのうち受診者数が少なくなっているような感じなんですけれども、この要因というのは何かなと思って質問します。

町長 その点についても私どもはちょっと分析しかねるので、検診センターの見解によりますと、やはり認知症よりは脳梗塞、心筋症というような命に関わる病気の発症リスクを知る、そういった検査のほうが、興味があったのではないかということ。それからMC Iのほうが料金が高く、敬遠されたというところもあるようでございますという見解でございました。

4番 残り1分を切ってしまいましたけれども、最後に、リスクが大きいことが分かれば、生活習慣を考える動機になるということで、認知症予防対策になると答弁しています。それからすると多くの町民から検査してもらえらるような対策をしていけば、こういったものが発症するリスクが少なくなるのではないかなということで、その対策の一つとして、個人負担の軽減を図っていくというのが、一つの対策なのではないかと考えたところでもあります。将来的には、こちら辺をどう考えるか、お聞きします。

町長 この検査が全て万能ではなくて、いずれにしましてもリスクが分かる程度でございますので、生活習慣病を改善するというようなことが必要になってまいりますし、この検査でリスクが低いと出されても、その後にやはり生活習慣が悪くなれば、またリスクも高くなるようなことでもございました。

また、別の検査によって、このリスクを判断する方法もあるんだそうです。したがって、この方法だけで分かるのであれば、国であり県であり、町も含めて支援をするということもあるかもしれませんが、いずれちょっとこの状況を見た上で判断をさせていただきたいと思っております。

議長 以上をもちまして、伊藤欽一議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、7番奥山謙三議員。

7番 一般質問をする前に、元日に起きました能登半島地震により亡くなられました方、そして被災されました方々につきまして、お悔やみとお見舞いを申し上げます。そして、一日も早い復旧、復興を願っているところであります。

次に、森町長におかれましては、3期目の当選、誠にありがとうございます。引き続き町民のために頑張ってくださいようお願い申し上げます。

それでは、通告に従い一般質問を行いたいと思っております。

「公共施設等の適正管理を問う」

少子高齢化により、人口減少が避けられない中、公共施設等のさらなる適正管理の検討が重要であると考えています。第7次町総合発展計画にある、支える基盤①の3、公共施設等の適正管理についてお聞きします。

現状と課題として、既存公共施設は利用が可能であり、利用料収入確保に向け、利用促進につなげていく必要がある。平成28年度策定の町公共施設等総合管理計画を現状に見合った形へ見直しを進めるとともに、個別施設計画の策定を進め、各施設における維持管理や更新等に係る経費の把握が求められている。今後、老朽化が進んでいく施設の将来について、総合的な検討が必要な時期を迎えることと記載されています。

また、展開方針として、住民活動を推進しながら、公共施設の利用率向上に努める。維持管理・運営に要する経費の把握と今後の推計を行うとともに、老朽化が進んでいく施設の将来について検討するとあります。主な事業・取組として、①公共施設の利用促進、②維持管理・運営に要する経費等を網羅した個別施設計画（全施設）の策定、③公共施設等総合計画の見直し、④各施設の課題整理と公共施設運営委員会を中心とした運営管理の方向性の検討、⑤廃校校舎の利活用の取組。第7次総合発展計画の中間年は次年度ですが、①から⑤について、現在の取組状況について質問します。

町長 それでは、7番奥山謙三議員の「公共施設等の適正管理を問う」についてのご質問にお答

えします。

第7次舟形町総合発展計画では、7つの基本目標のうちの7番目として、「健全で持続可能な行財政運営」を掲げ、その具体的施策として、短期アクションプランの中で、財政健全化への対応、財源の確保、公営企業等の経営健全化とともに、奥山議員からご指摘のあった公共施設等の適正管理を実施していくこととしているところであります。

ご指摘のとおり、令和6年度が、短期アクションプランの最終年度となっており、今年度まで取り組んできた状況についてお答えいたします。

初めに、①についてですが、短期アクションプランにおいては、健康づくりや交流等の活動による公共施設の利用促進を図ることを主な事業・取組としており、令和2年度までは、各地区公民館や清流荘を中心に、高齢者を対象とした100歳体操や介護予防教室などを実施しておりましたが、令和3年度からは、福祉避難所「てとて」での事業実施も加わり、さらに充実した100歳体操などの健康体操や介護予防教室などに取り組んでいることから、公共施設の利用促進が図られているものと考えております。

次に、②についてですが、平成29年3月に策定された「舟形町公共施設等総合管理計画」の個別計画として、「舟形町公共施設個別施設計画」を令和3年3月に策定しております。この計画では、公共施設やインフラ資産について、町民文化系施設やスポーツ・レクリエーション系施設、学校教育系施設などに分類し、「総合管理計画」の基本方針を踏まえ、施設ごとの状態や点検・診断により、施設管理の対策方針を定めています。

次に、③についてですが、②でも申し上げましたとおり、「舟形町公共施設等総合管理計画」を平成29年3月に策定し、10年間の計画期間の中間年である令和3年度に見直しを行っております。この「総合管理計画」は、公共施設等の全体状況を把握し、長期的な視点で更新、統廃合、長寿命化等を計画的に行い、財政負担を軽減し、平準化するとともに、公共施設等の配置の最適化を図るために、国からの要請に基づき策定しております。令和3年度の見直しでは、国から、「個別施設計画」を反映した見直しを行うように要請されたところであり、主な見直しの内容としては、これまで実施した対策の実績、施設の延べ床面積の推移、現在要している維持管理経費、省エネルギー及び再エネルギー対策の実施方針などを追加しているところであります。

次に、④についてですが、「総合管理計画」においては、各施設の課題も含め、現状を把握・分析した上で基本方針を策定し、「個別施設計画」において、施設ごとに改修の状況や今後10年間について、さらには今後40年間についてなどの方針や方向性を整理しております。公共施設運営委員会については、設置条例の定めのある公共施設において、簡素で効率的な施設運営について協議する目的で設置された委員会であり、町全体の公共施設についての検討は、行っておりません。

最後に、⑤についてですが、国は、廃校校舎に限らず、使っていない施設については、財政の負担とならないように、できるだけ取り壊す方針のようではありますが、町の空いている公共施設については、できるだけ有効活用していくという考えでおります。

現在の廃校校舎の活用状況を紹介申し上げますと、旧長沢小学校は、株式会社リングローにより、長沢集学校として活用していただいております、2階の一部では、新庄市の縫製会社の第2工場も操業しております。体育館は、長沢地域の交流センターとして、バレーボールの愛好会や集学校の収穫感謝祭などに活用されております。

旧富長小学校は、富長地区の交流センターとしての活用をはじめ、農林水産物処理加工施設、民間企業の事務所、選挙の投票所、防災備品の備蓄庫、体育館は子供たちの部活動の利用などに活用されております。

7番 それでは、再質問をさせていただきたいと思います。

②の個別施設計画の策定ですけれども、どのような施設が対象になっているのか、まずお聞きしたいと思います。

町長 舟形町公共施設個別計画では、町や町民文化系施設から17番目の下水道施設まで、17分類に分類されておまして、施設数としましては175の施設を個別に管理計画を立てているところであります。

7番 当然その中には、役場庁舎も入っているわけですよ。それで、最初に役場庁舎について聞きたいんですけれども、耐震化工事をしたというのは分かります。では、10年後、40年後、一体この庁舎が、どの程度耐震化工事をしたことによって、長寿命化というか、延びたのか、まずお聞きしたいと思います。

町長 耐震化工事は、長寿命化とはちょっと意味合いが違いますので、それで長寿命化になったということではございません。

7番 分かりました。それでは、この庁舎はあとの程度もつというか、大丈夫なのか、この辺についてお聞きしたいと思います。

町長 昭和43年に建築されまして、経過年数としては56年になりますが、目標使用年数としましては80年という目標を立てておりますので、あと24年間ぐらいは、庁舎を維持していかなければならないという計画を立てております。

7番 まず、庁舎を最初に上げたという理由は、住民サービスの基本となるところが、役場庁舎と私は思っております。そういった中で、では、本当に町民サービスに見合ったような施設になっているのかというようなことを考えていくと、高齢化が進んでいる中で、3階までのエレベーター等がないというようなことを考えていくと、本当に施設等も今回旧保健センターにも移転した。さらには、教育委員会もあっちにあるということで非常に分散しているということで、町民視点から見れば、かなり使い勝手が悪いのかなと感じているところなもの

だから、まずは庁舎の状況を確認したところであります。

次が、町営団地は、いろいろ改修工事等を行いながら長く使えるような形で進めてきておりますけれども、この町営団地もかなり建築してから経過しております。そういったことで見て、何年ぐらいあと使えるのか、お聞きしたいと思います。

町長 公営住宅というものについては、23の施設数がございます、存続が18、そして更新ということで2施設、廃止の方向として3施設を挙げております。その3施設のうち1施設については、堀内の豪雪対策特別対策エコ住宅というようなものがございます。これについては、公営住宅というものから外れてくるところで、それはいいかと思いますが、そのほかですと木友団地の3号棟と6号棟、これについては、廃止をして雪捨場にしていきたい思いでございます。そのほかの舟形第3にございます4階建ての高層アパート等については、まだ、もつのかな。ちょっと年数はありませんけれども、一番古い1号棟については、徐々に入居者を減らして行って、まず、全て入居者がいなくなった段階で廃止の方向で考えていかなければ、高齢化社会の中で4階までエレベーターがないという高層住宅については、非常に厳しいものがあると思います。年数も多分1号棟は、昭和51年ということですので、これも80年は見ておりますが、令和38年まで頑張るところでもあるんですが、いずれちょっとそこまではもたないのか。一回大規模改修をして長寿命化を図ったおかげでこれだけ延びているんだとは思いますが、なかなか厳しいものがあるので、それを待たずにということだと思います。2号棟についても80年、3号棟についても80年であります、これもいずれも長寿命化といいますか、大規模改修をしている関係上、令和39年、令和46年まで一応もつことになっております。

7番 やはり今町長が言ったとおり、これから高齢化が進む、さらには人口減少が進むというような中で、やはり片方では、民間アパートへの補助等もやっておるので、やはりここら辺については、取り壊さざるを得ないものは取り壊して、行政のスリム化というようなことも考えていくことは、これはしょうがない流れなのかなと思っております。

次に、中央公民館についても併せてお聞きしたいと思います、この辺の状況等についてお聞きしたいと思います。

町長 中央公民館も一度大規模改修をしております。それで、これも法定の耐用年数は50年なんです、目標使用年数として、また80年を設定しておりますので、令和36年まで一応町として使用する計画でございます。

7番 私の勝手な提案ですけれども、中央公民館は、かなり部屋等も空いているところがあるので、何とか人を集めるためには、商店でも入ってもらえばいいのかなと思っております。やはりにぎわいを出していくためには、商工会との提携等も進めながら、店から入ってもらうというようなことをやっていきながら、もっともっと有効活用が図られるようお願いした

いなと思います。

それで、ちょっと確認ですけれども、回答の中で、冒頭で、各地区公民館のこの状況等について、これも利用者の中に入っているというようなことなんだけれども、地区公民館というのが公共施設等に入るのか、これをちょっと確認しておきたいと思います。

議長 暫時休憩をします。

午後2時21分 休憩

午後2時21分 再開

議長 再開します。

町長 各地区公民館については、公共施設等に入っておりません。

議長 議員、手を挙げてから。

7番 答弁の中に、地区公民館というような言葉も入っているものだから、確認をしたところがありました。

次ですけれども、廃校校舎の利活用です。長沢につきましては、リングローという民間会社での利用が進んでいるようでありますけれども、富長につきましては、かなりの教室等が空いているスペースがあります。そういった中で、やはり富長地区に住む住民としては、もっとも活用していただきたい強い思いを持っているところであります。

そういった中で、今回の大学校の大学のアパート建築に当たってのクリエイト礼文さんのようなプロポーザル、PPPでもPFIでもいいんだけれども、こういったところの提案を受けて、何とかこの富長、旧富長小学校の活用というような提案をしてもらえないかなと個人的に思っているわけです。この辺について、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 先ほど答弁書の中で各地区公民館とありましたのは、100歳体操を実施している施設として、各地区公民館や清流荘ということで、それに加えて福祉避難所というところでありまして、福祉避難所も増えて100歳体操をしているので、公共施設の利用率が上がったというような表現でありましたので、ご理解いただければと思います。

一方で、富長小学校の利用に関しましては、昨年港区との交流50周年を記念し、桜づくみに桜の植樹と、それから、富長小学校のグラウンドに桜の木を植樹しました。あわせて、港区との交流拠点として、ぜひ活用していきたいことで港区には申し上げておりますので、民間企業にお任せするというのも一つありなんでしょうけれども、港区としっかりと、どのような活用ができるか、できないかも含めて検討した上で、こういう施設があったらいいねというようなこともいいのかなと思っているところです。

いろいろとその活用方法等については考えて、職員でも考えているようでありまして、先日BGの全国大会に行って、その中では、発表になったのが、空き教室、そこは体育館でした

けれども、体育館にテントを張って、そのテントの中で合宿とか、交流をする際の宿泊所にしているという新たな使い方をちょっと発見しました。改めて個人の部屋とかに改造しなくても、あそこに災害用のテントもごさいますので、その都度テントを張っただけでも交流の拠点となるんだなとちょっと思ったところでもあります。その使い方がいいのかどうか、要は、交流をしていただく港区の意見も聞きながら対応していければなと思っ

7番 町としてのいろいろな活用方法も検討しているというようなことでありますけれども、また、こういうような意見もあるということで、ちょっと提案です。どうしても高齢者世帯が増えてきているという昨今の状況の中で、プライバシーも保ちながら、高齢者の方々が共同生活できるような施設というようなものも必要、欲しいねという声もあります。そういった中で、これは当然民間がやることになるんでしょうけれども、そういう施設としての旧富長小学校の活用というようなことについても考えてもらえればいいのかと思います、これは私の案でありますので、別に回答していただく必要はありませんけれども、そういう声もあるということで、まずお聞き願いたいと思います。

それで、今回公共施設等についての質問を行った背景には、やはり人口減少ということについては、避けて通れないと私は思っております。そういった中で、公共施設の適正配置とい

町長 その考え方は、国全体としてございまして、国土交通省でいうと、四、五年前まで盛んに言われていたコンパクトシティというところで、施設を1か所にまとめて、それを便利に使うというようなことを言われておりましたが、最近、あまりそこを強調されてきていないというようなところもございまして、やはりコンパクトシティプラスネットワークという、ネットワークというところが一つつながって追加されておまして、要は、一極集中をとい

そういう意味でいきますと、この公共施設の総合管理計画であったり個別施設管理計画というのは、まさにそのコンパクトシティの考え方の中で、余計な金のかかるものはどんどん切って行って身軽になって、それでやりなさいよというような財務省サイドの考え方だと思っ

したとおり、多少無理はあるかもしれませんが、耐用年数80年とかということで、できる限り使えるものは使いながら、できるだけ住民の便利さを失わせないような形、それに代わるものができてくれば、例えば役場に来なくていい、出張所に来なくていい、生涯学習センターに来なくてもいいような、住民票が取れるとか、そういったシステムに変わっていけば、それは廃止の方向でもよろしいのかとは思いますが、できる限り今現在の状況のものを長く、うまく使っていただいて、お金のかからない方法でいながら利用していくほうが、私自身としては、ベストな考え方ではないかなと思っています。

7番 一つの例として、現在酒田市になっておりますけれども、旧八幡町の玉簾の方ですけれども、日向地区の地域コミュニティーでは、廃校校舎を地域運営組織で受けて、そこに良品生活なりの店を出して、サロンにしたりというような活用をしているコミュニティーもありますので、この辺も参考にしながら、旧富長小学校の活用について、ぜひ検討をお願いしたいなと思います。

冒頭の今日の町長の挨拶の中に、縄文の女神、里帰りについて要望活動を行ったというようなことの中に、当然里帰りをするためには、町での公共施設というようなものを考えざるを得なくなってくるんじゃないかなと思いますが、まだ現段階では、全然ない、計画が具体的なものはないにしても、もう少しこういったものを造りたいという町長の思いをまずお聞きしたいと思います。

町長 地域運営組織が、廃校利用とかをしていただく分には、非常に私どもとしてもありがたいので、まして、地域運営組織がそこまで活発な活動をしていただくことは、町の地域運営組織をつくってきている大きな目標でありますので、ぜひそれは富長地区の地域運営組織の中で検討していただいて、そのやりたいことができれば、町としても大きな金額を支援しながら進めていきたいと思っていますので、ぜひ奥山議員も地域運営組織にそういった考え方を出示していただければと思います。

それから、縄文の女神の職員のプロジェクトチームがあり、縄文ミュージアムという仮称があるんですが、それについては、昨年末に県知事に要請に行くことがあったんです。県知事も県立博物館の移転関係で微妙な立場上、平山副知事とお会いしながら、舟形町では、こういう施設を造ることで、ある設計会社さんのCGというものを活用しながら、大まかなといえますか、こんなもので考えていますよというようなことをお示ししながら、ぜひ帰していただきたいというようなことで申し上げたところであります。

したがいまして、町としましては、プロジェクトチームの中での大まかなこういった施設というものについては、今のところプランとしては、それがあつた状況でありまして、町の本気度を県にもしっかりと伝えることができたと思っています。ただ、知事も知事で、舟形町の宝であるとともに山形県の宝になっているものですから、その他の国宝土偶とかを集めて

展示会をやりたいという、何か夢があるそうなので、そういったところもあって、なかなか
どういう交渉になっていくか、これもあれなんですけれども、まずはしっかりと舟形町が本
気だということについては、お示しできたのかなと思っているところです。

7番 最後になろうかと思えますけれども、これまで既存の公共施設等の適正管理、また、あわ
せて、これから造るであろう公共施設等につきまして、我々議会人としても十分検討してい
きたいと思えますので、情報提供をしていただきながら、町民のためになる施設というもの
を目指していきたいというようなことを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思
います。

議長 以上をもちまして、奥山謙三議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、9番佐藤広幸議員。

9番 まず初めに、令和6年能登半島地震でお亡くなりになられた方々に心からお悔やみを申し
上げますとともに、被災された方々に改めましてお見舞いを申し上げます。

それでは、一般質問に入らせていただきます。

大きな主題として「農家の支援と農地の将来について」ということで質問させていただきます。

まず1つ目に、まんさく農家の支援について

平成13年度、山村振興等農林漁業特別対策事業で、町も深く関わり、農協が運営してきた産
直まんさくが、今年度をもって閉鎖される見込みです。まんさくが閉鎖された場合、生産農
家の方々の出品先がなくなります。これはやる気のある農家の意欲を後退させてしまいます。
町にとっても農業は基幹産業という認識でいるはずですが、その農業の衰退につながる事態
には、何らかの対策を講じる必要があると思えます。町長は、どのように考えているのか、
質問いたします。

2つ目に、畑地化促進事業と団地化の町の考え方についてということで質問させていただきます。

現在、米価格の低迷や水稻栽培に係る水利費の負担増などで、水田から畑にしたいと考えて
いる農家もいると考えます。実際畑地化する際の様々なパターンの支援事業がありますが、
農家おのおのが畑地化していけば、次第に水田地帯に虫食い状態の畑が存在してくると思わ
れます。今後、地区ごとの農地利用の団地化の方針とリーダーとなる農家の育成が不可欠と
考えます。町は、どのように団地化に取り組み、進めているのか、質問をいたします。

3つ目の質問といたしまして、多面的機能支払交付金事業の今後について。

現在17の保全団体で約2,800万円の交付金をもらって事業を進めていますが、近年事務の煩
雑さなどの理由で解散する保全会も出てきています。しかし、この事業は、農家の支援や農
地の保全を行うには、有効的な事業です。農業をされていない地域住民でも農地の保全や自

然環境の保全には、声さえかかれば協力したいと思われる方も多いと思います。今後、町全体の対象水田と畑を地域ぐるみで保全していく必要があると考えますが、町の考えを質問いたします。

また、現在、町全体で対象農用地となる面積とその交付金額は、幾らになるのか、併せて質問いたします。

以上です。

町長 それでは、9番佐藤広幸議員の「農家の支援と農地の将来について」のご質問にお答えします。

初めに、「①まんさく農家の支援について」であります。JAによりますと、産直まんさくは、平成13年度に地産地消を掲げ、会員35名、委託会員を含めると70名ほどでスタートしたと伺っておりますが、現在は、町内の会員が8名、町外1名、計9名と大きく減少するとともに、近年は、収支が赤字になっているようであります。

町では、JAからの廃止に係る協議の申入れなどを受け、改めて継続を依頼したところでありますが、方針が変わっていない状況であります。

さて、佐藤議員の質問にあります「何らかの対策を講じる必要」についてであります。町としては、これまでと同様に、やる気のある農家を支援していきたいと考えております。そして何より産直まんさくは、町の重要施策であり、「日本一のおいしい給食食育推進事業」における町内産食材の供給拠点であります。現時点では、何も決まっておきませんが、やる気のある農業者や事業者等が引き続き産地直売所を運営していく意欲があれば、町として支援してまいりたいと考えております。

次に、「②畑地化促進事業と団地化の考え方について」であります。畑地化促進事業は、令和5年度からスタートした国の事業でありまして、水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援等を行う内容となっております。具体的には、令和6年度は、高収益作物である野菜、果樹、花卉等や畑作物である麦、大豆、飼料作物、ソバ等を作付した場合、一時金で10アール当たり14万円、その後、10アール当たり2万円を5年間交付されるものであります。実施するためには幾つか要件があり、その中の一つに団地化要件があります。それはある程度のまとまった面積で申請することであり、市町村ごとに面積の基準を定めて、申請を受け付けることとなります。当町の場合、高収益作物の場合は、おおむね30アール、畑作物の場合は、おおむね50アールに設定しているところであります。

佐藤議員の質問にあります「町はどのように団地化に取り組み、進めているのか」についてであります。現時点では、町としては取組の方針はなく、積極的に進めているものでもありません。国が行う畑地化を支援する事業について、内容を周知し、そのメリットを受けたい方から申請していただいている状況であります。注意点としては、この事業を実施してし

まうと、水田活用の自主直接支払交付金の対象外農地になってしまうことです。今後は、畑地として使用していくこととなりますので、水稻共済細目書に、交付対象外農地と表示されることとなります。

今後は、地域計画の策定事業に入っております。地域計画の一部として、将来の農業の在り方や地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを一筆ごとに定める目標地図を作成することとなりますので、その中で、農地の活用として集積や集約化について、農業者や関係団体の皆様と議論を深めてまいりたいと考えております。

最後に、「③多面的機能支払交付金の今後について」であります。令和5年度については、18の保全会が事業を実施しており、その対象面積は737ヘクタールで、事業費2,805万5,000円となっております。

さて、佐藤議員の質問にあります「町全体の対象水田と畑を地域ぐるみで保全していく」ことについてであります。当町では、なるべく多くの農地について、同事業を活用していただきたく、農業者団体等にPRしてきたところであります。事務の煩雑さもさることながら、事業実施範囲において農地を荒らした場合、遡って交付金の返還を求められることを恐れて、取り組まない方々がおられます。また、同事業は、地域ぐるみでの保全活動が基本となっております。しかしながら、地域ぐるみよりも活動のやりやすさを理由に、農業者のみでの事業を実施している保全会も幾つか見受けられます。

次に、「現在町全体で対象農用地となる面積とその交付金額」であります。2020年、農林業センサスで公表されている田の面積は、1,340ヘクタールでありますので、仮に通常の単価で全面積において、「農地維持支払交付金」10アール当たり3,000円と地域ぐるみで取り組む必要がある「資源向上支払交付金（共同）」10アール当たり1,500円の両方を実施した場合は、約6,030万円の交付金額となります。

ただし、先ほども説明したとおり、事業実施を希望しない地区や農業者のみでの事業実施主体などの地域があるため、現在取り組んでいない地域が新たに取組んだとしてもこの額には至らないと考えております。今後については、県と連携を図りながら、対象地域の拡大に努めてまいりたいと考えております。

9番 それでは、まず、まんさく農家の支援についてから再質問をさせていただきます。

まず、最初に確認したいことがあります。あそこのまんさくの土地と建物、加工場と販売所がありますけれども、その所有者、あるいは賃貸契約などがもしあるんだとしたら、その所有者とその建物の状況についてどうなっているのか、まず確認させていただきたいと思えます。質問いたします。

町長 底地の用地については、町が30年で無償で貸与しております。それから、建物等について

は、JAさんの所有物でございます。

9番 30年間、町が無償で貸すということになっておるようですけれども、平成13年の事業という事は、まだまだ無償貸付けの期間があると考えられます。

その中で、町長が、どこかで言ったと思いますけれども、農協が、ある機能をこっちに移転してまんさくの土地を使う、使いたいという旨のようなことを農協が言っているという話をちょっとされたと思います。そうなった場合、今、販売目的、農産物の加工目的、こういったもので使っているあそこの建物が、目的外使用に当たらないのかなという思いが、ふと湧いてきたんですが、そういった、例えば何か2年補助金の対象年があると聞きましたけれども、そういった2年、あるいはそれをもう辞めるから返しますわといった補助金がなくなった状態でも30年の無償貸付けがある。こういう中で、そういった目的外使用ということを使うことというのは、できるものなのかどうか、ちょっとそこら辺の見解について質問したいと思います。

町長 法的には、補助事業を受けて使っておりますので、目的外に使う場合については、補助金の返還をすれば、それは可能かと思えます。

現在、今、残存年数とか、そういった価格もございまして、県の試算としては628万6,000円の補助金の返還になるものと思われま。

9番 農協さんが何か赤字だということで、農家の、何か切捨てるような感じにも思えるようなことを考えているようです。こういった補助金600万円という金額と赤字というものを相殺したと思いますけれども、ぜひもう少し農家のことを考えていただきたいなと思えます。これは②③の質問にもつながってまいりますけれども、いかに今後は、大きい農家だけではなく、小さな農家を残していくことが重要かという時代だとも私、思っています。

ということで、あそこの利活用という面で、鮎の加工とか、様々な加工品、例えば移動販売の弁当とかの仕込みとか、やる気のある農家さんの材料を使って、そういったものの中でも使えるんじゃないかなと思っております。もし万が一無理だったとしても、若あゆ温泉等とかでその農家の皆さんが、自分たちの作ったものを食べてもらいたいという純粋な気持ちがあると思えますので、そういったところの場の提供というものは、町としても今後何らかの形で継続して、そういった思いを、農家さんの思いを酌んでいくべきだと思います。

ということで、まんさくの継続、あるいは、もし万が一そこが駄目だったとしても若あゆ温泉等とかでの産直の農家さんの出品等、そういったものを考えていくべきだと思いますが、町長の考えをお伺いします。

町長 小さな農家をどこまで支援していくかという問題はあるかと思えます。ただ、そこには基本的に農家の方々が、やる気を持ってその施設をしっかりと継続していきたいという強い意思がないと、どこまで支援をしていけばいいかというのも分かりませんので、しっかりとそ

ういった持続可能な経営になっていかないと、これは支援も続かないのではないかと考えております。

ただ、答弁の中でも申し上げましたが、日本一のおいしい給食食育推進事業の食材の供給拠点になっておりますので、町としては、そういった意味で何らかの支援をすることは、これはできるものであらうと思っております。

また、これを温泉に絡めてということになりますが、その点がこういった形でできるのかは、ちょっと不透明でありまして、温泉自体も非常に厳しい経営状況の中でやっておりますので、どのような活用法、そして連携ができるのかということについては、今の段階では申し上げることができないと思います。

9番 この答弁書の内容にあります、引き続き産地直売所を運営していく意欲があれば、町として支援してまいります。平成13年度は70人いたるところから9名にまで減っているということで、この方々が、農協が何百万円かの赤字が出ているというものを負担、その施設を維持するのに何百万円もかけて負担しているということ、負担するということが、まず難しいだらうと私は思います。

しかし、農家の意欲としては、場の提供があるんだったら、自分らの作ったものを提供して食べてもらえる、あるいは買ってもらえる場の提供があるんだったら、もう作る意欲はありますという話も聞こえてきています。やはりそのところの意欲は、ぜひ酌み取っていただくべきではないかなと思います。若あゆ温泉についても、かつては、私のおふくろなんかもよく元気な頃は、出品、出店をさせてもらって、お客さんにも買っていただいた記憶があります。やはりそういった分散傾向にある、何ですか、まんさくもある、若あゆ温泉にもあるという、そういうところから、耕作者も少なくなってきたわけですから、温泉辺りに集約して作るのが、やはりベストなんじゃないかなと。温泉に入りに来てくださった方に買っていただくというのが、一番いいんじゃないかなと思います。

さて、次の質問に入らせていただきます。

次は、2の団地化等多目的の支払交付金事業。これがちょっとあっちに行ったりこっちに行ったりするような再質問になるかもしれませんが、ご了承いただきたいと思います。後で全て関連してきますので、よろしく申し上げます。

まず、この答弁書の中で、今団地化の策定を進めているということですが、今年度の策定状況の集まり具合、現在の状況はどうなっているのか、質問させていただきます。

町長 まずはまんさくの件でございますが、やる気のある農家を支援するのは、第一義的には、役場ではなく、農協さんなんだろうと思います。昨日もATMの関係で要望に行ったんですが、どうも組合員であったり、そういった方々に寄り添うといいますか、それらの利便性というよりは、農協自体の経営というところが、多く言われるようなことでありますので、や

やはりこの産直まんさくもしっかりと農協さんの手だてがあれば、もっと違う形になっていたのかなと思います。まずはやはり農協さんとよく話をしながら、私どもも先ほどから申し上げましているとおりに、日本一のおいしい給食食育推進事業の食材の拠点でありますので、そういった意味で、町としましても支援をする方向でその内容等を検討してまいりたいと思います。

それから、今2番目に当たりました、その計画等については、農業振興課長より説明を申し上げたいと思います。

農業振興課長 ただいまご質問にありました団地化ということの集まり状況ということですが、団地化については、特に集まりとはしておらず、今おっしゃった内容からすると、地域計画の集まり具合というか、話合いの状況と今理解させていただきました。

地域計画の今までの協議の進んでいる状況ですが、まだ、各地域の方々にお話をしているという状況でありまして、農業委員会を中心に、まず地域計画の案をつくっていく事業内容でございますので、その農業委員会の方々を中心に事業の進め方、計画の作り方の原案を話し合ってくださいまして、承認をいただいたところでございます。

地域計画の進め方につきましては、各農家さんのこれからの10年後を目安にした目標地図というところを作っていく必要がございますので、その目標地図を作るための、まず意向調査を各農家さんに実施しまして、その原案の意向を表した地図を作った上で、話合いに入っていきたいと考えているところでございます。

9番 それでは、今課長の答弁を聞くと、なおさら今私が質問するのは、重要なと感じました。

その前に、そういうふうに再質問していく前に、まず、この答弁書の中で、本来この団地化については、町が基準の面積の基準単位を定めて申請をすることができると書いてあるんですけども、2枚目の中段辺りなんですけれども、この団地化をする面積の基準を町が定めることができる。町が定めた面積の要件が30アール、高収益作物は30アール、畑作物はおおむね50アールと答弁されています。ここは本当は町が、もっと大きな視点があれば、1町歩とか2町歩とかという団地化の計画を立てて、そして営農農家さんにお示しすることだってできるはずだと思います。まず、それをこの小さい30アールとか、50アールの基準にしたその理由について質問いたします。

町長 畑地化につきましては、やはりやる気のある方があって初めて畑地化ということもできるわけですので、低く設定した人については、逆に言うと、このぐらいの規模でというところで、畑地化の補助金をもらいやすくしたことであります。これを大きくしてしまったら、今までもらっている人たちが、もらえなくなることでありますので、畑地化をするためには、人手もかかります。そういったところを水稻とは違う視点の中で、行政側だけで基準を大きくすることはできなかったもので、こういった30アールと50アールということにしているん

だと思いますが、いずれにしても今度つくる地域計画の中で、地域の要望に基づいて、こういったものは進めていかなければいけないと思います。補足があれば、農業振興課長よろしくお願ひしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの団地化の要件でございますが、畑地化促進事業については、やはり大きな畑地の団地を造るというよりは、何枚かの田んぼが連坦して、ある程度のまとまりでやってくださいという事業ルールになっておりまして、もちろん多くの大きな団地を造ることも可能なんですけど、農水省としては、そういうことを想定しているのではないようでした。

それで、最上管内の各市町村の状況を調べましたところ、やはり高収益作物は、30アール程度、あとは畑作物、ソバ等になりますが、そちらは50アール程度が少ない面積の基準として多かったものですから、そちらを参考にして設定したところでございます。

9番 それで、そこで問題になってくるのが、大規模化に取り組んでいる農家さんの一つの足かせになるんじゃないかという部分が心配されるわけです。というのは、先ほど私、登壇して質問しましたけれども、おのおのの農家さんが取り組みやすいからといって畑地化していたら、大規模化しようと思っている水田地帯にぽつぽつとまだらの畑地化した畑ができるんじゃないかと将来的に心配するわけです。それはおおむね水利費が高いところで今後発生するんじゃないかという、そういう予想が簡単にできるわけですね。基盤整備は、比較的この近辺からできていますけれども、今後長沢地区とか、富田とか、堀内とか、裏ノ山もあるかもしれません。比較的水利費の高いところにこれから移っていくという中で、そういったところの大規模化になっていくときに、畑地化してしまった、その周りに水田があります。その畑地化した人が、もう私、できません。水田を作っている方に、あなた、やってくださいとなったときに、いや、これは畑にしておくよりも水田にしたほうがいいよ、したほうが利便性高いよとなったとき、水田はできますか。簡単に教えてください。

町長 その件については、農業振興課長に答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 畑地化した田んぼについて、水田に戻すということは、まず、この事業の目的から反しますので、補助金の返還とかを伴ってしまうということで、なかなか難しいかと思ひます。

9番 そこで難しくなってくるので、そうなる前に、これから、何というんですか、基盤整備をして、順次していくであろう長沢とか、富田とか、堀内とかのそういった水田、あるいは裏ノ山とかのある水田のところは、もう水田として水利に近いところは、水田として活用する。そしてちょっと水利が利便性が悪いところは、もうソバをそばまく。それよりもちょっともっと悪いところは、もうネギを作ったりアスパラを作ったりするという、そういう構想が、町で作れといってもそれは農家といわれますから、農家の方と町とやっぱり一緒になって、

そういう地図をバツと広げて、そして一緒に話し合っていけば、例えばこの裏ノ山に水を上げるのはすごく高くて、畑地化と考えている方も多いかもかもしれませんけれども、したい人は、ちょっと外れたところでやっていただいて、水利に近いところ、水が流れるところは、水田にさせてください、まだやりたい人がいますからという、そういう希望を調整してかなえてあげるための役場の機能であってほしいなと思います。それは役場だけでやれと言っているんじゃないです。農家の方と一緒に話し合いをして、それが将来の町のための農地という未来像になると思います。ですから、要するに私、議員ですから、町が主導して、先導してやっぱりやっていくべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

町長 今佐藤議員が言われたことを地域計画の見直しということで今やろうとしているわけですので、その点について、全く同じことを今からやろうとしているわけですので、そういったことをまずご理解いただきたいなと思います。

9番 ご近所の戸沢村では、ちょっと農家の方から頂いてきた資料を見ますと、この団地化の中に、もう既にソバをまくところ、ニラを作るところ、水田にするところという、もうきちんと整理された段階で、地域の畑地化計画図というような形で示す資料を町民に出しているようです。

ぜひ、そういった、これから作るという今グッドタイミングで私、質問したと思いますけれども、そういった将来像を見据えた、舟形町の農地の将来像を見据えた形で、やっぱりこの計画をつくっていただきたいと思います。

また、多目的支払交付金事業ですけれども、今現在737ヘクタール、これが全面積にすると1,340ヘクタール。この中で、1,340ヘクタールの中でもう既に荒廃して、手がつけられない土地だっていると思います。そこはちょっともう置いておいて、今現在手をつけて管理すれば、まだ農地としては活用できますという、この数字分は、分かりますか。1,340ヘクタールの中で、もう荒れ地になっていますよという面積が分かれば教えてください。

町長 戸沢の例は、多分基盤整備事業、圃場整備事業に伴って、当然水稲以外の作物も作らなければいけないというところがあるんですが、さらに戸沢村の場合については、それに畑地化という中で団地化をして、一緒に進めた例と聞いておりますので、今現在、議員さんがおっしゃる状況とは若干違うことをご認識いただきたいと思います。

多面的なことについては、農業振興課長より説明を申し上げたいと思います。

農業振興課長 ただいまのご質問にありました多面的機能支払交付金の中というか、現在、農業センサスで1,340ヘクタールの田がある中で、荒れていると思われる土地というのは、具体的には、町の中では把握はしていないところです。もしも可能性があると思われるところについては、細目書上で自己保全管理となっている部分だと思われそうですが、その面積については、約200ヘクタール弱ほどとなっております。しかしながら、現地でそれを確認したわけではな

9番 大変失礼いたしました。農業委員会の会長さんに最初からちょっと入れてなかったものから、私の通告では、町長にのみの質問でしたので、今の質問は削除していただきたくお願いをいたします。

議長 お諮りします。今の佐藤議員の質問について削除という申出がありました。そのほかでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 以上をもちまして、9番佐藤広幸議員の一般質問を終結いたします。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明日6日は本会議を休会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、明日6日は本会議を休会し、3月7日午前10時より再開いたします。本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時37分 散会

令和6年3月7日（木曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第2日目）

令和6年舟形町議会第1回定例会第2日目

令和6年3月7日木曜日

出席議員（10名）

1番 伊藤 廣 好	6番 石 山 和 春
2番 叶 内 昌 樹	7番 奥 山 謙 三
3番 荒 澤 広 光	8番 八 鍬 太
4番 伊 藤 欽 一	9番 佐 藤 広 幸
5番 小 国 浩 文	10番 斎 藤 好 彦

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長 森 富 広	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博
副 町 長 鏡 裕 之	農業委員会会長	叶 内 栄 一
会 計 管 理 者 伊 藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐 藤 拓
総 務 課 長 兼選挙管理委員会書記長 沼 澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐 藤 仁
まちづくり課長 曾根田 健	教 育 長	伊 藤 幸 一
健康福祉課長 鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長	豊 岡 将 志
住民税務課長 沼 澤 一 征	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
地域強靱化対策室長 伊 藤 英 一	監 査 事 務 局 長	相 馬 広 志
地 域 整 備 課 長 伊 藤 秀 樹		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広志 事務補助員 大場 正江

議事日程

日程第 1 一般質問

日程第 2 承認第 1号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

日程第 3 承認第 2号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

- 日程第 4 議案第 1 号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第7号）について
- 日程第 5 議案第 2 号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算（第2号）について
- 日程第 6 議案第 3 号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 7 議案第 4 号 令和5年度舟形町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第3号）について
- 日程第 8 議案第 5 号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第 9 議案第 6 号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第 7 号 令和5年度舟形町水道事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第11 議案第 8 号 舟形町犯罪被害者等支援条例の設定について
- 日程第12 議案第 9 号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第10号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第14 議案第11号 舟形町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第12号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第13号 舟形町農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第17 議案第14号 舟形町農業集落排水施設整備基金条例を廃止する条例の設定について
- 日程第18 議案第15号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第16号 舟形町公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について
- 日程第20 議案第17号 舟形町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第18号 舟形町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

議長 ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから3日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 一般質問

議長 日程第1、一昨日に引き続き、一般質問をお受けいたします。順次発言を許可します。2番 番叶内昌樹議員。

2番 おはようございます。

まず初めに、年始に起きました能登半島地震の亡くなられた方のご冥福と、また、いまだに続く避難生活をされている方の早いご帰還をしていただけるよう心より願っております。

それと、2月26日に19代目の町長に就任いたしまして、おめでとうございます。また4年間よろしく願っています。

それでは、通告書で提示しました質問をいたしたいと思います。

2点質問したいと思います。

一つ目として「地域の課題や活性化、その先は…」

舟形町は町制施行70周年を迎えます。国の「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、「舟形町総合戦略」を展開してきていますが、移住定住においても着実に進んでいるものの、いまだに住みたくても住めない方が他市町村に移住する決断をしているようであります。町としての立地条件について、舟形町は大変便利な地域と考えますが、市に近い影響なのか、商業施設が少なく、町内に住む多くの方から駅前通りの活性化や土地がないのであれば立体駐車場にして、舟形町だけで完結するような商店やドラッグストアまたはコインランドリーが必要との意見があります。今年、金融機関のATMの撤退、さらには産直まんさくの閉店も重なり、利用者や購入者、さらには個人農家の販路にも影響が生じてくると思います。農林専門職大学用のアパート建設もよいこととを感じるが、デジタル田園都市国家構想総合戦略を活用して、総合的なテナントづくりなど、誰もが便利で快適に暮らせる舟形町を目指す絶好の機会ではないのかと思います。町長の考えを伺います。

また、産直まんさくの閉店により、町長の肝煎りの施策の一つである地産地消による「日本一のおいしい給食食育推進事業」の取組についてはどうするのか伺います。

2点目でございます。「人口減少問題で空き家の活用は」

舟形町人口ビジョンによる人口の動向の分析では、昭和30年の1万1,891人を最高に、平成7年以降は社会的な少子高齢化の影響もあり、人口の減少が加速していますが、10年後には

4,000人を下回る推計値が示されています。この人口ビジョンに比例してくるのは、今後の空き家の増加と考えます。豪雪地帯の空き家については、1シーズンを経過しただけで破損が拡大することから、今後の町の施策をどのように考えているのか町長に伺います。

町長 おはようございます。

それでは、2番叶内昌樹議員の「地域の課題や活性化、その先は…」についてのご質問にお答えします。

町内における食品や雑貨等を扱う小売店の数は、3月1日現在で28店舗です。中学生議会での要望もあり、町では平成27年にファミリーマート舟形中央店を誘致いたしました。平成29年のホームックニコット舟形店の出店は、町民の買物に対する利便性の向上につながっているものと感じます。一方で、地域における商店は、買物だけでなく町民が気兼ねなく集まれる場所であり、日常的な会話の中で人と人とのつながりの維持や地域の見守りといった重要な側面も持ち合わせております。そのようなことから、町では商工業活力アップ推進事業により、商店の維持と継続を目的とした取組に対して助成を行っております。ご質問の商業施設や立体駐車場、ドラッグストア、コインランドリーの必要性については、町広報紙の「ふれあい広場」において夜間も対応可能なドラッグストアの誘致についてご意見をいただいております。町としましても、東北農林専門職大学の教職員及び学生の移住に加えて、今後の移住定住の推進においても商業施設については必要性を感じ、機会あるごとに事業者をはじめとした関係者にお話をしており、今後も引き続き取り組んでまいります。また、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した商業施設の整備については、運営主体や事業者の参入など、町内事業者等との十分な協議も必要でありますので、まずはがみ南部商工会などの関係機関を通じて現状を把握してまいりたいと考えます。

最後に、日本一のおいしい給食食育推進事業の取組については、町出身シェフ考案メニューの給食や、町内生産者との交流給食の実施、全国学校給食甲子園大会への出場など、数ある事業内容の一つに地元産食材の使用があります。今後、JAが運営する産直まんさくが閉店となっても、できるだけ地元産の食材を使用したいとの思いがありますので、舟形産の食材を提供していただける農業者団体などや、新しい提供先を探すことを検討してまいります。

次に、「人口減少問題で空き家の活用は」についての質問にお答えいたします。

人口の減少は当町だけの問題ではなく、国全体の問題であり、全国の自治体の多くが人口の減少に歯止めをかけようとして、移住定住対策をはじめ各種事業に取り組んでおります。当町においても民間アパートの建設補助や子育て支援のほか、農業や商工業への支援など各事業に取り組んでおりますが、多くの自治体において人口の減少に歯止めをかけることはできていない状況であります。そのようなことから、人口の減少については町単独では解決できない問題であると捉えており、人口が減ってもデジタル技術を活用して住んでいる人が今以

上に住みやすいと思えるまちにしていきたいとの考えから、「先進的な少数社会の実現」を目指しているものであります。

ご質問の空き家対策についてですが、町内には3月1日現在で100軒の空き家があると把握しております。空き家対策については、これまでも解体と活用に取り組んでおり、解体に対する助成事業は、平成30年度の制度改正以降今年度まで76件の実績で、うち今年度の実績は15件であります。これは山形県内でも屈指の件数で、令和5年度からは国の社会資本整備総合交付金を活用し、町の財政負担を軽減しながら取り組んでまいります。また、活用については、空き家バンクを通じたマッチングが主な事業となりますが、平成28年度の制度開始以降累計13件の成立実績で、うち今年度の成立実績は4件となっており、空き家の購入者がリフォーム補助金を活用する事例もあるなど、総合的な支援を行っております。このようなことから、引き続き空き家等の解体に対する助成制度と空き家の空き家バンクによるマッチングやリフォーム補助を継続し、必要に応じて民間事業者と連携した空き家のリノベーションを行いながら空き家対策に取り組んでまいりたいと考えております。

2番 ありがとうございます。

再質問させていただきますけども、冒頭でありました町内における食品雑貨店を扱う小売店の数は、まず28店舗ということでもありますけれども、ちなみにですけれども、本町のニコットさん、コンビニさんを除いた小売店というのは幾つありますでしょうか。

町長 本町というのは舟形地区という意味の本町でよろしいですね。その件については、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 ご質問にありました舟形地区の小売店、ニコット、ファミリーマートさんを抜いた数ということですが、9店舗あるというふうにはこちらでは把握しております。

2番 ここの10年以内というか、この先で小売店をやめられた方もいらっしゃると思います。また、町内全体においてもやはり閉店や、今後後継者不足ということでやめざるを得ないような店舗が多分増えてくると思います。それで、確かに現在ファミリーマートやニコットさんということで、車のない方やご高齢者がやはり買物をする上では、大変まず町にとってはよい方向で進んでいるのかなと思います。しかしながら、やっぱり町を考えてみますと、やはり町の人が商業に携わって、消費者が、町の人がまず買物するような、昔はそういう小売店はいっぱいありましたけれども、やはりなかなか車社会、また、新庄市が近いということで、あと勤め先も新庄という点もありながら、なかなか舟形町で需要供給というものがなかなか追いつかずというか手つかずというか、そんな感じで推計してまいりました。昔は日付、賞味期限等々でやはり小売店というのはすごく悩んだ時期もありました。そのときに、やはり今大変厳しいそういう状況の中で、ニコットさんとかコンビニさんとかがそういう提供をしてくれるということは大変ありがたいと思っております。ホームックニコットに関しては、

やっぱり家庭用品だったらやっぱり大体のホームセンターと、あとは生鮮食品を取りそろえたものでありますので、大概のものは何か買取ることができるのかなと思いますけれども、やはり町報とか議会報とかでも町民のアンケートを取りますと、やはり子育て世代の多くがやっぱりドラッグストアというふうなものが必要だというふうに言っております。

今回の私の一般質問に関しては、2月に行われました議会改革特別委員会で商工会の女性部を集めた中でのワークショップで出た話題をまず一つ、私取り入れまして今回一般質問しておりますけれども、その点について、やはりこのドラッグストア、以前ちょっと町長から聞いたか分かんないけれども、何かスーパーか何かがあるかもしれないとかということを知ったんですけれども、その辺についてどうなのか現状を教えてください。

町長 大変ありがたい話があって、町としても協力をするのでぜひ進出をしていただきたいというふうなことでお願いをした経緯がございました。しかしながら、ちょっと本部のほうで待ったがかかってというふうなことで、残念ながら舟形町にはスーパーさんについては進出して来ないというような感じになったというふうに記憶しております。

2番 そうですか。そこは私知りませんでしたので、てっきりスーパーが来るのかなと認識しておりました。ということで、今回の件については町広報紙のふれあい広場というところにも、夜間も対応可能なドラッグストア誘致してほしいということがあります。やはり今現状でお勤めなさっている方は、やはり市のほうに買物に行ったりとか、生鮮食品もニコットさんではなかなか品揃えがなくて、やはり本当1人2人世帯系の生鮮食品しか扱っていないのかなと。やはり大家族とかそういうものに対しては、やはり大手スーパー、ドラッグストアに足を向くのかなと思っております。それでですけれども、やはりこの町の商工業の活力アップを今後も進めていく中で人口減少する中、これから起業するという方もなかなか出てこないとは私思っておりますけれども、今回出ております専門職大学の建物に関して国のデジ田交付金を活用されたということですが、それに関してですけれども、やはり町に今だからできるのかなと私思うんですけれども、やはりこれからの過疎的な地域と考えてコンパクトシティというわけにはいきませんが、やはり町で一つの市に行かないということではないですけれども、やっぱり町で全部終結できるような場所、商工業的なものがやっぱりあればいいのかなと私思っています、例えばそのテナント的なものとか、例えば一つちょっとお聞きしたいんですけれども、昨日おとといの説明だったかと思っておりますけれども、公民館とか役場の庁舎の耐用年数が、まず80年ということがありました。実際あと25年あるという形ですが、実際この25年本当に補強・補修もしなくて持つのかなと私自身思いますけれども、町長の任期があと25年あるのか。ならばその80年という答えはいいんですけれども、やはり未来を見据えた中で、そういう例えば老朽化していくものに関して、まず一つとして今回の質問の中の商工業という形で、今南部商工会の建物自体は耐用年数とそういう何

年に建てて耐用年数がどのくらいあるのか教えてください。

町長 私の記憶では、土地については町のものだったような気がするんですが、建物については公共施設等の管理計画の中にも入っておりませんので、そのところの数字的なものについてはちょっと分かりかねます。

2番 建物が、商工会のほうも結構老朽的なもので進んでいるのかなと私思いますけれども、今回、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用した商業施設の整備についてでありますけれども、小規模の、まず何というか、坪数の数坪程度のテナントを商工会の一角といいますか、一角に整備して数階建にしてもいいですけれども、その中でも猿羽根山の実習館で今現在稼働しているか分かりませんが、雪室的なものをそういう建造物に入れて、雪が周りに落ちなくて真ん中に雪が落ちて、それで雪冷房やあとは農産物の貯蔵施設、その数坪程度でテナントを整備すれば、今回後で話になりますけれども、まずまんさくに出していましたが農家さんの方々の受皿、組合等を組織してそこで低価格のテナント料でいろんな人が商店や商売をしていけるのかなとちょっと考えております。

また、学生がまず今年度から毎年アパートを建築する予定でありますけれども、やはりその中で、町民の方も含め学生の方がやはり住みやすいというようなことを考えていますけれども、このデジタル交付金をそのような形で活用できるのか、まずその点お聞かせください。

町長 デジ田交付金が該当するかどうかについては、やはり内閣府のほうと事前相談なりをして、その目標であったりKPIを必ず立てさせられますので、その事業効果がどうなのかというところが重要になってくるかというふうに思います。そのこと自体が全く不可能だというふうなこととはちょっと私も感じておりません。

2番 今年度から新たなアパート建設ということで、コンビニの脇辺りの土地に建設予定でありますけれども、2日前の一般質問の中でもあったと思いますけれども、空き家を活用した交流サロンという話が出ましたけれども、やはりその空き家対策としてそういう使い方もいいのかなと思いますけれども、まず一つとして商業施設と、何というか一つの場所で、変に言えばお医者さんも入ったりとかいろんなものが入った中で、そこには今度2階建て3階建てにする場合には、今一戸世帯で住まれている高齢者が、やはり雪問題で雪の作業ができなくなると移住してしまうような形がありますので私的な提案でありますけれども、そういうデジタル交付金を使って商業施設、2階、3階には独り世帯が住めるような場所。それで後ほど出ますけれども、空き家バンクを事前空き家バンク的なもので登録して、元気なうちにそういう独り住まいでそこで暮らして、それで住みなれた自分の土地、建物でありますけれども、事前に誰かに利用してもらうような事前的なバンク的な利用できないかなとちょっと私考えていますけれども、その点についてそうなった場合にどう思うかお聞かせください。

町長 叶内議員の言われることについては私も同感といたしますか共鳴するところがございませ

で、やはりお年寄りになって雪というふうな一軒家の雪対策というふうなことで、非常に苦勞なされているというふうなところで、その部分については屋根融雪であったりアプローチ融雪の補助金を町のほうでも創設しながら対応していただけるようにというふうにはあるんですが、それでもやはり雪というふうなものが大変だという場合については、高齢者の方からの要望もごきます高齢者用のアパートと申しますか、そういったところが必要であるというふうには思います。ただ、やはりそうすると必ず空き家が出てきますので、その空き家についてもいよいよ駄目になったときにこちらのほうに移ってくるというふうにも言われても、やっぱり再利用ができないというふうなことで駄目だというふうにも思いますんで、やはりある程度使えるうちにそういった協定を結んで再利用ができるようなことであれば、非常にありがたいのかなというふうにも思うんですが、そこら辺はニーズ調査とかをした上で、今後取り組んでいかなければいけない問題かなというふうにも思っているところであります。

2番 やはり建物に関しましては老朽化等もありまして、マッチング等、あとは一応査定的なものもあると思いますけれども、そういう選択肢がこれからあって、事前にまだ利用可能な空き家になるようなものがあればやっぱり事前的に登録制にして、そういう高齢者の方が雪の心配のないような健康的な方ですけれども、高齢者の方がやっぱり住めるような場所があるといいのかなとちょっと私も思っております。その辺につきましては、今後いろいろ検討しながらそういう今後増える、増えていく、確実に増えますけれども、そういう方々に対しての物を考えていただきたいと思います。

それで、テナント等的なものをもし可能な場合ですけれども、やはり今後町に学生さんが毎年10名ずつ増えていったこととしてのことですけれども、やはりこのアルバイト先だったりとかそういうものが必要になってきます。そういう小さい坪数的なテナントがあれば、そこでのバイトだったりとか、変に言えばもう学生が起業できるような形もできると思います。酒田市のほうでもラーメン屋さんを大学生の方が起業して経営とかしております。やはりせっかく学生さんが来るので、やっぱり町に今後どういうものに期待していくのかありますけれども、やはり学生がここで暮らすために基準となるようなそういうベースづくりが町では必要ではないかと。やはりいいものはつくったりするんですけれども、やはり土台になる、ベースになる、例えばお土産を売る場所とかそういうものはやはり町にはちょっと足りないのかなと私的に思いますので、離れた場所でお土産買うのではなく、やはりそういう商店的な小さいものがあつた中でそういうニーズに応えた町民と交流的なもの、またはサロンのようなものがあればいいのかなと思いますけれども、その点についてどう思いますか。

町長 問題は2つなのかなと思います。

まず1つは、東北農林専門職大学が開学して学生が飲食店を起業するというふうなことになりますと、親御さんからしてみれば、せっかく農林専門職大学に入学させて飲食店を経営し

てしまったという、少しそれについても町で進めるというふうな方向性にはなかなか行くというふうなことは難しいのかなというふうに思っているところです。

もう1つは、そういった商業施設を造って舟形本町地区ににぎわいを創出するというふうなことは非常に重要なことだと思います。一方で、もう1つの問題としましては、例えば堀内地区に、今は2店舗商店がございいますが、極端な話をすれば1店舗のみの今は営業になっているようなところもございまして、そこの経営者の方ももう70代を過ぎているというふうなことでございまして、いよいよ終点といいますか、閉店をする時期が迫ってきているというふうなことであります。やはりその地域にとって大事なものは、車に乗れないとか交通手段のない方々がその商店を目当てにやってくるというふうなことがありますので、そういった分散された商店をどうやって継続していくかというふうなところも重要な課題なんだろうというふうに思っております。それについては、堀内地区であったり長沢地区で地域運営組織というふうなものも立ち上がっておりますので、全国的な例を見ますと、その地域運営組織の中でそういった商店を継続しながら運営しているというふうなところもございまして、できればそういった形になっていくのが一番理想的だなというふうに思っているんですが、いずれにしても地域運営組織がどこまで熟度を上げていくかというふうな問題もございまして、地域にある商店、そして今叶内議員が言われた舟形本町ににぎわいを出すようなそういった商業施設というふうなものについても、もう少し調査をしながら必要な部分については町としても積極的に取り組んでまいりたいという方針でございまして。

2番 ちょっと先ほどの学生が飲食店ではなくて農業に携わるのであれば、まんさくさんの、例えば農業に徹したもの、野菜とかそういうものの提供の場所、または堀内の店舗の方も私も聞いております。いずれはやめるということは聞いてはいますけれども、そういったところに例えば配達できるような仕組みとか、マーケットからできるような仕組みも可能かなと思いますので、一つはまず学生には飲食店ではなくて、例はラーメン屋さん挙げただけでやっぱり農業に携わることなので、やっぱり農業的な作った物を売ったりとか地産地消的なもので貢献していただけるのかなということでございます。

それとともに次の質問、再質問でありますけれども、一つがまず日本一のおいしい給食事業の展開でありますけれども、実際まんさくさんのほうがまず3月末で閉店するということがありますけれども、いろいろな組合とかやっぱり提供してくれる農業者さんを求めてということになりましたけれども、4月から給食が始まります。3月末にはもう発注書が来ます。それから策定してはやはりもう遅いのかなと。やはり今の段階でどういう方向性、昨日センター長にもちょっと電話してお伺いしました。それはもうまずしないという答えでしたけれども、ただ、そこにいる組合の方々には、やはり今回要望書として持続的なものの計画的なものを出していると思いますけれども、その受皿窓口、やっぱりそういうものが実際ないと、な

なかなか発注する側も大変になってくるのかなと思いますけれども、今現在、発注先がもうばらばらというか商工会の組合とか、あとはまんさくさんとか個人農家さんが直接の取引をやっているわけですが、なかなか生産が追いつかない時期にいないものをそろえるというのがなかなか大変だと思いますけれども、そういうことを考えますと、やっぱり何か窓口を一本化にして共有し合えるような仕組みづくりも必要かなと思いますけれども、その点についてどうお考えでしょうか。

町長 5番議員さんの一般質問の中でも申し上げましたが、やはり日本一のおいしい給食食育推進事業の食材の供給拠点というふうなことでありますので、農協さんのほうとしては経営状況等に鑑みてやらないというふうなことを決定しているようでございますが、幸いにも底地については舟形町のものでありますし、建物自体についても国なり町の補助金も入っているというふうなことでありますので、また、それを壊すにしても農協さんのほうではお金がかかるというふうなことでありますので、今、組合長のほうともお話をさせていただいて、新たな経営主体があるのであれば建物自体は残していただけますかというような話をさせていただいております。それは大丈夫であろうというふうな組合長の考え方でもありましたので、まずはその産直まんさくの受皿といいますか、誰が経営主体となってやるのかというふうなところと、新たな経営的な制度といいますか、そういったものをしっかり作っていただければ、町としてはこの間も申し上げましたとおり、日本一のおいしい給食の食育推進事業の食材を提供している拠点というふうなことでありますから、そういった場合については支援をすることはやぶさかではないんだろうというふうに思っておりますので、まずはしっかりと経営母体となるものと、経営の方法等を示していただければしっかりと支援をしていきたいというふうに思いますし、今、叶内議員がおっしゃられるとおり、食材については大分前に発注するものというふうに認識しておりますので、できる限り4月1日からは新たな産直まんさくがスタートできるようにというふうな考え方で、今スピード感を持って存続に向けて交渉をしているところでございます。

2番 時間もないので、空き家に対しては先ほど全体を含めて言いましたのであれですが、やはりこの一つ、産直まんさくさんが再開する。組合で組織するか分かりませんが、私的なものを考えると、やっぱり場所的な問題がちょっと結局は車じゃないとなかなか行きづらい場所なのかなと。ただ、高速が近く利便性はすごくいいんですけれども、やはり町民にとって今後ちょっと遠い場所かなと私的には思いますけれども、やはり時期的にまんさくさんが納める25品目ぐらい品目ありますけれども、やはりその中でも町で取れる主体となるものがなかなかその時期に育たないということがありますので、その給食的なものにもそういう時期的なものを勘案しながらメニューづくりとして日本一のおいしい給食事業共々今後ともよろしく願います。

時間もないので、これで私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長 以上をもちまして、叶内昌樹議員の一般質問を終結いたします。

続きまして、8番八鍬 太議員。

8番 おはようございます。

それぞれの議員さんから、冒頭にこの能登半島地震に対する思いがありますけれども、私も同感であります。1日も早い復旧・復興をご祈念申し上げたいというふうに思います。

そしてまた、19代町長に就任されました森 富広町長、誠におめでとうございます。今後とも舟形町発展のためにご尽力くだされますようご期待を申し上げます。

それでは、最後になりましたけれども、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

主題「水田農業の今後をどう考える」

町の基幹産業といえる農業を取り巻く環境は、従事者の減少や高齢化が進み、年々厳しさを増しております。

山形県の指標では、県内において今後10年間では、基幹的農業従事者の数は32%、数にして1万2,000人減少するとの見込みもあります。ましてや年齢の多くは70代が占めると予想される中で、町内における農業の主要品目である稲作とともに水田農業をどのような形で維持し、発展させていくかが今後の地域や町の発展の上でも大きな課題であると考えます。

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しや、平成24年に始まった「人・農地プラン」は、令和4年5月に成立した農業経営基盤強化促進法の改定により、従来の農地利用の姿を明確化する「地域計画」として法定化され、策定期限の令和7年3月まで1年あまりとなっています。農業者にとっても行政においても、まさに正念場といえる転換期を迎えていると思っているところでございます。

現在、舟形町においても5地区で県営農地整備事業が計画実施中ではありますが、今後の農地利用、集積についてどのように指導や取組を行うのか。また、促進を図るためにどのような対策や支援を講じていくのか。さきに述べましたように、水田活用交付金の交付対象から外れるかん水施設（畦畔）を除いて畑作に取り組んでいる水田や、用水施設を有しない（用水施設を撤去している）等の開田地区の畑地化対策等、水田農業の振興策をどのように進めていくのか町の考えをお伺いいたします。

町長 それでは、8番八鍬 太議員の「水田農業の今後をどう考える」についてのご質問にお答えします。

初めに、「今後の農地利用、集積」についてであります。農地の集積及び集約化に取り組む上で最も効果的なのは、農地整備であると考えております。当町では、現在5地区259ヘクタールを県営事業で整備しておりますが、大区画農地の造成、地下かんがい設備の導入、水管理等のスマート化、自動運転への対応など、農家のニーズに応じた整備を積極的に検討し、

担い手農家への農地集積と高収益作物の導入を進めております。

農地整備に対しては、引き続き採択に係る計画設計事業の40%を町が負担するなど、農家負担の軽減を図りつつ、地域における将来の営農を踏まえた整備を促進し、農地利用及び集積を図ってまいりたいと考えております。

また、今後は地域計画の策定作業に入っております。地域計画の一部として将来の農業の在り方や、地域の農地の効率的かつ総合的な利用を図るために、誰がどの農地を利用していくのかを1筆ごとに定めた目標地図を作成してまいりますので、その中で農地の活用のため集積や集約化について、農業者や関係団体の皆様と議論を重ねながら対策等を検討してまいりたいと考えております。

続いて、ご質問の「開田地区の畑地化対策や水田農業の振興策」にお答えする前に、小国議員の質問の際にも申し上げましたが、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて説明をさせていただきます。

経営所得安定対策では、食料自給率、食料自給力の維持向上を図るため、飼料用米などの戦略作物の本作化を進め、水田のフル活用を図る水田活用の直接支払交付金事業を実施しており、販売目的で対象作物を交付対象水田で生産する農業者等への支援となっております。

令和4年度からの交付対象水田の見直しの内容については、水張りができない農地は、現行のルールの中でも対象外とされておりましたが、令和4年度から令和8年度までの5年間でこのルールを再徹底し、1度も水張りがされなかった場合には、令和9年度以降は交付対象水田から除外され、事業の活用ができなくなるというものであります。これにより、農家は5年以内に水張りをするか、交付金を諦めるかの経営判断が求められております。八畝議員の質問にあります「水田活用の直接支払交付金の交付対象外水田となる畦畔などのかん水設備のない水田や、水路等の用水施設を撤去している開田地区の畑地化対策の進め方、水田農業の振興策」についてであります。初めに、「畑地化対策の進め方」は、佐藤議員の一般質問の際にもお答えいたしました。現時点では町として取組の方針はなく、積極的に進めているものでもありません。しかしながら、現時点で施設の一部が撤去された田についての町の対応については、状況によって異なりますので、現地の確認も含めてご相談させていただきながら対応してまいりたいと考えております。

また、開田地区の中には中山間地域等直接支払交付金事業を実施されている地区もあると思われ。町では、開田地区などの振興策の一つとして、同事業と多面的機能支払交付金事業を重複して実施することを推奨しております。それら事業を個別に実施する場合と異なる条件がありますが、同じエリアで2つの交付金を活用して保全活動を行っていくことが可能になり、中山間地域等直接支払交付金の個人交付額の増額などが実施できると思われ。いずれにしても、開田地区における畑地化対策及び水田事業の振興策については、地域

計画の策定のための協議の中、または開田組合や中山間地域等直接支払交付金の集落協定の中で、一団の農用地の単位で今後の取組を協議してから進めることが最善であると考えております。

今後は地域計画の目標地図作成の協議の際はもちろんのこと、開田組合や集落協定で話し合いを持たれる場合は、必要に応じて担当者が出席させていただきますので、農業振興課までお声がけいただきますようお願いをいたします。その中において、畑地化を含めた農地の活用や水田農業の振興策について、農業者や関係団体の皆様と議論を重ねながら対応策を検討してまいりたいと考えております。

8番 それでは、若干再質問をさせていただきます。

一昨日にも2名の議員さんから同じような内容での質問がありましたので、重複する部分もあると思いますが、ご勘弁をいただきたいというふうに思います。

まず初めに、農地の利用集積でありますけれども、今、町長の答弁の中にも出てまいりました地域計画の策定であります。ここに県のチラシがあるんですけども、これによりますと、地域計画とは約10年後の将来、地域の農地を、いつ、誰が、どの農地を担い活用するのか、農業者や地域の皆さんの話し合いによって決める計画であるということ、この期限が令和7年3月までに作成というふうになっております。新聞等の記事にも出たんですが、県内の市町村を見ても進め方かなり差があるというようなことで、3月までにこの策定が義務づけられた中で大丈夫なのかというふうな話もあります。この中で、町長の答弁ではこれからとりかかるというようなことでありますけれども、この1年の間に大丈夫のかなというふうに思っておるわけです。その辺はいかがでしょうか。

町長 町では、一応年間計画をつくりながら、タイムスケジュールであります令和7年3月までというふうなところをにらみながら農業振興課のほうでタイムスケジュールをつくっておりますので、町としましてもしっかりと地域計画をつくってまいりたいというふうに考えているところであります。

8番 それでは、さきの新聞の記事ではありませんけれども、結構ほかの町村ではこの策定に向けて取り組んでいるような事例もあります。最上管内のこの今までの関係団体の動きを見ますと、令和5年、昨年この7月と8月に市町村あるいは農業委員会、土地改良区等を対象にした研修会が合庁のほうで実施されているようでありますけれども、当然町の関係者の方も出席しているというふうに思いますが、その辺で他地域の動向といいますか、そういった感触等ありましたら伺いたいというふうに思います。

町長 その件につきましては、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思っております。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

研修会のほうには担当者が参加させていただいております。また、研修会の種類もたくさん

ありまして、先進事例の発表をするものだったり、ワークショップ的な話し合いをして進めるタイプもございました。私も参加を幾つかさせていただいたところでありますが、各市町村ともなかなか進捗が芳しくないというふうな状況が聞こえてきます。私を知る限りでは、県内では鶴岡市が非常に進んでいると。結構な数あるんですが、3地区か4地区のモデル地区を作って先行させて策定をしているというふうな話を聞いておりまして、舟形町としましては、5年度においてはやはり先進事例を見てみたり、あとはいろんなその研修を受けて、どのようにするのが効率的かというふうな形で勉強してきたところでございます。

8番 今、振興課長の答弁にもありましたように、なかなかこの取組が鈍いというのが現状ではないかというふうに思っているところであります。

そんな中で、町長の答弁にも最も効果的な集積と集約は農地整備であるというような話がありましたけれども、いざやっぱ当事者といいですか、そういった方々を巻き込んでの話し合いというふうになりますと、想定どおりにはいかないというのが現状ではないかというふうに思っているところであります。これについては、この2月17日ですか。山新のほうにもこの想定どおりに話し合いが進まないケースと。農地所有者の意識を変えるきっかけづくりが重要だというふうに書いております。これは私も同感だというふうに思うわけではありますが、やっぱり来年3月というふうな期限が決まっている以上は、少しスピードアップをしなければならないというふうに思っているところであります。そんな意味で、関係機関、さっき申し上げたとおり、町村あるいは農業委員会、改良区等、JA等の連携した主導的に進めるというふうなことを目的でこの法制化されたもんだというふうに思うんですけども、そういったタイムテーブルを早い時期に決める必要があるのではないかというふうに思うわけですけども、今その辺のスケジュール的なものはあるんでしょうか。

町長 先日、2月のときに農林水産省本省の佐藤審議官のほうと、この地域計画の中で話が意見交換をさせていただくところがあったんですが、やはり全国的にいくと非常にタイムスケジュール的なものが遅れているというふうなところで、比較的山形県については真面目な県なので進んでいくだろうという考え方の中で、もしかすると後ろのゴールの分についての何らかの緩和というものもあるかもしれないみたいな話もちょっとお伺いはしたんですが、まず町のほうとしては3月というふうなものについてしっかりと対応できるようにというふうなことで考えておりますので、タイムスケジュール等については農業振興課長のほうから答弁をさせていただきたいと思っております。

農業振興課長 ただいまご質問にありました、タイムスケジュールについてでございますが、まず初めに、関係機関の連携というふうな観点から申し上げますと、地域計画の協力機関として国で示しているのが、農業者はもちろんですけども、農業委員会、そして農地中間管理機構、農協、土地改良区、認定農業者協議会、あとは土地所有者なども参画して、いろんな

方々が議論をしながら進めていくべきというふうに示されております。そのような状況の中で、舟形町の進め方としましては、2月26日にまず地域計画を策定していくための基本的な方針を決める会議をさせていただきました。国の示す名前では、「協議の場の設置」というふうな名前になっているんですが、まずそれを設置しまして、ただいま申し上げた関係機関の方から来ていただいて、まずその方針を議論させていただいたところです。それで、そのスケジュールに入っていきますが、まずそこで方針を各4地区の長沢、舟形、富長、堀内地区で定めたところですが、進め方でございますが、まず初めに、アンケート調査をしまして農地をどのように使っていくかということ、現在の耕作者の考え方の意向調査を実施いたします。こちらの予定が4月から5月頃を予定してございまして、その意向調査のアンケート結果を集計させていただいて、それを現在の農地の航空写真を載せた図面に対してその意向を表示してまいります。その意向が示されたその図面をもって、農家さんまたはその今の関係団体が入った形の協議を進めてまいります。その話合いが6年7月頃にやりたいというふうに考えてございまして、その後、そのときいただいた意見をまた反映した図面を修正して作ってまいります。また話合いを各4地区でやりたいというふうに考えております。そちらを12月頃までまず何回か繰り返して作りまして、その後公告縦覧をしまして完成という形にしていきたいと思っておりますが、いかんせん意識を高めないと来ていただけないとかいろんなことを言われてございまして、もしも人が集まらないとか議論が進まないといった場合については、期限は3月までとなっているんですが、一旦はそこで作成策定をさせていただいて、引き続き議論を進めていきたいというふうに考えてございまして、地域計画はいつでも随時修正が可能というふうになっておりますので、まず法律で定められた3月末までは一旦つくらせていただきたいというふうに考えているところでございます。

8番 期限はあってもそう限ったものではないというような内容の発言のように見えますけれども、やっぱり関係団体と組織との話合いなりスケジュールは組めると思うんです。しかしながら、やっぱり地域の方々、農業者の方との話合いというのはなかなか機会を持つのは大変だなというふうに思います。そんな中で、コロナということもありましたんですが、今行っています農業対策座談会、今年も3月の初めでしたか、ありましたけれども、旧小学校単位で行っております。これに私も参加しましたがけれども、やっぱり一つは参加者もあまり集まらないと。なかなか踏み入った討議、議論といいますか、そういったことができるような会議ではないなというふうに思っているところであります。そんな中で、やっぱり先ほどありました、水田活用交付金の話もありますし、こうした地域計画の話もある中で、ぜひ大変でしょうけれども以前のような集落単位の座談会を開いてきめ細かな、何と言いますか、基礎づくりをしていかなければならないというふうに思っておりますけれども、その辺の考えはいかがでしょうか。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの農政座談会の開催の仕方についてでございますが、その開催の時期において、まだコロナとかがまた増えてきているとか、あとはインフルエンザが非常に増えているということもあって、一応昨年度と同じような形で実施してきたところでございました。ただいまご意見頂戴した各地区でというふうなことについては、全然実施についてはやぶさかではございません。ぜひ各地区でということを検討してみたいと思いますので、よろしくお願いたします。

8番 一つちょっとお伺いしますが、この地域計画策定に当たってのこの話合い、いわゆる関係団体等の取組をしたときに、令和3年から6年の間には予算措置もあるというふうな話ですけれども、中身としては地域計画策定推進緊急対策事業ということのようすけれども、この中身について分かりますか。分かったら教えていただきたいというふうに思います。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの事業の内容についてでございますが、どちらかというと推進費というふうな形で、事務費であったり人件費であったり、そういったものが対象となるようございます。

8番 とにかく、やっぱり期限はあってもないようなもののようにすけれども、ぜひそれに向けて前進をお願いしたいというふうに思います。

今、町内5か所で県営の農地整備事業を実施されているところでありますけれども、実際に携わって思うことは、これまで完成した地区、先進地域があるわけですけれども、本当にこの苦勞と申しますか、よく成し遂げたもんだなというふうに敬意を表しているようなところであります。本当に実際地権者の方との話合いを持ちますと、やっぱり耕作者、所有者間の意見の相違と申しますか、それから耕作者不明地の取扱い、そしてまた、この利用権を設定中の水利費、あるいはこの賃借料の持ち方をどうするのかと。メイン工事に入れば最低1年は作付ができないわけでありまして、そのときのこの収入保障、我々来年度から始まりますけれども、多い農家ではやっぱり4丁歩から5丁歩というような作付ができないという対象農家の方が二、三出てくるようであります。そんな中で、やっぱり一概に基準を設けるようなことはできない問題というのが多く発生しております。町としてもこういった問題に対して、これは先ほど町長から答弁ありましたように、計画費の40%を負担というような大きな支援を行って取り組んでいるわけでありまして、今述べたようなこのいろいろな問題の解消の手助けというようなことで、一つ基金制度のようなものを新設してはどうかというふうなことを考えております。例えばこの名称ですけれども、農地整備円滑化基金と申しますか、そういうふうな形でこの農地整備実施地区を対象にして、まず10アール当たりの限度額あるいは償還期間というものを定めて、そういう基金制度を何と言いますか、

設立してはどうかというふうに思っております。原資としてはふるさと納税の活用事業、農業関係も大分ありますけれども、そういったふるさと応援基金を活用すると。そういう手はどうかというような一つの提案でありますけれども、町長、どうでしょうか。

町長 提案いただきましたので検討はさせていただきますけれども、私も福寿野地区の圃場整備を担当させていただいたことがございまして、その中でもやはり休耕しなければいけないというような方々については、地区の中でやはり転作というふうな取扱いの中でその耕作者等で対応していただいたというのと、やはり圃場を整備することによっての高収益があるというふうなところでの地権者の理解というふうなものもあったかなというふうには思います。

今後、圃場整備を進めていく上では一つの提案をいただきましたので、いろいろ関係機関とも相談しながらその対応をしていきたいというふうに検討してまいりたいというふうに思います。

8番 本当に円滑に、この利用集積といいますか、基盤整備が進みますようにご検討をお願いしたいというふうに思います。

次に、開田地区の畑地化あるいは水田農業の振興についてでありますけれども、主に佐藤議員のご質問もありましたので確認というような格好になりますけれども、一つ水田活用交付金の対象から外れる、対象外となる水田から外れるといいますか、例えば災害などによってこの今現状では水張りをできないといった水田、それから今申し上げたように基盤整備中、そういうふうな対象となるこの水田。それは水田活用交付金の対象から外れる水田ではないというか、除外になっているのか。そしてまたもう一つ。畑地化をした場合、その後例えば耕作者が代わって水田にしたいと。そういった場合に可能なのかどうか、この3点伺いたいと思います。

町長 その点についても、農業振興課長より答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 まず初めに、実施している基盤整備とか災害とかに見舞われた農地に関しての水張りのルールでございますが、そちらについては特殊な要件ということで農政局と相談をすると、もしかしたらそれは除外の要件からまず外れるとか、期間の問題とかで特殊な扱いがなされるというふうなことを少し伺っております。詳しくはケースバイケースで確認させていただきたいというふうに思います。

もう一つの耕作者が変更になった場合のことについてですが、交付対象外水田というふうに取り扱いになった場合については、もう細目書上で表示がなされますので、耕作者が代わっても交付対象外というのは変わらないというふうなことになります。

もう一つ、最後ですが、畑地化事業を実施した後で水稻を作付したいというふうなことが出てきた場合については、畑地化の交付金を一旦返還してからというふうな形になると思われ

以上でございます。

8番 分かりました。

先ほど町長の答弁ですと、町としては今この畑地化支援については今のところあまり考えていないというふうなところでもありますけれども、交付対象から外れた水田、いろいろな形態によって様々なケースがあるというふうには思いますけれども、やっぱりなかなかこの対象が難しいというところも多いというふうに思っております。かといって手を加えなければ、やっぱり荒廃するのは目に見えていると。ましてや、やっぱり単なる生産調整の面積カウントだけになってしまうのではないかなというふうに思っているところでもあります。そんなことで、ひとつこの用水施設を外した開田地区の交付対象から外れた場合には、やっぱり土地改良の決済金、こういった問題も出てくるのではないかなというふうに思っております。こういったことも考えていかなければならないとなりますと、やっぱり今後の土地改良の上にも影響が出てくるのではないかなというふうなことも懸念されるわけです。

もう一つは、中山間の直接払いを交付対象になっている地区がありますけれども、この畑地化支援を受けた場合の交付と申しますか、これはやっぱり水田としての交付ではなくなるわけですので、要件が変わってきて交付金額も変わるのではないかなというふうに思うわけです。そうなってきますと、今はやっぱり中山間地域直接払いに頼っている地区もかなりあるわけですが、そういった状況になった場合の対応も考えていかなければならないというふうに思っております。

こんな中で、先ほどから町長の答弁にもありますけれども、様々なケースで相談をいただきたいというようなことでもありますけれども、やっぱりこういったいろんなメニューに応じて、今のうちから町としてのケースバイケースの、何て言うか問答表みたいな、QアンドAみたいなものを作っておく必要があるのではないかなというふうに思います。その辺の考えについて伺いたいと思います。

町長 マニュアル的なものとか想定問答集的なところはあればいいんでしょうけれども、ケースバイケースが多岐にわたるのかなというふうに思っているところでもあります。やっぱりそこを一つ一つ潰していくということは、もう個別相談と何ら変わらないものになっていくかなというふうに思っておりますので、やはり事前に開田組合であったりそういった方々のほうから相談をいただいたほうが早いのかなというふうに思っているところです。まず、基本的には町としても農地が荒れないようにというふうなところを踏まえながら、多様な農業者にも対応していきたいという考え方は変わらず持っておりますので、様々なケースによっての対応については、ぜひ農業振興課のほうにご相談いただければというふうに思います。

8番 時間も来たようですけれども、今、町の米以外の農産物の販売高は4億円を超えております。やっぱり今お話ありましたように、米作りに対する状況というのは年々悪化する中で、

この畑作産地の形成というものは大変重要であるというふうに思いますので、ぜひ今後ともしっかりと取り組んでいただくことを期待して終わりたいというふうに思います。

議長 以上をもちまして、八鍬 太議員の一般質問を終結いたします。

日程第2 承認第1号 令和5年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認について

議長 日程第2、承認第1号令和5年度舟形町一般会計補正予算（第6号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐（朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 それでは質問いたします。

専決ということで12月25日専決ということですが、全協に示して承諾を得たというように、町長の全協の中で、時折そういうことをおっしゃるわけですが、私が聞いた中では、この予算の執行の中での農業用水ポンプ等とかの電気代高騰に対する予算執行などが早く農家の方に届けたいので執行させてくださいというのは、私記憶にあるんです。それならいいでしょうということと言った記憶があるんですが、15ページの中で、物価高騰対策プレミアム付き商品券あるいはガンバルめがみちゃん商品券、こういったことの内容についての詳細というものの理由を町長から説明されたという記憶がないんですね。それ、町長記憶ありますか。

町長 その点についても説明をしております、これは一体となって国のほうに申請をしなければいけないと。国の締切り、県の締切りがいついつまであるので、多分1月19日とかいう話をしたと思うんですが、そのために内容的には農家のポンプの電気代の補助金が優先的なんです、一体となって申請をするがゆえに、プレミアム商品券それからガンバルめがみちゃんについてもこのようにさせていただきたいというふうなことで申し上げて説明をさせていただいたところであります。

9番 その中で、そういう記憶があると言うんでしたらその中で、私の記憶の中では、このプレミアム商品券なりガンバルめがみちゃんに関して、議員からは様々な意見というのは出なかったように記憶しているんです。しかし、2月28日、3月1日全協あった中で、その前だったかちょっと忘れちゃったけれども、その後に色々これに対して議員から意見が出ました。つまり、商品券を買える人ばかりがこの高騰対策の予算の享受を受けて、実際に買えない人もいるわけですが、こういう商品券に関しては、そういった方々にも当てはまる高騰対策のはずなのにそこが抜けているんじゃないかというような意見が出たのをしっかりそこ

は記憶しています。つまり、ここの内容の審議についてはしっかりと議会を通して、そしてこういった執行をすべきだったのではないかということが言いたいわけです。つまり、下の農業従事者そういったことは私も承諾できるんですが、この上の部分の商品券の配付方法については、非常にこの内容が曖昧なままでの専決処分をされてしまったと。こういうふうな私感覚なんです。その辺について、もっと意見をよく聞くべきだったんじゃないかと。こういうふうな考えは町長の中にありませんか。

町長 そういったご意見もあるというふうに予想して、私のほうでは丁寧に説明をさせていただいたつもりであります。

全協の中でもそういったご意見がありましたというふうなことの中で、それでも町としてはこういうふうな30%のプレミアム商品券と、ガンバルめがみちゃんの商品券でやっていきたいと。しかも商工会さんがこれから煩雑する確定申告の時期になるので、繰越しをして4月以降に発行したいという旨まで説明を申し上げたつもりでありまして、決して議会に対して曖昧なというような言葉を使われましてけれども、そういうつもりで説明をしたのではなくて、前の商品券のときにもそういう事例があったので、そのご意見も検討したのですが、今回はこういう形でやらせていただきたいというふうなことで全協のほうにお諮りをしたところがあります。

9番 なのに、なぜ議員からあれだけの意見が出たんでしょうね。その後、あなた方が執行した後に、防災センターだったと思うんですけども、その席の中で議員から様々意見が出ているんです。なぜそこまでの説明をしたのに議員からあれだけの意見が出たのか。そこはきちんと酌んでおかなければならないことなのではないかというふうに思います。

そういったことの中で、職員やその周りにいる人の中でもきちんと議会にかけるべきじゃないかと。そういうふうに言う職員はいなかったんですか。質問いたします。

町長 まず、防災センターでの全協の中身等については、我々がいなくなってからの話合いですので、その話合いの内容等については私は一切承知しておりませんので、その中でどのような話合いがなされて、どのような問題を提起されたかは分かりません。ただし、この問題を専決させていただきたいというふうなことで申し上げたときには、一部の議員からそういう話もありましたが、それでもこれをお願いをしたいというふうなことで専決をさせていただく12月25日までには、そういった異論が出なかったというふうなことで私どもは議会のほうからの承認をある程度得たものだというふうな思いで専決をさせていただいております。専決した後に、先日の全協の中で異論が出たというふうなことであれば、この次の対応を迫るしかないというふうに思いますし、我々の予算編成の在り方等について、いろいろな細部にわたっては議論をなされることもあります。ただ、町としてこういうやり方をやりましようと思えば、それに対する異論というふうなものはないというふうに思っております。

す。

議長 ほかに質疑ございませんか。

佐藤議員の本件に係る質疑は既に3回に達しましたが、標準会議規則第55条のただし書の規定によって、特に発言を許可します。

9番 かつて地方創生の新型コロナの交付金、これ時間がない中でも我々は執行部と調整をして、あるいは議場の中で議論をして、そういった使い道についてやった経過があります。時間が過ぎると、やっぱりそういったものが少し手落ちになってきているのではないかというふうに、私そういうふうに感じます。時間がない中でもしっかり経過やったこともあるわけですから、それに倣ってやはりやるべきなのではないかというふうに思います。

町長 まずは、認識を改めていただきたいのは、コロナのときにはある程度の期間が余裕があったがために、町のほうでの職員からどういう取扱いをすべきかというアンケート意見を各課から出していただいた、それに基づいて議会のほうからも方法について意見を求めたというところがあります。それは期間があったからであります。そこをなぜ専決をしなければならないかというふうなところをぜひ認識していただいて、全ての案件について議会のほうの意見を聞くというのは、私はそれは大事なことだというふうに思います。ただし、時間がなく、いまいま県なり国に申請をしなければならないときに、町のほうとしては最大限の全協の中で説明を申し上げているわけです。それについて、それはおかしいというふうなことがそのときに出ればまた検討する余地もあったのかもしれませんが、全協の段階の中ではおおむね了承していただいたというふうなことで12月25日にしっかりと専決をして、1月の電気料金のポンプの支給に間に合わせたいというふうなことで申し上げて了解を得たものだというふうに思っておりますので、専決処分の在り方等について一事が万事全部同じではないというふうなことを認識しながらそこを是非ご理解いただいて、今後も専決処分のほうについては必要なときにはやらせていただきますが、基本的には前も申し上げましたとおり、議会に全てのことについてはお諮りをするというのが当然だというふうな認識でおります。

議長 ほかに質疑ございませんか。

6番 農業用水ポンプ電気料金でございますけれども、全協の中で説明があったと記憶しているんですけれども、改めてお聞きしたいと思います。これ何団体だったんでしょうか。

町長 その件につきましては、まちづくり課長より交付金の窓口でございますので説明をさせていただきますと思います。

まちづくり課長 全員協議会のときの説明の段階では、その時点においては15団体、見込みでは16団体の見込みということで説明を申し上げます。

6番 これは、団体によって当然この補助金額というものは違うと思うんですけれども、一番多い団体で幾らぐらい、一番少ない団体で幾らぐらいだったんでしょうか。

町長 詳しい数字はちょっと手持ちにないかとは思いますが、一応農業振興課長のほうに答弁をさせていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまの質問にお答えします。

実は、手持ちの資料をちょっと忘れてきまして、詳しいことは先ほど町長から言っていたとおりにないんですが、私の記憶の中では、高い団体では200万円を超える程度、少ない団体につきましては5万円未満というふうな感じでございます。

議長 ほかに質疑ございませんか。

5番 物価高騰でプレミアムとガンバレめがみちゃん、商工会のほうで時間的に今は申告の時期なのでずらしたということなんですけども、タイムスケジュール的にいつ頃これを発行する予定なのか、分かればお願いします。

町長 その点につきましては、まちづくり課長より答弁をさせていただきたいと思います。

まちづくり課長 まず、30%のプレミアム付き商品券、あとはガンバレめがみちゃんの発行時期についてなんですけれども、商工会とちょっと打合せをまだ行っている途中でございます。ですので、時期につきましては令和6年度に全額繰越しというふうになっているんですけれども、スタートする時期については現在まだ商工会と打合せ中で、消費者の方が一の必要な時期、例えば8月とか年末の12月とか、そういったところにできるだけかけて、あとはガンバレめがみちゃんについては各商店の事情、売りたい時期がございますので、そういったところも考えながら実施してまいりたいと。そういった今のところの状況です。

5番 そうしますと、まだ時期的なものが確定していないという認識でよろしいですね。分かりました。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。承認第1号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

日程第3 承認第2号 舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

議長 日程第3 承認第2号、舟形町手数料条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより承認第2号を採決いたします。承認第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

日程第4 議案第1号 令和5年度舟形町一般会計補正予算(第7号)について

議長 日程第4 議案第1号令和5年度舟形町一般会計補正予算(第7号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 ここで午後1時まで休憩をいたします。

午後 0時01分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開します。

これより質疑に入ります。なお、質疑につきましては歳入歳出一括で行います。ページ、款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いいたします。

質疑はございませんか。

3番 32、33ページになります。2-2-3で保育所費です。33ページのところに午睡マット購入というふうな項目があります。これが34万5,000円ありますけれども、これは令和5年6月の定例会の補正でも127万6,000円というふうな金額が上がっていますけれども、今回、この午睡マットがここに上がってきた理由、教えていただきたいと思います。

教育課長 ただいまご質問にありました、保育所の備品購入費、午睡マットの購入ですけれども、

4月からの入園希望の児童が確定しまして、そちらに伴い0、1歳児の人数も固まり、4月から使う不足分のマット3枚を購入するものです。

以上です。

3番 新しい子供さんのためにというふうなところで3枚というふうな内容は分かりました。前回、6月の中で127万6,000円ということで、これは今10枚当時購入したと思うんですけども、合わせて13枚になると思うんですけども、これで皆さん4月以降はこれで対応できる子供さんというふうなところでよろしいでしょうか。

教育課長 そのとおりで、令和6年中に使用する児童、途中から6か月に上がる子供とか、それまでの児童全員分の数で賄えるものです。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

1番 それでは、歳出の38ページ、39ページお願いします。

8款土木費2項3目除雪対策費でありますけども、この中で、除雪業務委託料7,000万円減額しておりますけども、今年度、除雪業務委託料としてトータルで総額幾らを見込んでいるのかお聞きいたします。

地域整備課長 除雪委託料として今年度見込んでいる金額につきましては、総額で5,600万円ほどを見込んでおります。

1番 分かりました。

それでは次に、今年度の待機料はどういうふうに、1台当たりどれぐらいになっているんでしょうか。

地域整備課長 待機料については、1台当たり税抜で1万6,800円であります。

以上です。

1番 これは、今年度見直したという額になるわけですね。従来と同じではないんですね。

地域整備課長 今申し上げた1万6,800円は、通常の待機料になります。さらに、今年度につきましては、除雪オペレーター確保対策のための最低補償料として5か年の平均稼働時間から平均稼働時間の70%を基準として最低保証料を上乗せするというふうな形で支出しております。実際、計算としましては最低補償時間70%の5年間の平均稼働時間が380時間ほどでありまして、その70%260時間から実際の稼働時間を差引きまして、それに労務単価、税抜で1万円になるんですけどもそれを掛けまして、最後に支払った待機料を差し引く形で最低保証料を12月から2月分の3か月について支払うようなことで行っております。

以上です。

2番 ページ数同じ38、39ページ。土木費の8-2-3除雪対策費でありますけども、減額補正でありますけども、その70%の補償をした内訳じゃないですけども、企業委託と個人委

託的なものの振り分けというか、どの程度の企業と個人的な契約的なものというのがあるのか教えてください。

地域整備課長 町の除雪委託につきましては全て業者委託になりますので、業者さんのほうに補償料は支払われることになります。

2番 70%補償を企業にした場合ですけれども、オペレーター不足解消というための待機費のほかに、5年のうちの平均値をとっての補償だと思えますけれども、実際企業側となりますと、やはり社員のな方に例えば結局社員ですので給料は当然通常どおり発生した場合に、オペレーター不足の、例えば今回補償した場合に、実際企業側からオペレーターさんのほうに支払いとかは確実に行くのか。ちょっとその点はどういうふうな形で進めていくのかお聞きしたいです。

地域整備課長 基本的に業者さんに支払われたものにつきましては、業者さんの考え方を持ってオペレーターさんに支払うような形になっております。これにつきましては、随時業者さんとかオペレーターさんと情報交換しながら進めるような形で現在やっておりますので、特に大きな不満が出ているような状況はないように把握しております。

以上です。

議長 よろしいですか。ほかにございませんか。

7番 同じく38、39ページ。8-2-3除雪対策費です。

今回、7,000万円減額。この内容を見ますと、町道除雪業務委託料、これが7,000万円減というふうな補正のようでありますけれども、前年の状況を見ますと委託金が1億7,938万7,000円、道路部分として9,676万6,000円。そして、排雪分として7,300万円ほど成果表の中にはありません。今回、この委託料減額分というのは、道路部分とあと排雪分、こころ辺を加味してこの7,000万円の減というふうなことなんでしょうか。

地域整備課長 道路部分と排雪部分を加味した形での減額になります。

令和4年度は37日稼働しているわけなんですけれども、令和5年度については今現在で15日稼働ということで、ほとんど道路除雪につきましては半分以下の出勤回数、さらに周りの状況を見ますと、排雪するような積雪の状況でもないというふうに認識しておりますので、こころ辺で7,000万円の減額というふうに考えております。

以上です。

7番 そうしますと、昨年が1億8,000万円弱のこの委託料、これが少雪によって7,000万円ほど減ったということで、1億1,000万円程度で委託費関係は抑えられるというふうな理解でいいんでしょうか。

地域整備課長 除雪委託費については、当初予算が1億5,000万円ですので7,000万円減額で8,000万円予算残という形で、さらに現在で考える稼働見込みとしまして5,600万円ほど考え

ておりますので、7,000万円減でさらに余裕がちょっとあるのかなというふうな形で補正予算しているところです。

議長 ほかにございませんか。

3番 同じページでお願いします。町道除雪委託料です。今年の冬から積雪深のモニタリング、すみません、モニタリングシステムですね。そのセンサーが導入されたわけですけども、2工区ほどオペレーターさんに情報を聞いたんですけども、大変よい、助かっているというふうな情報がありました。が、立ち上げ当初の設備だと思imasるので、少し誤表示というんですか、そういうふうな表示の仕方があるというふうな情報が入っていますけれども、そういうふうな情報を持っているのかどうかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 積雪深センサーの誤表示、誤作動につきましては把握しているところでございます。

立ち上げ当初の誤作動につきましては、センサー自体がセンサーを照射して雪の深さ、積雪深を測るようなものになっておりますので、最初のポールの上にセンサー建てを設置しているんですけども、地面からセンサーまでの高さや、センサーから道路に入るところの障害物であったり、寄せた雪が障害になっていたりということで、立ち上げ当初は誤作動があったようにあったように把握しております。

さらに、凍結期間というかその期間になりますと、今度はセンサー面に雪が付着したりして若干誤作動が起こるような状況があるようです。こちらにつきましても、両方につきましてもセンサーの高さや向きを変えたり、さらにはセンサー面の雪の付着については、今後付着ないようにセンサー面に傘を付けたらというふうな方向で検討しているところでございます。

3番 ぜひ今年の冬は雪が少なくて、なかなかどういうふうな障害があったのかなかなか見いだせないと思うんですけども、ぜひ改善のほうよろしくお聞きしたいと思います。

あと、そのモニターを使ってですけども、道路、県道の除雪ですか、そのオペレーターさんも一部何か参考にしているようなんですけども、私的にはいいことなのではないかと思っていますけれども、それは町でも認めている内容なのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 県との情報共有につきましては、新庄次年子村山線の松橋地区の積雪深につきまして、松橋地区、特に西又、新堀から西又・松橋にかけては、ちょうど夜間、仕事からの帰宅時間8時、9時とかになってしまうと、そこら辺で県道に雪がかなり積もって車がなかなか通りにくい、通れない状況になるということで、夜間の積雪深の情報確認のため、県のほうと情報共有をしまして県道の夜間出動について連携しているようなところです。データについても県にIDを提出しまして見れるような状況にしているところです。

以上です。

3番 ぜひいい特装置がついたと思imasるので、ぜひ私としては西又あるいは松橋地区からもそ

ういうふうな冬季間、夜間ですか、積雪の多いときなんか困るというふうな情報ももらって
ますので、ぜひこういうふうな設備を情報を共有して住民のために今後もしていただきたい
と思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

1番 38ページ、39ページの除雪対策費ですけれども、その中の除雪機械購入費1,790万円ほど
減額になっていますけれども、この理由をお尋ねします。

地域整備課長 今年度はトーザーを1台購入したところなんですけれども、予定価格が3,514万
5,000円の予定価格に対して、契約額が2,001万円ということで落札率が59.8%となりました。
そのための減額です。

1番 ちょっと先ほどの話になりますけれども、オペレーターの確保等が大変だというようなこ
とで5年間の実績を踏まえて補償費を支払っているということについては理解できますけれ
ども、その内容については、やっぱり議会のほうにも話をしてほしかったなというふうに思
っているんですが、その点はどういうふうに考えているのでしょうか。

地域整備課長 今回の補償費につきましては、通常物価高騰とか人件費の高騰による委託費の増
では、現状に応じた柔軟な対応を取っておるところでございます。具体的には委託契約の変
更等で対処しているところでありますが、今回の補償につきましても同様の考え方で、委託
契約の変更等で今までと同様な形で対応したという形になります。

1番 予算的には既決予算の中でということはお分かりますけれども、やっぱり1月29日とかに全
員協議会等も開催しているわけですし、そういう段階でやっぱりそういう変更あれば、そ
ういう内容をやっぱり議会のほうにも説明するべきではなかったかというふうに思ってお
りますので、ひとつ今後そういう部分については説明をしてほしいというふうに思うんです。

地域整備課長 今回、補償費について決めたスケジュール的な部分を申し上げますと、1月26日
に業者さんからの聞き取りをしまして、土日挟んで29日が全員協議会ということで、まだ1
月の末段階でははっきり決まっていなかった状況にあります。概要的な部分は検討していた
ところなんですけれども、それで2月9日に正式決定して業者さんのほうに通知を出したと
いう経過がありますので、1月の全協には実際間に合わなかったというふうにはなるん
ですけれども、今後につきましては議員の皆様へ情報提供しつつ進めていきたいと思
います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

2番 度々すみません。38、39の8-2-3除雪対策費でありますけれども、今の説明で関係者
と話し合ってたとありますけれども、ちょっとこの項目ちょっと違うんですけれども、例
えば今回、雪の少ない中でまちづくり課ではありますけれども、商工会関係でやはり冬場、

電気屋さんとか、トタン屋さんが、やはり冬、従業員の確保のために雪下ろしとかそういう事業をしております。これは町の事業として保証をつける形でありますけれども、商工会のそういった方とかには聞き取りとか、逆にいうと土木のほうではして、商工会だってやはりそうやって冬場、従業員の確保のためにやっぱり大変苦労なさっていると思います。そういう聞き取りとかはなされたのかお聞かせください。

まちづくり課長 町内業者さんの除雪に関する聞き取りは行っていないといった状況です。

2番 できれば、やっぱり大きい小さい関係なく、やっぱり冬場、雪が降らなくてよい人と、やはり夏場の従業員確保する農業団体であったりすれば、冬場農業がない中する可能性も出てくるわけです。やはりそういうもうちょっと大きな視点で、やっぱりこういう雪のない対策費を全体として見ていただきたいと思います。よろしくお願いします。

町長 おっしゃることは十分に分かるのですが、やはり、まず第一義的に道路等の公共施設とか、公共の除雪に対するオペレーターの確保という観点の中で5年間の稼働保証というふうなものがあるというふうなことでありますので、商工会を通じての業者による個人住宅等の民間業者さんについては、やはり把握のしようがないというふうなことで、まず第一義的には、町の道路除雪のオペレーターを確保することが最優先であったというふうなことをご理解いただきたいというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

9番 それでは同じページ。7款1項4目商工振興費、企業誘致対策事業ということでマイナス3,000万円。これ、私去年の当初で時期早尚ということで反対をした案件ですけれども、ここでマイナスということは、うまくいかなかったというふうに見るわけですが、今現在どのような状況になっているのか質問いたします。

まちづくり課長 この企業立地及び雇用促進補助金の3,000万円についてなんですが、これを予算化するときに町長からの説明がありました。その中で、この3,000万円の意味合いは、高規格道路、東根北までまずは開通したと。そういったところで舟形町が立地的にも開通した中で最上郡の最南端のところに位置しているということもあって、やはりここは企業誘致の姿勢を見せておく意味での3,000万円でもあるといったご説明を申し上げていたと思います。状況につきましては、この3,000万円に対して企業が来るといったことがなかったため、ゼロ社といった実績だったため3,000万円の減額というふうになった経過があります。

9番 前回、去年の3月の質問の中では、企業名ここでは言うことはないですけれども、企業名を何社か言っているんです。結局私の聞きたいのは、その企業との交渉がうまくいっているのかいっていないのかということが聞きたいわけです。そういうことで、その状況についてどうなっているのかということです。

まちづくり課長 予算でご質問をいただいたときにも、その段階では白紙ということで答弁をし

ていると思います。その白紙の状態から現状としては何も進んでいないといった状況であります。

9番 それでその企業を誘致しようと思って、もう土地を多分購入しているんだと思うんです。そして、用地の使用目的もきちんとそういう目的に沿った用地の地目になっているんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺の確認と、つまり、もうそれをもうやっているとは私は思っているんですけども、そうなったら、もうきちんとそこに企業を誘致するという責任を町は果たさなくてはならないと私は思うんです。その目的で買ったし、地目もそういうふうになっている、いや、なっていないかもしれないですよ。あなた方のこれから答弁次第ですけども、なっているとしたら、そこにはきちんとその思いをインターがこの近くだからということで、企業に対して誘致をしてくるという責任は十分に感じて取り組んでもらわないといけないことだというふうに、来年度の予算にも載っているようですけどもね。ということで、地目の確認等も含めながら質問いたします。

町長 前にも申しましたとおり、その企業の方が用地を求めるそのための農業委員会の手続等があるのかもしれませんが、我々のほうは関知をするわけではないので、ただ、そういう企業が来て、舟形町で何か会社等を起こしたいというときにその姿勢を見せるための3,000万でありまして、我々がそこに対する責任を持つというようなものではありませんし、工業団地のような団地造成をしたわけではございませんので、あくまで我々としてはそういう最高3,000万円まで出せる要件を満たしたときにその補助金を出すというふうなことでありますので、そこら辺の制度設計とその仕組み等についてご理解をいただければというふうに思います。

議長 ほかにございませんか。

3番 44、45ページ。10—2—1 小学校管理費について質問いたします。

右側の項目ですけども、光熱水費。これが6,670万円減額になってます。これは当初予算が1,430万ということで670万円減額すると、ほぼほぼ当初に対して50%程度かなと思ってますけれども、これの大きな減額にする要因、教えていただければと思います。

教育課長 ただいまご質問のあった小学校管理費の光熱水費の減額でございますけれども、こちらページの下段、中学校管理費の光熱水費も同じ減額になっているものでございますけれども、町の小中学校については山形新電力さんと契約してございます。当初予算計上の際に計算したのによりますと、電気料については基本料金がありまして、その単価、再エネ賦課金がございます。最後に市場価格調整額というものがございます。こちら前年度の令和4年度につきましては、市場価格調整額、卸売のほうですけども、そちらを購入して電力を供給していただいているんですけども、それがずっと上がり続けておりました。令和5年度当初の予算についても上がるだろうという新電力さんからの提案で予算を組んだところ、

5年度になって下がっていったという要因がございます。

卸売価格の具体的な金額でいきますと1キロワット当たり令和4年度は二十数円だったものが令和5年度は十数円で、やはり半額程度になったということが1番大きな要因でございます。以上です。

3番 お金出処は少なくなったのはいいのかなとは思いますが。来年度、令和6年度の予算では、この金額は当初1,171万8,000円というふうなところで置かれていますけれども、これも同じような見方で置いているのかちょっと教えていただきたいと思えます。

教育課長 こちら、当初予算の際にも私ども危惧いたしまして、山形新電力さんに問合せたところ、やはり各所から問合せをいただいているという回答があり、そのあと当初予算に間に合うように提案をいただいたところです。その際にやはりこれまでのようなハイリスク・ハイリターン、やっぱり社会情勢等で上がってしまう等々ありますけれども、そういったものでは様々な機関にご迷惑がかかるし新電力さんとしても読めないところがあるということで、新しい提案として、ミドルリスク・ミドルリターンというものの提案書があります。ちょっと細かい資料を私どもは頂いたんですけども、そういった部分で見直したところを当初予算で置いている金額でお願いしたいというお話がありましたので、当初についてはそれで計上しているところです。

以上です。

3番 やはりこのところの特に電力に関しましては、変動要因がかなり大きいというふうなところで読めないところがあると思えますけれども、外部からの情報等々今のようにいただいて、ぜひ運営のほうよろしくお願ひしたいと思えます。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

5番 36ページ、37ページ。6款若あゆ温泉事業の中の公衆浴場の燃料高騰対策費300万円減額になっていきますけれども、この内容を。

まちづくり課長 こちらにつきましては、若あゆ温泉の電気料及び燃料についての支援金となっております。令和3年度と令和5年度を比較したその差額に対して支援を行っているものだったんですが、当初見込んでいたよりも実績見込みとして大体800万円ほどで済みそうだということが見込みと立ちましたので、その差額を減額したものです。

5番 そうしますと、今年度も1,000万円ばかり予算が組んでいるんですけども、そういう観点から使わなかったという、燃料代が使う必要がなかったということでもよろしいでしょうか。

まちづくり課長 今年度は、天候もあってお客様もかなり入ってきております。燃料は結構使っているんですが、電気代のほうで燃料費調整額といった計算の部分があるんですが、それが11月から上がるというふう聞いていたんですけども、実際蓋を開けてみると燃料費調整

額が結構抑えて調整になってきたものですから、思っていた見込みよりも電気料の差額がそんなに3年度と比べて多くなかったと、そういったことで減額になりました。

6番 それでは25ページになります。

まちづくり推進費の2番の住民主体の地域づくり支援事業229万円、これ減額になっております。当初予算で1,191万円というふうなことで960万円ほど実績があるというふうなことで、非常に頑張っているのかなというふうに思っております。下のほうに4つの事業ありますけれども、3つの事業にはなるほどなというふうにならずけるんですけれども、地域協働環境整備事業補助金、これが80万円の予算に対して70万円の減額というふうな実績になっております。その内容をお伺いします。

まちづくり課長 こちらの地域共同環境整備事業につきましては、町内会におけるハード面の課題に対して、その原材料とそういったものを中心に、こちらで8割まで上限20万円で補助するといったハード面の補助事業といったイメージになります。

5年度につきましては1町内会、町内名は長者原町内会であります。長者原町内会のほうから桜の枝の伐採といったものが上がってきております。この1件のみの事業だったので、残った予算を減額したものです。

6番 各町内会のほうでこの事業というものを本当にこういう事業があるんだというふうなことを理解していらっしゃるのでしょうか。

まちづくり課長 この事業の周知につきましては、まずは4月の町内会長会議、あとは11月の第2回目の町内会長会議、そういったところで最低2回、多ければ追加して締切りが一律ですといたしてお知らせもしていますので、2回～3回は最低周知していただいて周知しております。

6番 予算に対しては10万円しか実績がないと。非常に残念だなというふうに思っております。ぜひこれからもこういう事業があるというふうなことを周知していただきたいと。よろしくお願ひしたいと思ひます。

まちづくり課長 町内会における課題は山積しているものと思ひますので、この事業に合う課題について申請していただけるように周知に努めてまいりたいと思ひます。

議長 ほかにございませぬか。

9番 それではもう1回39ページ。先ほどの続きですけれども、先ほどの答弁なかつたんですけれども、結局この補助金を使って、今回はマイナスになりましたけれども、企業を誘致しようと、来るなら来てくださいという用地をもう取得しているのでしょうか。そこの質問いたします。

まちづくり課長 (「確認。購入しているか」の声あり) すみません。質問の中で購入しているかという部分なんです、町が購入しているのか、それともその先ほどの質問から、いわゆ

る事業者さんが購入しているのかといったご質問、どちらになるのでしょうか。すみません。

9番 町が購入しているのか。

まちづくり課長 失礼しました。町で購入している用地はありません。

議長 よろしいですか。(「いいです」の声あり) いいですか。ほかにご覧いませんか。

7番 18、19ページの18款1項1目一般寄附金1億5,000万円ほど補正をしまして、ふるさと納税5億5,000万円ぐらいになるのかな。この数字というのはいつ現在の数字で、今月末で締切りというふうになるわけですけれども、概算で結構なんでもどの程度のふるさと納税の金額になるのか、把握していれば教えていただきたいと思います。

まちづくり課長 この補正の段階では、見込みが5億5,000万円ほどというので補正を立てたんですが、2月の末現在の実績では5億6,000万円に達しております。前年と比べると若干やはり頑張ってはきたんですが、少ない状況ではあります。前年の実績が6億4,800万円ほどでしたので、3月末までにまたひと頑張りしていきたいと思っているんですが、制度上のちょっと変更もあったものですから、まずは6億円近くいければなといったところで頑張っている最中でございます。

7番 昨今のふるさと納税の環境が厳しい中で、これほどの寄附額を頂いたということについては職員の頑張りもあったのかなというふうに思っているところであります。当町の少ない財政規模の中でのこの金額というのは非常に大きいものがあるだろうというふうに思いますので、返礼品の数としては非常に少ない中でのこれだけの実績ということですので、次年度以降も引き続き職員のほうからも頑張りたいというふうに思います。

以上です。

3番 38、39ページの8-2-2道路新設改良費について質問いたします。

39ページですけれども、道路メンテナンス事業1,000万円減額になっています。この中で測量設計業務委託料が400万円、工事請負費が580万円ということで減額なっていますけれども、これは、計画していた事業が安価にできたのかどうなのか教えていただきたいと思います。

地域強靱化対策室長 測量設計業務委託料のほうにつきましては、洲崎橋と長尾橋のほうの2橋になっておりまして、洲崎橋の変更設計の金額がまず減になったという部分と、あとは長尾橋の補修設計の精査によるものの減となっております。

以上です。

あと、工事請負費についてですが、洲崎橋のPCBの含有を当初想定しておりまして、その分の予算を計上していましたが、調査の結果それがなくなったということの減になります。

以上です

3番 ありがとうございます。これはやはり当初計画した事業が行われたというふうな認識で大丈夫ですかね。

地域強靱化対策室長 洲崎橋につきましては、これで完全に補修のほうが終わったという中身になっておりまして、来年からは長尾橋の工事のほうに着手するという形で今進んでおります。以上です。

2番 ページ24、25の2-1-15定住促進事業費の説明のほうの舟形町住宅総合支援事業の5番目、民間賃貸共同住宅建設補助金でありますけれども、マイナスということでアパートが郵便局通りに1棟建って、その向かいにまたアパートが建つのかとちょっと私思っていましたけれども、補助金を利用する企業者さんが次の棟を建てることとかの要望はなかったんでしょうか。

地域整備課長 民間賃貸住宅等建設支援補助金の減額2,390万円につきましては、当初予定されていた、検討していたものがゼロ件ということで減額になっているところです。叶内議員おっしゃられているところはGルームの道路向かいのところだと思うんですけども、それについては一時お話あったんですけども、それ以降なくなったという形になっております。以上です。

2番 この賃貸住宅を建てる際の土地的な候補地的なものというのは、町としてはどの程度把握というか、簡所的なものが想定されているのか教えてください。

地域整備課長 こちらの補助事業につきましては、業者さんが賃貸住宅を建設するに当たっての補助金になりますので、業者さん次第という部分はあるんですけども、交通の便のいいところとか、あとは商店のあるところとか、逆に静かで景観のいいところとか、それぞれ考え方で場所が選定されるものと思います。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

5番 私も24、25ページ、定住推進事業、民間賃貸住宅のことで質問させていただきます。二千三百何がしかは、今年度業者さんから申込みがなかったということでよろしいでしょうか。

地域整備課長 今年度は申込みがありませんでした。

5番 今年は申込みがない。今年度また3,340万円ばかり計上していますけれども、またそれも業者さんありきだと思うんですよ。やっぱりいくら町が言っても業者さんが来てくれないことには建つ物も建たないという認識なんです。私は、そういう関係で、町長もまだ民間住宅は必要だという考えは当然あると思うんですけども、それでよろしいでしょうか。

町長 そのように認識し、当初予算にも民間アパートを建てていただきたいというふうなことで補助金の予算額を計上しているところでございます。

5番 まだまだ必要だというような、業者を探すのは大変だと思います。正直言って。前も言ったことありますけれども、賃貸というのは家賃収入ですので、普通の建設工事のように1現

場終われば幾らというものでもない、何十年のスパンで考えなければならない事業だと思うので、何とかそういう業者を1社でも2社でも探して建てていただきたいと思います。

町長 そういうこともございまして、来年度の予算になるので来年度の予算のほうでお話しますが、地域によってやはり需要が少ないというような住宅メーカーさんのほうのお話もありまして、堀内地区と富長、舟形地域、長沢地区とそれぞれ違った補助金の額を提示できるようなそういう仕組みをしております、それによって何とか民間アパートを建てていただきたいというふうなことで、来年度以降ちょっと制度を改正しながら対応してまいりたいというふうに思っています。

議長 ほかにございませんか。

9番 では、27ページ。2款1項20目トルコ・シリア地震、ウクライナ緊急人道支援、これマイナス補正になっておりますけれども、この理由について質問いたします。

まちづくり課長 こちらについては、ふるさと納税と併せて募集を行っているものです。実績の見込みによる減額になるんですが、2月末現在での実績をご報告させていただきたいと思えます。

トルコ・シリア地震のほうの寄附金につきましては、2月末現在で5万円、5名の方から寄附をいただいております。ウクライナ緊急人道支援への寄附につきましては、2月末現在で38万6,000円、31名の方からご寄附をいただいております。どちらも一口2,000円の寄附になっておるんですが、募集はしているものの実績の見込みによる減額といった内容になっております。

議長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第1号を採決いたします。議案第1号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2号)について

議長 日程第5 議案第2号 令和5年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算(第2

号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 ページが66ページ、67ページ。この基金積立金として1,172万5,000円ありますけれども、令和5年度における取崩額、今回の積立額、これをした場合の基金の積立というのは、当初から見て5年度当初と今回1,172万5,000円積立した場合の基金の残高、どういうふうな推移になったのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 基金の残高についてであります。令和4年度末の基金残高が2億6,531万2,000円ほどでございました。それに対して、今回取崩しが1,750万円で、積立った1,750万円取崩しで、積立てが1,172万5,000円、ちょっと端数は省略しております。5年度の基金見込みですけれども、2億5,953万7,000円を見込んでおりまして、前年度比で約570万円ほどの減となる見込みを見込んでいるところです。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第2号を採決いたします。議案第2号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号)について

議長 日程第6 議案第3号 令和5年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1号) についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第3号を採決いたします。議案第3号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計勘定補正予算(第3号)について

議長 日程第7 議案第4号 令和5年度舟形町介護保険特別会計勘定補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第4号を採決いたします。議案第4号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について

議長 日程第8 議案第5号 令和5年度舟形町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第5号を採決いたします。議案第5号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

議長 日程第9 議案第6号 令和5年度舟形町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第6号を採決いたします。議案第6号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第7号 令和5年度舟形町水道事業会計補正予算(第3号)について

議長 日程第10 議案第7号令和5年度舟形町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第7号を採決いたします。議案第7号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第8号 形町犯罪被害者等支援条例の設定について

議長 日程第11 議案第8号形町犯罪被害者等支援条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第8号を採決いたします。議案第8号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第9号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第9号 舟形町課設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第9号を採決いたします。議案第9号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第10号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第13 議案第10号 舟形町職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 第2条の職員定数でありますけれども、令和5年段階での正規職員の各号への配置人数は今どうなっているのかお尋ねしたいと思います。

総務課長 ただいまの質問でございますけれども、こちら議案にあります第2条の号ごとの人数ということでございましたけれども、令和5年段階でありますと、1号の町長の事務局の職員につきましては、実際は59名、特別会計については10名でございます。2号の議会の事務局の職員については2名、3号の兼任ですけれども選挙管理委員会事務局の職員については5名、4号の教育委員会の事務局の職員については8名、5号の監査委員の事務局の職員兼任でありますけれども2名、6号の農業委員会の事務局の職員、こちらも兼任でございますけれども3名、7号の現在水道事業の部分ですけれども、こちらの事務局員は専任で1名の計80名というふうな数字になってございます。

以上です。

1番 分かりました。80名ということで、今後の定員管理についてはどのような考え方をしているのでしょうか。

総務課長 定員管理についてのご質問でございましたけれども、今あります舟形町定員管理計画によりますと、今後につきましては令和12年度を目途にですけれども、92名まで職員数は増やしていくというふうな計画上の数字になっております。

以上です。

1番 それではもう1点ですけれども、人口1,000人当たりの職員数は、類似団体と比較して舟形町の場合にはどういうふうな数字になっているかお聞きしたいと思います。

総務課長 類似団体との比較というご質問でございましたけれども、この類似団体につきましては、人口や産業構造を基準にして分類したグループごとに職員数を算出しております。今、伊藤議員1,000人とおっしゃいましたけれども、こちらの類似団体につきましては、人口1万

人当たりということでの平均値を出しているものでございます。こちらの類似団体のほうでは、公営企業会計については載っておりませんので、普通会計部分のみの数字となっております。こちら町で比較している部分につきましては令和3年の数字を使っておりまして、令和3年時点で公営企業関係の職員を除きますと67名というふうになってございまして、類似団体のほうは69名ということで町のほうが2名ほど少ないというふうな数字になっております。

以上です。

議長 伊藤議員の本件に関する質疑は既に3回になっております。標準会議規則第55条のただし書の規定により、発言を許可します。

1番 ありがとうございます。類似団体のあれで、一般職と教育のほうは分かれると思うんですが、それは分かれたやつはないんですか。

総務課長 今申しました67名のうち、教育の部分は7名です。それ以外で60名というふうになっております。

以上です。

議長 ほかにございせんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第10号を採決いたします。議案第10号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第11号 舟形町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

議長 日程第14 議案第11号 舟形町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございせんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第11号を採決いたします。議案第11号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第12号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第15 議案第12号 舟形町農業集落排水処理施設の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第12号を採決いたします。議案第12号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第13号 舟形町農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について

議長 日程第16 議案第13号 舟形町農業集落排水事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第13号を採決いたします。議案第13号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第14号 舟形町農業集落排水施設整備基金条例を廃止する条例の設定について

議長 日程第17 議案第14号 舟形町農業集落排水施設整備基金条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第14号を採決いたします。議案第14号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第15号 舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第18 議案第15号舟形町公共下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第15号を採決いたします。議案第15号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第16号 舟形町公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定について

議長 日程第19 議案第16号 舟形町公共下水道事業特別会計設置条例を廃止する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第16号を採決いたします。議案第16号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第17号 舟形町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第20 議案第17号 舟形町水道事業の設置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第17号を採決いたします。議案第17号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第18号 舟形町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第21 議案第18号 舟形町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第18号を採決いたします。議案第18号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

議長 本日の日程は全て終了いたしました。

明日は午前10時より再開をいたします。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでございました。

午後3時10分 散会

令和6年3月8日（金曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第3日目）

令和6年第1回舟形町議会定例会第3日目

令和6年3月8日（金）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

議事日程

- 日程第 1 議案第19号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議案第20号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議案第21号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議案第22号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護

- 予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議案第 23 号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び
運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のため
の効果的な支援の方法に関する基準は基準を定める条例の一部
を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第 24 号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担
に関する条例の設定について
- 日程第 7 議案第 25 号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条
例の制定について
- 日程第 8 議案第 26 号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
- 日程第 9 議案第 27 号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一
部を改正する条例の設定について
- 日程第 10 議案第 28 号 舟形町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の
設定について
- 日程第 11 議案第 29 号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 30 号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定に
ついて
- 日程第 13 議案第 31 号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 14 議案第 32 号 町道路線の認定について
- 日程第 15 議案第 33 号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 16 議案第 34 号 太折辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第 17 議案第 35 号 令和 6 年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第 36 号 令和 6 年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて
議案第 37 号 令和 6 年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ
いて
議案第 38 号 令和 6 年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につい
て
議案第 39 号 令和 6 年度舟形町水道事業会計予算について
議案第 40 号 令和 6 年度舟形町下水道事業会計予算について
-

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前10時03分 再開

議長 おはようございます。

ただいまの出席議員数10名です。定足数に達しております。

ただいまから4日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第19号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第1 議案第19号 介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 第9期の介護保険計画策定したわけですが、そのメンバーですが、町外の有識者については入っているのでしょうか。

健康福祉課長 有識者ということですが、学識経験者という枠では最上地域介護認定審査会委員の方が入っておりますが、こちらは町内の方になっておりますので、町外の学識経験者の方は入っておりません。

1番 町内の方もいいんですけれども、各種協議会に共通することですけれども、今後についてですけれども、その分野で豊富な経験、知識を持っている方、外部からの有識者をメンバーに入れることによっていろんな意見とか、そういうよりよい計画ができるのではないかと、うふうに思いますので、今後についてはそういう面を考えてほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

健康福祉課長 人選に当たりましては、各区分からということで検討しているところです。今回の策定委員の方の中では、役職としましては、ラッキーバックさんからでしたり、あと徳洲苑からでしたりということでの福祉関係者の区分、それから保健医療関係者の部分で実際町外の方が入っているということもございますけれども、広く町の計画を検討するに当たって、今後そのようなことも考えに入れながら人選のほうを検討させていただきたいと思っております。以上です。

ほかにご覧いませんか。

議長 ほかにございませんか。

9番 今回この条例の改正で9段階から13段階にきめ細かくなったということで、段階が4段階増えたということですが、介護認定を行う際の認定基準が4段階増えたということだと思うんです。その介護認定、ケアマネジャーが介護プランを作る際に、4段階増えた中に

その人を当てはめていかなくちやならなくなると思うんですが、そういった4段階増えることで、業務の煩雑さとかそういったところの事務というのですか、判断の煩雑さとかが生まれてこないのか質問いたします。

健康福祉課長 今回9段階から13段階に増えました内容については、保険料の所得段階での、保険料負担の段階が増えたということで、納税額であったり、非課税であったりという方によって保険料が変わるわけなんですけど、これまで9段階によって区分があったところが、それよりも所得の高い人がさらに4段階増えたことで、税額が増えて納める方がその部分に出てくるということになります。以上です。

9番 私のちょっと勘違いもあったかもしれませんが、介護のケアプランの作成とかそういったものには影響しない、関係なくて、所得に応じたことに、その段階を4段階増やしただけということで、確認ですけれども、その内容でよろしいんですね。

健康福祉課長 はい、その考えで間違いありません。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第19号を採決します。議案第19号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第20号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第2 議案第20号 舟形町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番 ただいま説明ありましたけれども、テレビ電話というようなことで説明ありましたけれども、必ずしもテレビ電話があるわけではないと思います。例えば、テレビ電話を設置する場合に関して、その補助とかそういったものが活用できるのか、あるのかお伺いします。

健康福祉課長 テレビ電話装置等ということでございますけれども、テレビ電話の種類も様々あるかと思うんですが、例えばスマートフォンであっても、面談、相對しながらできるということもございます。または、インターネットを通じた通信という場合もあるかと思っておりますけれども、必ずしもそういった環境が整っている方もいるとは限らないということは、そのとおりだと思います。

その際の意思の疎通につきましては、その方の環境等に配慮しながら、電話によるもの、通話だけによるものとする場合もあるとは思っておりますので、その辺りは、しっかり意思の疎通ができるということを確認しながら進めていきたいと思っております。以上です。

4番 ここにテレビ電話等ということで、今課長のほうからスマホという話も出ましたけれども、あくまでもこれは確認する意味で、相對するために顔を見ながらするというような意味も含められているのかなというふうに思っておりますけれども、その観点から、例えば専門にそのやり取りをするための、今後その方のためになるような取組等々考えられるのかお伺いします。

健康福祉課長 今のところ、そういった機器整備、環境が整っていない方に対しての機器の例えば貸出しであったりというところについては、そこまで検討はしていない状況でございますけれども、そういった事例が出てくるような場合には、その方に意思の疎通のできる方法を考えていきたいと思っております。

議長 ほかにございませんか。

2番 ただいまの質問と同じようになりますけれども、施設等においてテレビ等とかってありますけれども、施設に入っている方がそういう端末的なものを持ってはいないのかなと。実際、コロナ禍の中においてもそうですけれども、家族すら対面できないような状況が続きました。今の段階でも、インフルエンザとコロナは収束していないわけですけれども、なかなか施設によっては、舟形町じゃないところであっても、いまだに面接ができないようなことがございます。そういう場合に、施設側でそういう面談できるような項目を一つ持っていないと、どういう状況で施設に入っている方にもよりますけれども、顔を見たいとか、やっぱり親類、家族じゃないと駄目だとか、そういう制限がかなり厳しいと思っております。ちょっと顔とか見たい方が、そういうふうな形で意思疎通ができるような患者さんであれば、そういう対応が施設側にあってもいいのかなと思っておりますけれども、その点、今後についてそういう考えがあるのかお伺いいたします。

健康福祉課長 このコロナ禍において、施設入所の方と家族の面会とかかなり制限されていた状況がございましたけれども、それぞれの施設において工夫しながら、できる限りそういう面談、相對で顔を合わせる機会を取れるように工夫している事例も聞いております。そういった部分については、施設のほうでもいろんな配慮をして運営していただいたと思っておりますので、今後も、そういう場合には同様の配慮をしていただけるものと思っております。

町として、施設のルールであったり、そういう運営方針について指導といいますか、命令するということではできませんけれども、今後も、こういったご時勢になってまいりましたので、施設のほうでもいろいろと注意しながら、家族の方が満足できるような対応を取っていただけるものと考えているところです。

2番 コロナ禍において、日本だけではなく海外等でも今AIが進んでいますので、そういった中で、施設の方のご配慮でそういう面接とか面談とかをできるような、例えば機械GoProとかいろいろありますけれども、そういうのを一つの材料と言ったらおかしいですけども、そういうふうな患者さんとご家族とか、そういうものは極力減らさないような取組も今後必要なのかなと思いますので、これは行政側ではなくて、やはり施設側の考えだと思いますけれども、そういった家族間の対話はできる限り増やしていただきたいと思っの質問でした。以上です。

議長 ほかにございませんか。

3番 私のほうからは、今回この条例、今提案あったわけですけども、これを基にして各事業所は運用されていると思うんですけども、担当のところでは、各事業所の運用の基準書というものはそれぞれの事業所に多分持っていると思うんですけども、そういうふうなやつ、基準書は把握しているのか教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 各事業所においても、こういった改正の内容については理解していると考えておりますけれども、それぞれのところでの運用とかの基準書といったものについては、町のほうでは確認しておりません。

3番 今回の改定を受けてですけども、そういうふうなそれぞれの事業所の運用の基準書ですか、これも見直していかなければならないところが多分出てきていると思いますので、ぜひそちらのほうも少しフォローをしていただかないと、条例だけ独り歩きするというふうな問題が発生してくるのかなと私思っていますので、その辺ちょっと考え方を教えていただきたいと思います。

健康福祉課長 今回の改正につきましては、様々な面で、介護サービスの良質な確保に向けた働きやすい職場づくり等とか、制度の安定性、持続可能性の確保等の視点を踏まえた改正となっているかと思えます。

町のほうでも、この改正に伴いまして事業所のほうとの聞き取り等を行いながら、どのように対応できているかということも聞きながら、もし進んでいないというところがあるようでしたら、さらに情報提供していきたいと思えます。

3番 ぜひフォローをしていただいて、この条例に沿ったような基準書をぜひ作っていただければ、フォローよろしくお願ひしたいと思えます。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第20号を採決します。議案第20号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第21号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第3 議案第21号 舟形町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

4番 1点、新旧対照表の47ページの第24条、(8) 緊急やむを得ない場合を除き身体拘束を行ってはならない。(9) が、身体拘束を行う場合というようなことでここに書かれております。これに関しては、第24条、そのほかの条にも同じような文言が書かれてありますけれども、過去の事故・事件を見ますと、この拘束を行った場合の事故・事件、ほとんど単独、一人でやっているような作業の中でこういう事故が起きております。ここにも、例えば複数人とかとは書かれていないので、これを読む限りは一人でやっても何ら問題はないんですけれども、そこで注意をしなければならないのは、過去のそういった事例を参考にしなければならないというようなことで、条例は条例として、これは各施設のほうでも確認をしたいと思います。

そんなことで、ただ情報提供として、そういったものを今後そういう施設の方にも、できればこういう作業を行う場合には複数人で行う。それは、恐らく施設ではそういうふうにするとは思いますが、改めてそこら辺を指導的な立場で情報を共有しながら、そういう作業に関しては複数人で行って事故等が起こらないようにというような、できれば指導などを今後していただきたいなというふうに思います。

これは質問等ではなく、こういうふうにしたほうがよろしいのではないかとというような提案でございますので、そこら辺を加味して、この条例つくればいいというものでないで、これをつくって、こういうことが起こらないようにするのが条例であると思いますので、そ

こちらをよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

健康福祉課長 施設等で事故が起きた場合には、その経過とともに対策等についても報告を受けるようにしております。今回の改正で明記されたということも、内容につきましても、今後そういった複数人での見守りであったり、誰かの目が届くところで作業するとか、そういった対応もあるよというような情報提供を施設のほうにはしていきたいといます。

議長 ほかにございませんか。

7番 新旧対照表74ページです。第125条の3第3号の最後に、「市長に届けなければならない」ということで、このこと「市長」ということは、この辺でいえば新庄市長に届け出るというふうなことなんでしょうか。

健康福祉課長 国の改正に伴いまして町のほうでも改正を行っておりますが、ここに記載いたしました事業所につきましては、現在、町のほうにはないというふうに認識しておりますけれども、この「市長」という文言につきましては、実際、町長であるべきなのかというところを今私のほうで分からない部分がございますので、全体的な条例の改正の中身を見ますと、やはり町のほうが管理するというような、把握するというような中身だと思っておりますので、そちらについては確認させていただきたいといます。

7番 今回、我々が可決して決まれば、この条例が生きてくるわけです。そういった中で、このままの状態で、「市長」というふうな言葉のままで可決していいのかどうか、この辺、確認しておきたいといます。

議長 暫時休憩をします。

午前11時21分 休憩

午前11時38分 再開

議長 会議を再開いたします。

町長 ただいま7番議員さんのおっしゃられました「市長」というものについては、「町長」の誤りでございますので、大変申し訳ございませんけれども、「市長」を「町長」に訂正をしていただきたいというふうに思います。

そこで、新旧対照表については参考書でありますので、本文のほうの議案書の41ページになります。上から8行目になりますけれども、「協力医療機関の名称等を市長に届け出なければならない」というふうなことにつきましても、「町長に届け出なければならない」というふうなことで、字句の訂正をお願いしたいというふうに思います。

議長 お諮りします。ただいま執行部から、議案書の字句の訂正の申出がありました。認めることでよろしいでしょうか。（「暫時休憩」の声あり）

議長 暫時休憩をします。

午前11時40分 休憩

午前11時49分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開します。

先ほど町長から申出ありました議案書の字句の訂正でございますが、町長申出のとおり許可することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、執行部提案の字句の訂正をしたいと思います。

そのほか質疑ございませんか。

3番 議案書の45ページになります。先ほど健康福祉課長から詳細説明していただきました。これを見るとですけれども、例えば45ページの3項、4項、5項、この辺の文言ですけれども、例えば3項にしましては、これらの規定中、「講じなければ」というふうな文言だったんですけれども、今度「講ずるよう努めなければ」、あとは4項ですけれども、「開催しなければ」を「開催するよう努めなければ」というふうなところで、ちょっと強調しているようになっておりますので、例えば委員会の開催につきましても、「開催するようしなければならぬ」というふうな、開催する必要があるというふうな意味だと思いますので、現場サイドとしては必ずやってもらわないと駄目だというふうなところで、かなり負担になってくるのかなと思います。

これは当然だと思いますけれども、これをしてもらうためには、やはり事業所側からこういうふうな記録を残して、最低残しておいてもらう必要がある。あるいは、それを事務局としては、役場としては確認する必要があると思いますので、その辺、私はそういうふうに感じますけれども、どういうふうな考えで進めるのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 附則の中の今の議員の指摘につきましては、当面は緩和的に運用していいよという中身かと思っておりますけれども、身体拘束等の事例につきましては、実際に事業所の中でもそういうことをやっている場合には、報告、記録等残しておりますので、町のほうに随時報告ということはないんですけれども、そういったいろいろな会議の中で報告があった際には確認していきたいと思っております。以上です。

3番 ぜひ、この条例に沿って作業ができるようにですけれども、これも先ほどと同じですけれども、町のほうから、もう少しアクションなりフォローなり、ぜひしていただきたいと思っております。よろしくをお願いします。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 42ページでありますけれども、これはどこの施設、密着型じゃない場合でもありますけれども、42の6指定地域密着型施設の入居者が、体調を崩されて病院に入院した後も受け入れ

なきゃいけないとありますけれども、ここに期限的なものがないんですけれども、例えば入退院を繰り返したりとか、そういう場合、期間的なものがどこにもないんですけれども、そういう期間的なものがなければ、入退院を繰り返せば、もう何年とかそういう単位でも、その場所を空けておかなければいけないというようなことになるのでしょうか。

健康福祉課長 具体的に期間的な記述はないんですが、「速やかに」という記載がございます。一般的に「直ちに」とかそういう表現ですと、すぐに入らなければいけないようなニュアンスかと思いますが、「速やかに」という文言ですので、そこまで強くはないんですけれども、そんな時間をかけないでというような意味、ニュアンスかと思います。

実際に入院した方が出た後に、そこを空けておくのかということについては、入院期間も分からないとすれば、施設のほうでも運営上いろんな対処するかと思いますので、入院期間等の見込みとかそういったものを配慮しながら、すぐに出れるんだよということであれば、期間をあけずに退院できるんだよということであれば、その間は待てるかとも思いますので、そこは医療施設、医療機関等との話の中である程度対応はしていきますけれども、原則としては、その方が戻れるようにというような条例になりますので、それについては確認していきたいと思います。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第21号を採決いたします。議案第21号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

ここで、午後1時まで休憩いたします。

午前11時56分 休憩

午後 1時00分 再開

議長 それでは、休憩前に復し会議を再開いたします。

日程第4 議案第22号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を

定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第4 議案第22号 舟形町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第22号を採決いたします。議案第22号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第23号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第5 議案第23号 舟形町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 ここで暫時休憩します。

午後1時28分 休憩

午後1時30分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

執行部より字句の訂正の申出があります。お受けしたいと思います。

町長 度重なる訂正で大変申し訳なく思っております。

2つ訂正がございまして、1か所目が、議案書51ページ、下から9行目でございます。「等の職務に従事することが出来るものとするに改める」というふうにあります、「と」が1字多いというふうなことで誤謬がございまして、この「と」を1字削除していただきたい。修正後が、「等の職務に従事することが出来るものとするに改める」に変えていただきたいと思っております。

それから、もう一つが52ページでございますが、52ページの下の方になりますけれども、「(11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態度及び時間」というふうにございますが、上の号にあります文言が「その態様及び時間」というふうなことでございますので、「態度」の「度」が誤謬でございます。したがって、上のほうにあります「様」という字に変更させていただいて、「その態様及び時間」というふうなことで修正をさせていただければというふうに思います。大変申し訳ございません。

議長 ただいまの執行部の申出につきまして、暫時休憩をして協議したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。(「委員長」の声あり)

4番 休憩はしなくて、議員必携の中でも「条例の案の字句、数字を変更したり追加したり、あるいは削除してどのようにでも議決できる」というようなことで、この場で諮ってもらえれば結構だと思います。

先ほどは、「市長」と「町長」、これは大変な間違いでありますけれども、語句の訂正に関しては議員必携の中にあるような解釈でよろしいと思っております。以上です。

議長 今、4番議員から発言がありました。2か所の訂正でございますが、このように訂正することよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

議長 では、議案書の訂正をそのようにお願いをしたいと思います。

それでは、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第23号を採決いたします。議案第23号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第23号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第24号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定について

議長 日程第6 議案第24号 舟形町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

健康福祉課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

3番 ただいまの説明で、3歳児未満の保育料が無償化というふうな内容だったと思います。今回4月以降ですけれども、保育所に入ってくる3歳未満の子供たちは何名いるのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 1月15日現在の予定ですけれども、0歳児10名、1歳児10名、2歳児13名、33名が今のところの予定でございます。

3番 ありがとうございます。そのほかですけれども、保育所に入る予定のない子供は、そのほかにいるのか教えていただければと思います。

健康福祉課長 保育所に入る予定のない子供もいるんですけれども、人数のほうは今把握してございません。

議長 ほかに質疑ございませんか。

2番 3歳児未満の無償化ということですが、体制的なものですが、土曜保育とか休日的な保育の中に、今までもこの3歳児未満等の預かりとかあったのでしょうか。

教育課長 今現在も、土曜保育に3歳児未満の児童は来ていらっしゃいます。以上です。

2番 無償化に伴って、これから例えば預けたいということがあった場合に、保育士の人数的な、何人に対して何人で決まりあると思いますけれども、増えた場合に保育士のほうも増やさなきゃいけないということになるのでしょうか。

教育課長 ただいまのご質問の保育士を増やさなければいけない状態があるかということですが、この話、若干聞こえてきた段階で保育所とも相談しまして、現状の体制でいけるということを確認しております。以上です。

議長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。議案第24号を原案のとおり決定することに賛成の方

はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

**日程第7 議案第25号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について**

議長 日程第7 議案第25号 舟形町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第25号を採決いたします。議案第25号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

**日程第8 議案第26号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
について**

議長 日程第8 議案第26号 舟形町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

7番 確認です。というのは、今、総務課長のほうから、少額の場合については年1回支給するというふうに変えたいというふうな内容の説明ですが、その対象になる報酬の金額あるんでしょうか。年1回にする報酬の額。

総務課長 年1回というふうには説明してはおらなかったと思いますが、そこは柔軟に1回でもできるようにするというので、今あるのは、2,000円となっているものについては、

まず年1回でいいのではないかというふうには考えているところです。（「基準」の声あり）

基準といいますか、そこまでは定めてはおりませんが、今のところそういった不都合といいますか、1回でもいいのではないかというので出ているのは、定めのあるものについては、その2,000円の部分というふうに想定しております。

議長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

これより議案第26号を採決いたします。議案第26号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

議長 起立多数です。よって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第27号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の設定について

議長 日程第9 議案第27号 舟形町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 （朗読、説明省略）

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

1番 会計年度任用職員に勤勉手当を支給することは処遇改善の面から大変いいことだと思いますが、勤務条件はこれまでと同じような内容で、手当だけが増えるという解釈でよろしいのでしょうか。

総務課長 勤務条件は同じというふうに考えてございます。

1番 保育士については振興公社の職員ですよね。ではないんだっけ。そうすると、保育士はどういうふうになるんですか、勤勉手当は。

教育課長 ただいまの保育士については、今、社会福祉協議会に委託しておりますけれども、保育士についても手当のほうは上げる予定でございます。以上です。

7番 同じような質問になろうかというふうに思いますが、今回、パートタイムで勤務されている方々の処遇改善ということで、一つは賃金的な報酬額の引上げ、そしてまた、育児休業等における待遇の改善というふうな目的かと思いますが、一つ心配なのは、今回該当されてい

る方々がパートタイムというようなところで、県の対応を聞いたところでは、一人一人の支給されている金額は変わらず、パートタイムの時間を短縮されて、勤勉手当ですか、そっちらのほうで支払って、最終的には従来と同じような報酬額になるんだけど、何も引上げにはつながっていなかったというような話を聞いているところであります。

そういった中で、今回、当町においては、パートタイムの勤勉手当を支給する、さらには期末手当も支給するというので、今回の改正によって、職員の収入面における引上げというのは、間違いなく引き上がるというふうな理解でよろしいのでしょうか。

総務課長 今回の勤勉手当の支給の設定につきましては、率が上がりますので、期末手当につきましても上がりますので、総じて支給額が増えるという見込みでございます。期末勤勉手当合わせた額においても支給額は増える見込みですので、待遇の改善というふうな形では考えてございます。

7番 昨今の行政の業務内容を見ますと、非常に多岐にわたって幅広くなっているという関係で、なかなか正職員を増やせないというようなところで、臨時的な職員が全国では増えつつあると。概数では76万人とかという数字も聞いておりますけれども、当町においても、正職員をなかなか雇用できない中で、補完していくためには臨時職員の雇用というふうなものはやむを得ないというふうに思います。

そういった中においても、財界では、今回、今春闘では賃金の引上げということで、かなり大幅な引上げになるようであります。そういったことを考えていきますと、会計年度任用職員の処遇改善、特に賃金面ですけれども、これ十分にやっていただいて対応していただきたいというふうに思っているところであります。総務課長の答弁をお願いします。

総務課長 会計年度任用職員につきましては、当町におきましては事務補助という位置づけで採用しております。あくまでも職員の補助的な事務を行うということで、そういう意味からも、パートタイムの職員というふうな位置づけで雇用しているところでございます。

今言ったように、あくまでも補助的な部分でありますので、正職員が増えた部分につきましては、会計年度のほうにつきましては減らしていくというふうなことで今やっているところでございますけれども、国からも、こういった処遇の改善について各自治体で努めるようにというふうな通知に基づいて、今回、処遇改善というふうなことでのこういった条例改正等を行っておりますので、国の方針に基づきまして町も取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第27号を採決いたします。議案第27号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第28号 舟形町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定について

議長 日程第10 議案第28号 舟形町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の設定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

8番 今、提案理由の説明ありましたけれども、物品の耐用年数に応じた適正かつ柔軟な契約期間とするためというようなことでありますけれども、今説明にありました旧条例ですね、平成18年の旧条例ですけれども、この条例の中でも別に長期継続契約というのできるような気がするんです。

今、課長の説明にもあったんですが、この旧条例、条建て第4条までというふうなことでありますけれども、その中で今回、現状に合わないとか、どうも理解しづらい部分があるんですけれども、最後のほうに県とか他の市町村を参考にしてというような話がありましたけれども、これ何かもう少しその辺、経緯といたしますか、これだけ立派な条例を急に2号しかない条例に変えるというふうな、その辺の経緯をもう少し詳しくお聞かせいただければありがたいと思います。

総務課長 ただいまのご質問でございますけれども、令和6年度の当初予算のほうにも関わってくることでございますけれども、来年度、役場庁舎のLED化ということで、照明は今蛍光灯なんですけれども、それをLED化にするという事業を予定しているところでございまして、そちらの契約を、まだ事業は執行しておりませんが、計画としましては長期リースにしたいというふうな今計画をするところでございます。

その中で、いろいろ業者さんに数社聞いてみますと、今10年契約というのが多いようでございまして、そういった場合、今回、町の長期継続契約については5年間という縛りがございますので、ちょっと対応できないというふうなこともございまして、今回いろいろ検討した結果、そういったことに対応できるようにというふうなことで、今回改正させていただきたい

というふうな経緯がございました。以上です。

8番 今の話からいきますと、契約期間を延長というか長くしたいというふうな趣旨に取れるわけですけども、ここに例えば平成16年に自治行政局長通達というのがあります。この中を見ますと、そのときに、「定期的に契約の相手方を見直す機会を確保するため、適切な契約期間を設定する必要があることに留意すべきものである」というふうなことで、第167条の17というふうなことについての通達があります。今その趣旨からいきますと、短くしろと、できれば定期的に業者さんを替えられるように、契約期間をできれば短くするというふうにも思われるんですが、今、課長の話ですと長くしたいというふうな、逆なような気がするんですけども、どうですか。

総務課長 今のご質問でございますけれども、今のこの自治法の第234条の3の内容でございますけれども、こちらにつきましては、昭和38年に自治法の改正というようなことで制度がつくられたようでございますけれども、基本は単年度の契約であるというところでございます。ただし、ここにありますように商慣習上とか通常の契約において、合理的でないものに限り議会の議決を要することなく、契約のみを長期的に継続して締結することを可能とする特例として設けられたというふうでございます。

あくまでも、今ご質問にあったように単年度でできればいいんですけども、例えば電気料とか保守料とか毎年決まってかかるもの、または、途中で契約を解除することによって、かえってその費用が割高になるというふうな場合もございます。そういった点で合理的な契約ができるように、こういった長期継続が認められているところでございまして、予算の執行につきましては、毎年予算を計上しまして、その範囲内で支出するというふうになってございますので、予算については、契約したからといって野放図にといいますか、幾らでも出せるというふうなものではなく、やはりそこから、予算については議会の縛りがあるということでご理解いただきまして、合理的に長期の継続もできるように今回改正したいということでご理解をいただければというふうに思います。

8番 今、電気料金も、以前と違っていろんな新電電、電気会社と申しますか、いろんな料金を選べるような設定にもなっています。OA機器につきましても、今かなり日々進化をしているような状況でありますので、かえって長期の契約をしてしまうと、ここに言っている、さらなる経費の節減や良質なサービスの提供というものを阻害してしまうのではないかと申すように、逆に阻害するのではないかと申すように思っています。

今の町の予算を見ても、いろんなシステム委託料とかそういったものがかなり高額になっています。そういったものを見直して経費削減につなげるためには、もう少し考え方を改めたほうがいいのではないかと申すように私は思うんですけども、どうですか。

総務課長 私が先ほど説明した中では、LEDのリース契約というふうに申し上げました。そ

らについては、今現在10年で行ってはどうかというところで計画しておりますけれども、そのほかの今行っている、今、例が出ましたシステムの関係であるとかそういったものについては、変わらず5年以内の契約期間というようなことで実施していく予定でございます。

ですので、そこら辺につきましては、その時代時代の対応もあると思いますけれども、適切な契約期間、そして費用計算をしまして、適切な期間で契約はしたいというふうに考えてございます。そういったところで、長期契約したほうが合理的だという場合もありますので、今回の改正というふうにさせていただきたいというふうなことでございます。

議長 ほかにございませんか。

2番 令和6年度の予算の中で、LEDのリースという項目で私もチェックしているんですけれども、業者側が10年契約ということを示すという、うちも店にそういうLED化の電話は何回も来ました。ただ、それを、ランニングコストとお店の規模とかそういうことを考えて、買取りだともうすごい高い。リースにした場合はこうですよと言われましたけれども、電気料と換えることによるメリット・デメリットを考えますと、なかなかリース的なものは納得できなくて、LED化は、今単体でLEDの電球はもう売っていますけれども、ただ、LEDをするには、もう基板から全部交換しないと駄目だという条件でした。

今、何で機械ごと全部換えなきゃいけないのかなという懸念を持って、うちは契約しなかったんですけれども、10年という企業側のやり方というのが、例えばもう縛りがあって、今後10年以内にもっと進化したものが出るかもしれません。それを業者が、10年の契約をすることで示すと思うんですけれども、長期縛りというのがなかなかどうなのかなと私は思いますけれども、ただ、ほかの機器的なもの今長期化というか、今、機械も性能よくなっていますので、それを持続可能な限り使えるということは納得しますけれども、今言われた、予算のときにも言おうと思ったんですけれども、そういう考えではどうなのかなと思ったんですけれども、その点についてしっかりタイアップというか、ランニングコスト的なものを考えながらの答えなのか、その点どうなのか。

総務課財政担当課長補佐 ただいまのご質問にお答えいたします。

庁舎内の蛍光灯をLED化するに当たって、普通に買取りというか取替え工事をしたらいいのか、それともリース方式にしたらいいのかということで費用の計算もさせていただきました。費用のほうは、全部交換となるとやはり高いというところで、しかも灯具も全部基板から換えるとなるとかなり高額になると。

提案を受けた、話を聞いた業者さんにしますと、今回のリースの交換の場合は、まず基板は換えずにLED化だけをすると。というのも、役場のほうの耐用年数も、前回、一般質問で80年とありましたけれども、あと二十年数程度で更新になるということで、LED化にしてみると、蛍光灯が大体15年ぐらいの耐用年数となっているということで、その間の状況

もありますので、全部を換えたときに換えるのはもう経費がかかってしまうんですね、リースが。あとは、それが切れたときにどうするかと。10年のリースですと、10年間は取りあえず切れてもただで更新していただけると。灯具は。それを例えばもう更新してしまうと、1年で500万円、600万円かかってしまうものなんですけれども、リースにするとそれを10年でただ割るだけ、10年間に割るだけという形なんです。費用対効果としては、一度にかかるお金が大きいかというところとなります。ただし、維持メンテナンスのほうで、新しい灯具を町で準備する必要はないと。切れたら10年間は業者のほうで換えていただけるというところで、今回これの事業化するに当たって、県のほうも庁舎内のほうのLED化を10年でリースしておりましたので、参考で管財課のほうにお電話をさせていただきました。様々制約はあったんですけれども、費用対効果もリースのほうが高いというところで、こちらのほうを導入させていただいたところでございます。

また、途中で換えるというのは、一回全部換えてから換えるとなると、また二重の経費が発生してしまうので、LED化にするとすれば全部換えて、それをあとは灯具の寿命がもつまではお金はかからないというところの話になるのかなと思っております。

あと、電気料金のほうもLED化にしますと、試算ですけれどもリース料が、今回、当初予算にも上げていますけれども、1年間でまず48万円ほど税抜きでかかるんですけれども、電気料金のほうが削減になりまして、コスト的には合わせて約2万円ほど、LED化のお金がかかったとしても、2万円それよりも安くメリットが出るという算定をいただいております。まだ当初予算では、電気料は実際どのくらい、概算ですのどのくらいかかるか分からないので、まだ予算のほうは電気料を削ってはおりませんけれども、試算のほうでは電気料も55万円より安くなると、導入経費より安くなるというような形での提案を、聞いたところからはいただいているところでございます。以上です。

2番 業者側の言い分は私も電話でさんざん聞きましたけれども、個人事業者としてはなかなか納得できないような、何か結局縛られる。今回は、基板じゃなくて管だけでありますけれども、LEDの寿命というのが、普通の蛍光灯だと3年から5年という耐用年数で、LEDだと10年から15年というものがあります。その中で切れる切れないというのはありますけれども、その業者が全部見てくれるのでランニングコストがかかるのか、それとも例えばそれをLEDの管は普通に売っていますので、基板なしで、それをした場合の対応ではできないのかなとちょっと思ったんですけれども、リースにする目的、確かに電気料とかも安くなったりとかしますけれども、その業者に縛ってそういうことをするということがどうなのかなと思うんですけれども、その点ちょっと、その業者がどこだか分かりませんが、さんざん電話もうちも来たので、ただそういうしつかり、県もやっているということですから、県はいつやって、県が例えばリース化したことによって電気料がこうなりましたという結

果があるなら教えてください。

総務課財政担当課長補佐 ただいまのご質問にお答えします。

県のLED照明については今年の1月1日からというところで、入札等は全て終わっているんですけども、まだ結果のほうは出ていないかと思えます。リースにするか工事で交換工事にするか、やることは内容は変わらないと考えております。

入札で選んだ業者さんが蛍光灯を全部LED化にすると。その後、それを1年で一括で払ってしまうのが工事の契約ですね。その後は、あとは自分たちで管理をしていくと。リース契約の場合は、交換はすると。ただ、支払い期間がリースですので、それが10年に分割されると。その間の維持管理は業者さんでもちますよというような事業体系と。やることは変わらないのかなと思っています。あとは、10年の中でその業者さんに対応していただけると。一発で換えてしまえば、その後の更新等々は、自分たちでそれぞれ切れたところを更新するという形だけで、そんな大きな変更はないのかなと考えているところです。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第28号を採決いたします。議案第28号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第29号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第11 議案第29号 舟形町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第29号を採決いたします。議案第29号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第30号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第12 議案第30号 舟形町行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第30号を採決いたします。議案第30号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第31号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定について

議長 日程第13 議案第31号 舟形町消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

住民税務課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第31号を採決いたします。議案第31号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第32号 町道路線の認定について

議長 日程第14 議案第32号 町道路線の認定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

地域整備課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

9番 以前示された地図を見ながら質問いたします。2枚あるわけですが、2つの路線の認証についてですが、ここの中に、道路供用区間ということと未供用区間という部分があります。堀内のほうにも載っています。供用区間と未供用区間というのがあります。私、地元なものですから、こっちの舟形のほうの地図を見ながら質問しますが、この未供用区間に民地と思われるような土地もあるんですが、これは、民地を舟形の町道に認定したいということではよろしいのでしょうか。

地域整備課長 未供用区間も含めての認定、図面に起点と表示しているところから終点と表示しているところまでを認定するというで示しております。以上です。

未供用区間につきましては、現在、地権者の同意が得られず用地買収には至っておりません。以上です。

9番 用地の買収の同意が得られていないということなんですが、町道に認定するということの同意は得ているのか、ここが重要だと思うんです。そここのところの確認をさせていただきたいと思います。

地域整備課長 未供用区間の道路認定に、地権者の同意は手続上必要はありません。ただ、道路法の適用は、道路が整備され供用が開始されてからとなりますので、町道認定にしても、未供用区間は地権者及び土地所有者の権利や使用を妨げることはなく、土地の使用が制限されることもありません。

ただ、駅までのつなぐ道路という計画でもありますので、地権者には引き続き道路整備について相談、交渉していかねばならないということもありまして、不安のないよう話し合いを進めていきたいというふうに考えております。以上です。

9番 そこが、ちょっと私が納得いかないところなんです。例えば私が土地を持っていて、議会で、あなたの土地、私は承諾してないのに町道に認定されましたって一方的に言われたら、

逆に気分を害するんじゃないかなというふうに思うんです。ですから、少なくとも地権者の同意ぐらいは得た中で私は議決したいなということなんです。

ですから、法的には別に同意を得る必要はないですよというような今答弁ですけども、審議上は、やはり土地の所有者に町道に認定させてください、将来はこういう使い方をしたいんですぐらいの、そういった周知と承諾は必要んじゃないかなというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

地域整備課長 例え話でいたしますと、高速道路については計画という線がありますけれども、計画時点で詳細な地権者との用地交渉等はしておりません。なされていない状況で、計画路線として出しているところであります。

町の町道につきましても、未供用区間というのはまずはこういう計画があるんだよということで示されていることで、先ほども申したとおり、舟形6号線につきましては、行き止まりではなく、駅まで抜けるように造りたいという要望、希望もありますので、計画としては、しっかり進めている部分、進めたいと思っている部分もありますので、まずは町道認定をしまして、地権者の合意形成を得ながら進めていきたいと思っております。

あくまでも、地権者の合意形成がない限りは用地買収も道路整備もできませんので、そこら辺は丁寧に説明をしながら、もし不安があるようであれば、こちらのほうから不安を解消するようにご説明をいたしまして進めてまいりたいというふうに考えております。以上です。

議長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第32号を採決いたします。議案第32号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第33号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更について

議長 日程第15 議案第33号 舟形町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第33号を採決いたします。議案第33号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第34号 太折辺地に係る総合整備計画の変更について

議長 日程第16 議案第34号 太折辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり課長 (朗読、説明省略)

議長 これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより議案第34号を採決いたします。議案第34号を原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

ここで3時20分まで休憩といたします。

午後3時04分 休憩

午後3時19分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開します。

日程第17 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

議長 日程第17 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6会計議案を一括上程いたします。

朗読説明をお願いします。

総務課財政担当課長補佐 (朗読、説明省略)

議長 ただいま上程されました6会計予算の審査の方法についてお諮りいたします。

議案第35号から議案第40号までの6議案を審査するため、委員会条例第5条第1項の規定により予算審査特別委員会を設置して審査したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、予算審査特別委員会を設置して審査することに決定いたしました。

次に、委員の選任についてお諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により全議員10名を指名したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、ただいま指名した全議員10名を予算審査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで、休憩し、予算審査特別委員会の正副委員長互選のため、予算審査特別委員会を招集いたします。

ここで、3時45分まで休憩いたします。

午後3時36分 休憩

午後3時42分 再開

議長 休憩前に復し会議を再開いたします。

予算審査特別委員会の正副委員長互選の結果の報告をお願いします。

8番 私から、予算審査特別委員会正副委員長の互選の結果を報告いたします。

予算審査特別委員会で慎重に審議をした結果、委員長には奥山謙三議員、副委員長に荒澤広光議員と決定いたしました。以上、報告を終わります。

議長 ただいま報告ありましたように、予算審査特別委員会委員長に奥山謙三議員、副委員長に荒澤広光議員が選任されました。

これにて予算審査特別委員会正副委員長互選の結果報告を終わります。

これより予算審査特別委員会に入りますので、本会議を3月12日まで休会とすることにいたします。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認め、本会議を3月12日まで休会といたします。

なお、本会議は3月13日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後3時44分 散会

令和6年3月13日（水曜日）

第1回舟形町議会定例会会議録

（第4日目）

令和6年舟形町議会第1回定例会第4日目

令和6年3月13日（水）

出席委員（10名）

1番 伊藤 廣好	6番 石山 和春
2番 叶内 昌樹	7番 奥山 謙三
3番 荒澤 広光	8番 八 歙 太
4番 伊藤 欽一	9番 佐藤 広幸
5番 小国 浩文	10番 斎藤 好彦

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町 長	森 富 広	地域整備課長	伊藤 秀 樹
副 町 長	鏡 裕 之	農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎藤 雅 博
会計管理者	伊藤 茂 樹	総務課財政担当課長補佐	佐藤 拓
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	沼澤 伸 一	デジタルファースト推進室長	佐藤 仁
まちづくり課長	曾根田 健	教 育 長	伊藤 幸 一
健康福祉課長	鍛冶 紀 邦	教 育 課 長	豊岡 将 志
住民税務課長	沼澤 一 征	代表監査委員	齊藤 徹
地域強靱化対策室長	伊藤 英 一	監査事務局長	相馬 広 志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 相馬 広 志 事務補助員 大場 正 江

議事日程

日程第 1 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について
議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算に
ついて
議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算につ
いて
議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算につい

て

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

日程第 2 委員会付託の審査報告

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情

陳情第1号 農産物直売所（産直まんさく）の存続についての陳情

日程第 3 閉会中の所管事務調査報告

総務文教常任委員会

産業振興常任委員会

日程第 4 議員派遣の件

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時06分 再開

議長 ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達しております。

ただいまから9日目の定例会を開会いたします。

直ちに会議を開きます。

日程第1 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について

議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について

議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について

議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について

議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について

議長 日程第1 議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6議案について議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件の報告を求めます。

予算審査特別委員長 令和6年3月13日 舟形町議会議長殿。予算審査特別委員会委員長 奥山謙三。

予算審査特別委員会審査報告

令和6年3月5日招集の3月定例会において、3月8日に付託されました議案第35号 令和6年度舟形町一般会計歳入歳出予算について、議案第36号 令和6年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第37号 令和6年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出予算について、議案第38号 令和6年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出予算について、議案第39号 令和6年度舟形町水道事業会計予算について、議案第40号 令和6年度舟形町下水道事業会計予算について、以上6議案につきまして、本委員会は3月8日より3月12日までの3日間、慎重に審査した結果、賛成多数により原案どおり可決すべきと決しましたので、会議規則第76条の規定により報告いたします。

議長 ただいまの委員長報告について質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。議案第35号から議案第40号までの6議案について、一括して原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

議長 起立多数です。よって、議案第35号から議案第40号までの6議案について原案のとおり可決されました。

日程第2 委員会付託の審査報告

陳情第7号 中央公民館駐車場の拡充についての陳情

陳情第1号 農産物直売所(産直まんさく)の存続についての陳情

議長 日程第2 委員会付託の審査報告を議題といたします。

継続審査となっておりました陳情第7号、中央公民館駐車場の拡充についての陳情及び陳情第1号、農産物直売場(産直まんさく)の存続についての陳情。

初めに、陳情第7号について、石山和春総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和6年3月13日 舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長、石山和春。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第7号

付託年月日、令和5年12月5日

件名、中央公民館駐車場の拡充についての陳情

審査結果、採択

議長 次に、陳情第1号について、奥山謙三産業振興常任委員長の報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和6年3月13日、舟形町議会議長殿。

産業振興常任委員会委員長 奥山健三。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告します。

受理番号、陳情第1号

付託年月日、令和6年3月5日

件名、農産物直売所（産直まんさく）の存続についての陳情

審査結果、採択

本委員会の意見

陳情者の願意の実現に向けた町からの協力と、新たな運営組織が立ち上がった際は支援をお願いしたい。

以上です。

議長 初めに、陳情第7号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

陳情第7号は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第7号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第1号の質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

陳情第1号は、委員長報告のとおり採択と決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、陳情第1号は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第3 閉会中の所管事務調査報告

議長 日程第3 閉会中の所管事務調査報告を議題といたします。

石山和春総務文教常任委員長より報告を求めます。

総務文教常任委員長 令和6年3月13日、舟形町議会議長殿。総務文教常任委員会委員長 石山和春。

所管事務調査報告書

総務文教常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期 日 令和6年2月13日（火）
2. 調査内容 令和5年度各課主要事業の成果について

○総務課

(1) デジタルファースト推進室

①舟形町デジタル化推進計画基本目標の推進方針

- ア. 町民サービスの向上・地域活性化のためのデジタル化の説明
- イ. 行政効率化のためのデジタル化の説明
- ウ. 地域の安心・安全のためのデジタル化の説明

所感

基本目標の具体的施策において12施策が目標値に到達しているが、7施策においては展開しているものの目標値に達しておらず、現在検討中の施策とともに早期の達成に期待する。

○住民税務課

(1) 消防関係の取組（実績）について

①消防体制・予備消防団の状況の説明

- ア. 消防団員数332名（令和5年4月現在）団員定数380名
- イ. 予備消防団員組織体制の強化を図り（令和5年12月現在）115名で町全体の定数200名を目標にする。

②小型動力ポンプ付消防積載車の取得についての説明

第3分団第6部（舟形3・4）、第7分団第14部（西又）

③防災力強化の取組についての説明

所感

今年度退団者7名に対し、新入団員2名と団員数減少することから、各地区（町内会）ごとの予備消防団員の結成にしっかり取り組むことが重要である。

○健康福祉課

(1) 健康増進事業における重点事業について

①人間ドック等拡充健診の説明

令和5年度から、節目対象を拡充し41歳を追加

②健康ポイント事業の説明

健康ポイントの活用促進により子育て世代の普及が進み新規カード発行93件、うち母子58件、ポイント交換132件（ポイント交換者200名を目指す）

所感

町が実施する保健、健康づくり事業、介護予防事業のほかに、個人でも参加できるような事業の実施も必要である。

○教育課

(1) 国宝「縄文の女神」活用発信事業の取組について

①縄文の女神まつり

テーマ「最上地域の縄文」の開催

②第14回縄文の女神ペーパークラフトデザインコンテスト

作品総数134作品

③縄文講座の開催

触れる「縄文の女神」高精細レプリカを活用した体験学習

④おかえり女神プロジェクト

「縄文の女神」の舟形町への帰還に関する県知事要望（対応：平山副知事）

所感

国宝を町で所有している自治体はなく、帰還に向けた一環として他市町村と連携して風土を構築することが望ましい。

以上になります。

議長 ただいまの総務文教常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 質疑なしと認め、これを終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

続きまして、奥山謙三産業振興常任委員長より報告を求めます。

産業振興常任委員長 令和6年3月13日、舟形町議会議長殿。産業振興常任委員会委員長 奥山謙三。

所管事務調査報告書

産業振興常任委員会の所管事務調査の結果について、下記のとおり報告いたします。

記

1. 期 日 令和6年2月20日(火)
2. 調査内容 令和5年度所管各課の主要事業の成果について

○まちづくり課

(1) 舟形町農村環境改善センター大規模改修工事

①契約金額1億1,000万円

破風、外壁補修、玄関床等の追加工事があり、1億1,689万3,000円で1月30日工事完成
(現地調査実施)

(2) 舟形町町制施行70周年記念地域映画作成事業

①町民からの8ミリフィルム掘り起こし

②ラジオ「舟形町映画コーナー」を設け、舟形町映画作成事業をPR

(3) 町民参加型「未来の舟形へ 町民メッセージ」を広報誌で公募

(4) 上映会の実施 3か所、計4回予定

①3月17日(日)生涯学習センター

②3月20日(水祝)農村環境改善センター

③3月23日(土)、24日(日)舟形町中央公民館

今後の課題

- (1) 改修工事中盤で多額の追加工事があり、設計段階で精度を向上させる必要がある
- (2) 上映会を予定しているが、より多くの町民から懐かしい記念映画を見ていただけるようにDVDの貸し出し、販売等の検討が必要である

○農業振興課

(1) 園芸拡大ステップアップ事業費補助金

①研修(ソフト)

ニラ1件、キュウリ2件、計3件の実績があり、マイスターの下、研修を受け生産を行った

②機械・資材等の整備(ハード)

ア. 新規就農 トマト1件、事業内容:ハウス3棟に給水用井戸掘削

〃 キュウリ2件、事業内容:支柱、防風資材、土壌改良剤等

イ. 新規就農以外(事業拡大)、行者にんにく1件、事業内容:マルチ張り機

〃 (事業拡大)アスパラガス1件、事業内容:かん水設備

(2) 東北農林専門職大学総合プロジェクト事業

①アパートの入居者募集活動・入居予約状況、工事進捗(現地調査実施)

ア. 山形テルサ、ゆめりあ等を会場にしたオープンキャンパスにおいて、舟形町のブー

スを設け、学生、保護者、一部職員に対しPR活動を行った

イ. 町ホームページに特設ページを開設

ウ. アパートの予約状況 学生向け10部屋満室、教職員向け8部屋満室

エ. 建物は12月中に完成、カーポート等は3月完成予定

②学生及び生活における交通手段の支援

ア. 学生送迎用自動車は10月に納車済み

イ. 2年生以上を対象にリース車の賃貸料補助は検討中

今後の課題

(1) アパート外側の配管、室外設備が露出しており、雪害の検証、雪対策を重点にした設計が必要である

○地域整備課

(1) 町道舟形太郎野線 雪崩対策事業

①契約金額2,926万円

柵の延長、張コンクリート等の追加工事があり、3,386万7,000円で11月16日工事完成

(2) 除雪ドーザー購入事業

①契約金額2,101万円

②仕様：11トン級

③納入期限：令和6年3月22日

(3) 町道福寿野岡矢場線 通学路対策事業

①用地については、残り1名未契約であり、現在も交渉を続けているが難航している状況である

②工事進捗状況：県道36号線側から工事が行われ、延長169.5メートルが令和5年度施行実績。工事費3,725万円、進捗率23.9%

今後の課題

(1) 福寿野岡矢場線の新設道路と既存道路の取り付け部分の安全対策が急務である

(2) 用地交渉等難航しているが、引き続き丁寧な説明を行い、計画の早期達成に努めていただきたい

以上です。

議長 ただいまの産業振興常任委員会の所管事務調査報告について、質疑を求めます。質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。

閉会中の所管事務調査報告を委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、閉会中の所管事務調査報告は委員長報告のとおり決定いたしました。

日程第4 議員派遣の件

議長 日程第4 議員派遣の件について議題といたします。

議員派遣の内容につきましては、議会事務局長より朗読をさせます。

議会事務局長 (朗読、説明省略)

議長 ただいまの議員派遣についてご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。よって、議員派遣については原案のとおり決定いたしました。

議長 これをもちまして、3月定例会に付された事件は全て審議を終了いたしました。

町長よりお礼の申出がありますので、お受けいたしたいと思います。

町長 おはようございます。

令和6年第1回定例会の閉会に当たりまして、御礼の挨拶を申し上げます。

3月5日から9日間の日程で、令和5年度一般会計ほか特別会計の予算の補正が7件、令和6年度一般会計特別会計歳入歳出予算が6件、条例の設定が7件、条例の制定が17件、承認が2件、町道路線の認定が1件、過疎地域自立計画の変更について1件、太折辺地に係る総合整備計画の変更について1件、合計42件につきまして、ご決議賜りまして、心より御礼を申し上げます。

さて、先日3月12日に国から、デジタル田園都市国家構想交付金交付事業の内示がございました。令和6年度当初予算では国の説明により事業採択が難しいと判断し、一般財源としていた東北農林専門職大学総合プロジェクト事業、国費2,625万円が採択されました。

また、キャッシュレス決済システム導入事業、道路台帳管理システム導入事業、雨量モニタリングシステム導入事業、AI-OCR、RPA導入事業も含め、4事業に国費2,472万3,000円、合わせて国費5,052万3,000円が採択されました。

国申請までの期間が短い中でも、関係各課の職員が横断的に協力し計画書を作成、採択されたものであります。デジタル田園都市国家構想交付金事業に採択されたことで、一般財源の削減とデジタルファーストプロジェクトの推進を図ることができました。

この場をお借りして、職員の皆さんのご労苦に心から感謝と御礼を申し上げます。

さて、令和6年度は、第7次総合発展計画5年目の年で、短期アクションプラン5か年の総括と次期アクションプラン5か年の計画の年となります。第7次総合発展計画の目指すまちの将来像「住んでいる人が誇れるまちづくり わくわく未来ふながた」の実現に向けて、6本の柱とそれを支える1つの基盤、これら7つの基本目標を達成できるよう、職員と全力で取り組んでまいります。

また、ご決議賜りました令和6年度予算については、職員と一丸となって本来の目的が達成できるよう経済的かつ適正な執行に努めてまいりますので、議員の皆様、町民の皆様におかれましては、なお一層のご理解とご協力をよろしくお願いを申し上げます。また、一般質問やご審議の中で賜りました建設的なご提言は真摯に受け止めまして、行政運営に努めてまいります。

結びになりますが、議員各位におかれましては、啓蟄を過ぎてからの大雪となったりいたしまして、寒暖差が激しいことから、健康に留意されまして、引き続き舟形町発展のため、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。閉会の挨拶とさせていただきます。

3月定例会、9日間、本当にありがとうございました。

議長 これで本日の日程は全て終了しました。

以上で会議を閉じます。

令和6年第1回舟形町議会定例会を閉会いたします。

9日間にわたる慎重審議、お疲れさまでございました。

午前10時41分 閉会

上記会議の経過を記載し、その相違ないことをここに署名する。

議 長 齋 藤 好 彦

署 名 議 員 伊 藤 廣 好

署 名 議 員 石 山 和 春